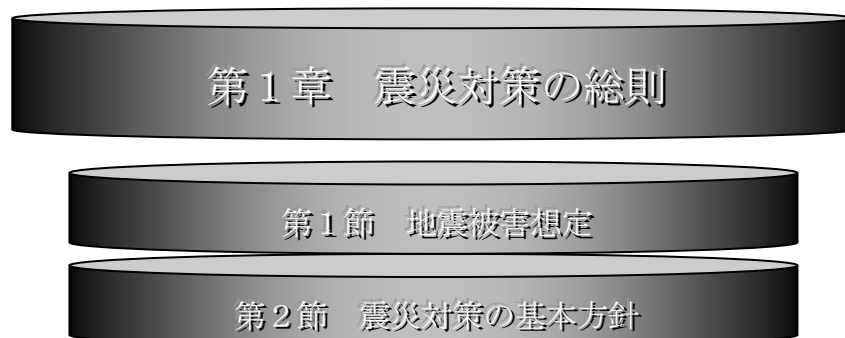


## 第2編 震災対策計画

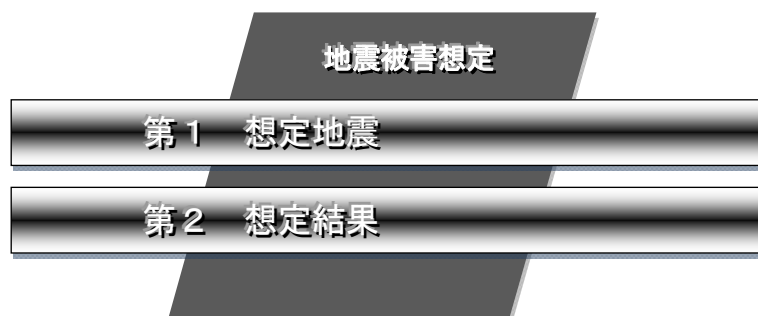
### 第1章 震災対策の総則

本町において起こりうる最も大きな地震被害を想定した上で、今後、本町が備えるべき具体的な震災対策の目標を設定するものである。



#### 第1節 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、地震が起きたときにどの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。



## 第1 想定地震

埼玉県では、最近の学術的な知見や耐震化など防災環境の変化に応じて「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）を実施した。

想定した地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震としている。

### ■想定地震とその概要

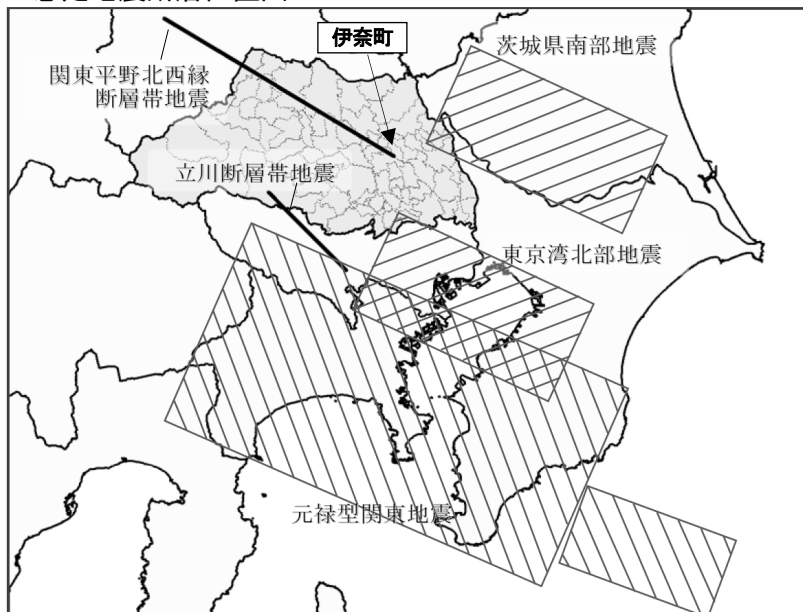
地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要	備考
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	再検証
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%	再検証
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%	新規
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%	変更
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%	再検証

注1) 「備考」欄は、「埼玉県地震被害想定調査」（平成19年9月、埼玉県）との対応を記載した。

注2) ※印の記述は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

### ■想定地震断層位置図



出典) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

## 第2 想定結果

埼玉県において大きな被害を及ぼすと考えられる5つの地震について、県が実施した被害想定結果を用い、伊奈町における被害想定結果を以下に整理した。

建物被害や人的被害など、本町に最も大きな被害をもたらす地震は、最大震度7が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」であり、以下、被害の大きい順に「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「東京湾北部地震」、「立川断層帯地震」となっている。

なお、被害想定は、時間帯や風速について異なるケースを設定して行っているが、以下に表示した数値は、すべてのケースについて被害程度の最も大きな数値を記載した。計算ケースなどの詳細については、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、埼玉県）を参照のこと。

### ■県による地震被害想定結果（伊奈町関連）

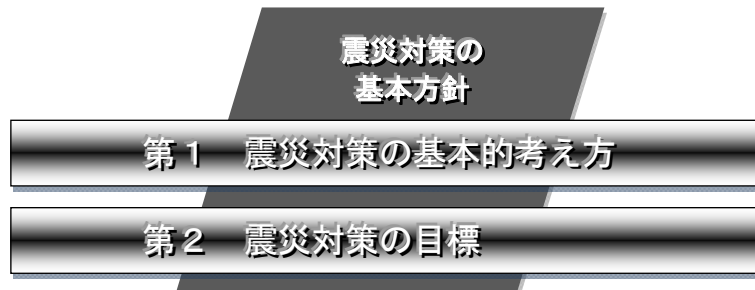
項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	5強	6弱	5強	7	5強	
液状化	高い地域	面積	km <sup>2</sup>	0.000	0.062	0.000	0.531	0.000	
		面積率	%	0.0	0.4	0.0	4.3	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	23	3	647	0	
		全壊率	%	0.0	0.15	0.02	4.21	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	3	51	6	1,657	0	
		半壊率	%	0.02	0.33	0.04	10.78	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	1	1	1	48	0	
		焼失率	%	0.00	0.01	0.00	0.30	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	43	0	
	負傷者数		人	1	3	0	353	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	55	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	27	1,604	239	42,494	0
			1日後	人	6	246	38	6,851	1
		停電率	直後	%	0.06	3.77	0.56	100.00	0.00
			1日後	%	0.01	0.58	0.09	16.12	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	1	2	1	120	0
			不通率	%	0.00	0.01	0.00	0.62	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.6	0.1	16.1	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	5,588	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口		人	147	255	0	29,076	0
	下水道	機能支障人口		人	5,914	7,776	5,583	12,649	4,768
生活支障	避難者数	1日後		人	4	86	13	2,518	1
		1週間後		人	13	103	13	4,408	1
		1ヶ月後		人	4	89	13	6,433	1
	帰宅困難者数	平日		人	9,468	9,468	9,468	9,468	5,930
		休日		人	7,764	7,764	7,764	7,764	4,611
	その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	0.0	0.6	0.1	12.0
			万m <sup>3</sup>	0.0	0.4	0.1	7.8	0.0	

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いた。

出典) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

## 第2節 震災対策の基本方針

本町の震災対策の基本方針は、以下の事項に従って設定する。



### 第1 震災対策の基本的考え方

本町の震災対策は、本町において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」の設定を目的として策定するものである。

### 第2 震災対策の目標

#### 2.1 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。

一方、「東京湾北部地震」は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、「東京湾北部地震」を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他

の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととする。

## 2.2 本町の震災対応の方針

### (1) 地震被害想定結果に対する考え方

県が実施した被害想定の結果、本町に最も大きな地震被害をもたらす地震として「関東平野北西縁断層帯地震」、次に大きな被害をもたらす地震として「茨城県南部地震」が想定されている。

そのため、本町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的に備えるための防災対策の目標として、「関東平野北西縁断層帯地震」への対応策を位置付けるものとする。

### (2) 「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な防災対策の推進

本町は、最も本町に大きな被害をもたらすことが想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」に対する防災対策を迅速に整備するものとする。

本町において「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■ 「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害 (棟)	全壊	647棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化の推進</li> <li>被災建築物危険度判定体制の整備</li> <li>消火体制の整備</li> <li>仮設住宅用地の選定</li> </ul>	
	半壊	1,657棟		
	焼失	48棟		
人的被害 (人)	死者	43人	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動医療体制の整備</li> <li>後方医療機関への搬送体制の整備</li> </ul>	
	負傷者	353人		
	うち重傷者	55人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 2,518人 (1週間後) 4,40人 (1ヶ月後) 6,43人	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される最大避難者約6,500人を収容可能な指定避難所整備の推進</li> <li>1日後の避難者約2,600人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進</li> <li>避難情報の多様な伝達手段の整備</li> <li>避難所運営マニュアルの整備</li> </ul>	
		帰宅困難者		(平日) 9,468人 (休日) 7,764人
ライフライン	上水道	断水人口	29,076人	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管、浄水施設の耐震強化</li> <li>給水体制の整備</li> </ul>
	下水道	機能支障人口	12,649人	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の耐震強化</li> <li>仮設トイレの確保</li> </ul>
	電力	停電人口	42,494人	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点における非常電源の確保</li> </ul>
	都市ガス	供給停止件数	5,588人	<ul style="list-style-type: none"> <li>LPガス施設の整備</li> </ul>
	電話	不通回線数	120回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な情報伝達手段の整備</li> </ul>
		携帯停電率	16.1%	
その他	災害廃棄物	(重量) 12.0万トン (体積) 7.8万m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理体制の整備</li> <li>廃棄物仮置き場候補地の選定</li> </ul>	

■【参考】「茨城県南部地震」により想定される地震被害と防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害 (棟)	全壊	23棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化の推進</li> <li>被災建築物危険度判定体制の整備</li> <li>初期消火体制の整備</li> <li>仮設住宅用地の選定</li> </ul>	
	半壊	51棟		
	焼失	1棟		
人的被害 (人)	死者	0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護班の派遣体制の整備</li> </ul>	
	負傷者	3人		
	うち重傷者	0人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 86人 (1週間後) 103人 (1ヶ月後) 89人	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される避難者を参考に設定した150人を収容可能な指定避難所の整備</li> <li>設定した避難者150人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄</li> <li>避難情報の多様な伝達手段の整備</li> </ul>	
		帰宅困難者		(平日) 9,468人 (休日) 7,764人
ライフライン	上水道	断水人口	255人	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管、浄水施設の耐震強化</li> <li>給水体制の整備</li> </ul>
	下水道	機能支障人口	7,776人	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の耐震強化</li> <li>仮設トイレの確保</li> </ul>
	電力	停電人口	(直後) 1,604人 (1日後) 246人	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点における非常電源の確保</li> </ul>
	都市ガス	供給停止件数	0件	—
	電話	不通回線数 携帯停電率	2回線 0.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な情報伝達手段の整備</li> </ul>
その他	災害廃棄物	(重量) 0.6万トン (体積) 0.4万m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理体制の整備</li> <li>廃棄物仮置き場候補地の選定</li> </ul>	

## 第2章 震災予防計画

地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策は、いつ地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進、老朽化 RC 造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と町民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

このため、本町は、震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

### 第2章 震災予防計画

#### 第1節 震災に強い都市環境の整備

#### 第2節 震災に強い防災体制の整備

#### 第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策



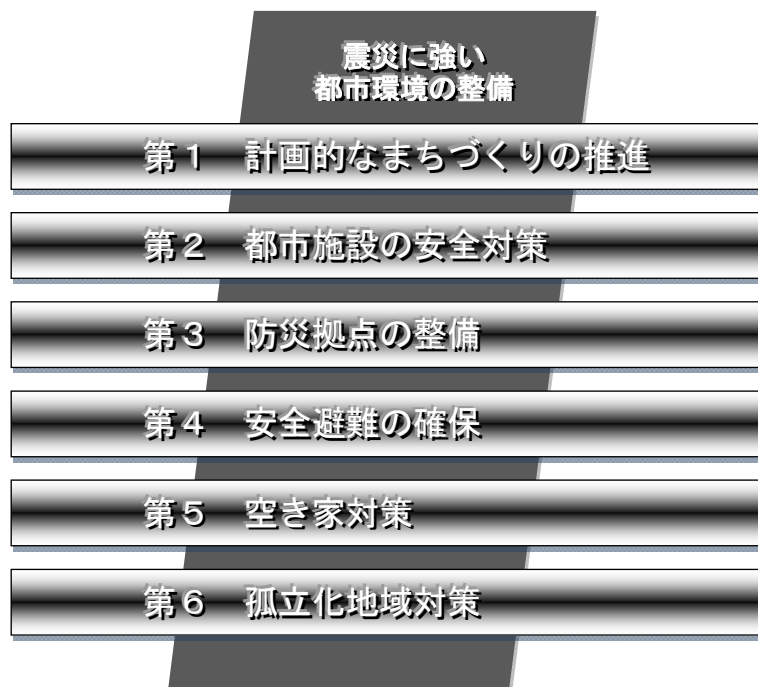
## 第1節 震災に強い都市環境の整備

本町は、蓮田市との境を流れる綾瀬川に沿って広がる稲作を中心とした平地部と市街地が広がる台地部とにより形成されている。綾瀬川沿いに広がる耕作地は地盤が低いこともあり過去において浸水被害が発生しており、また、液状化被害が懸念される地域でもある。台地部では、「埼玉新都市交通伊奈中央駅周辺において本町の新たな魅力と活力づくり」を推進するための土地区画整理事業が完了し、良好な住宅地の形成が図られている。

本町は、これまで順調に人口が増加しており、それに伴い市街化の進展が見られる。そのため、今後は、防災上の視点に立って、安全な市街地の整備、緑地を活かした防災空間の確保、交通ネットワークの整備など、より災害に強い都市空間の形成が求められる。

特に、大規模な地震が発生した場合、公共建築物、交通施設、ライフライン等への機能障害は、町民生活に多大な影響を与えることから、迅速な消防活動、救援・救護活動の展開と町民の生活の早期復旧を図るため、各施設の耐震性の向上を重点とした都市施設の安全化を図るとともに、地域特性に応じた防災拠点の整備とそのネットワーク化及び安全な避難環境の整備を図る必要がある。

そのため、本町の震災に強い都市環境の整備に係る事項は以下に示すとおりである。



## 第1 計画的なまちづくりの推進

地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、震災に強い都市づくりを行うため、以下に示す施策を定める。

### 1.1 防災的土地利用計画

### 1.2 地盤災害の予防

### 1.3 防災空間の確保

## 1.1 防災的土地利用計画【土木課、都市計画課】

本町は、「伊奈町総合振興計画」、「伊奈町都市計画マスタープラン」に基づき各種事業を総合的に展開するとともに、町内の豊かな緑を生かした防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

そのため、本町の防災的土地利用計画は、以下の方策をもって推進するものとする。

### (1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で快適に安心して暮らせるまちづくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

本町では、従来より土地区画整理事業を実施しており、一般市街地の体系的な住環境の改善・整備を図るとともに、良好な市街地空間の形成を計画的に推進している。

#### ■土地区画整理事業の実施状況

[令和4年10月1日現在]

事業名	面積 (ha)	事業期間
伊奈南部土地区画整理事業	72.7	S47 ~ S52年度 (完了)
伊奈町北部土地区画整理事業	53.4	S48 ~ S59年度 (完了)
伊奈町中央土地区画整理事業	32.6	S53 ~ H元年度 (完了)
伊奈町小室第一土地区画整理事業	1.7	H10 ~ H13年度 (完了)
伊奈特定土地区画整理事業	225.4	S61 ~ H22年度 (完了)
伊奈町中部特定土地区画整理事業	73.3	S62 ~ R2年度 (完了)

### (2) 住宅密集地対策の推進

密集した住宅地については、袋小路の解消、避難路の確保等により防災機能が充実した住宅地の形成を図る。

(3) 都市総合防災推進事業の推進

都市の総合防災推進事業は、道路・公園等の整備や老朽住宅の建替等により、安全で良好な市街地に改善し、防災性の向上を図るため、多様な都市整備事業との連携を図る総合的な施策である。市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び町民の防災に対する意識向上を推進する。そのため、本町は、木造住宅が密集し、防災上の危険度が比較的高い地区に対する整備計画等の策定に際しては、今後、本事業の導入を検討していくものとする。

(4) 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

1.2 地盤災害の予防【土木課、都市計画課】

本町においては、砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はなく、地震動により崩落の危険性が考えられる急傾斜地崩壊危険区域の指定もない。

本町の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。

(1) 土地利用の適正化の誘導

土地利用による災害を防止し、町民の安全を確保するため土地利用の適正化の誘導を図る。

項目	内容
都市的 土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。</li> <li>土地区画整理事業や道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。</li> </ul>
自然的 土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の特徴である豊かな緑の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。</li> </ul>

(2) 造成地の災害予防対策

① 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事に関する指導を行う。また、巡回等により違反の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

## ② 災害防止に関する指導基準

- 宅地造成により生じる人工崖面は、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 宅地造成地の地盤が軟弱である場合には、地盤改良を行う。
- 盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による閉め固めや、盛り土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地すべり抑止食い等の安全措置を講ずる。

### (3) 地盤沈下の防止

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下は、建築物、土木構造物の耐震性を劣化させる可能性のあることも指摘されている。このため、本町は、県が実施する地盤沈下関連調査結果等をもとに、地盤沈下の激しい地域とこれらの地域における建築物等の耐震性劣化状況の把握に努める。

なお、本町は、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に定める対象地域（38市町）のうち中央部地域に含まれている。

### (4) 液状化予測地域の災害予防対策

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、本町の綾瀬川に沿った西側の地域において地震による液状化の可能性があり、特に小針内宿、羽貫、大針、小貝戸、南本、栄北、栄中央、栄南、綾瀬北、綾瀬南、綾瀬東、下郷などでは液状化の可能性が高いと予測されている。

そのため、地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法などの各種対策工法の普及に努めるものとする。

また、浅部地盤データの収集とデータベース化の充実を図り、基礎構造等についてのマニュアル等の普及を図るとともに、町民等への適切な情報提供等を促進する。

## 1.3 防災空間の確保【都市計画課、アグリ推進課】

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。これは、公園や緑地などが、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

本町の防災空間の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 都市公園等の整備

本町の公園は、町制施行記念公園をはじめ 41 か所が整備されている。また、まとまりのある豊かな緑地も多く残っている。

今後も、震災時の避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定した既設公園の充実、再整備を推進し、火災時に延焼防止効果のある緑地の保全・新設を図るものとする。なお、公園の整備状況については、資料編を参照のこと。

(2) 農地の保全

本町の農業は、低地部の水田を中心とした稲作とともに、台地部における梨やぶどう等の果樹、野菜、花き等を中心とした都市近郊型農業が展開されてきた。しかし、都市化の進展にともなう農地の減少や、農業者の高齢化や後継者不足など、本町の農業をとりまく環境はますます厳しいものとなっている。

しかし、農地は災害時における被災者への野菜などの供給や火災の延焼防止として重要な機能を担っており、また、井戸等の農業施設の活用等も重要であることから、今後とも、農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化とともに、安心・安全な農産物の生産・供給や地産地消の推進を図っていくものとする。

■経営耕地面積

[単位：ha]

総面積	田	畑	樹園地
190	99	59	32

資料)「2020年農林業センサス」

(3) 広幅員道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

(4) 地区計画等の活用

壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

## 第2 都市施設の安全対策

公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の町民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、本町及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。

2.1 建築物の耐震不燃化

2.2 道路、交通施設の安全対策

2.3 河川施設の安全対策

2.4 倒壊物、落下物の安全対策

2.5 ライフライン施設の安全対策

2.6 危険物施設等の安全対策

### 2.1 建築物の耐震不燃化【都市計画課】

平成18年1月26日、耐震診断・改修の促進等を目指して「耐震改修促進法」が改正され、本町では平成21年3月に「伊奈町建築物耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を促進してきた。平成28年3月に同計画を見直し、一層の耐震化を図るため、令和2年度までの耐震化率を引き上げた。

本町の建築物の耐震不燃化は、以下の方策をもって推進する。

#### (1) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域である（都市計画法）。

防火地域は、商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定めており、木造の建築物は厳しく制限されている。

準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定めるものである。本町では、令和4年3月31日現在、防火地域の指定はないが、準防火地域13.0haが定められている。

## (2) 公共建築物の耐震化

本町では、出先機関、消防署を始めとする防災拠点施設及び避難所として利用される学校等について、耐震化が完了している。

ただし、町役場北庁舎については、旧耐震基準の建物となっており、現行の建築基準法の耐震基準を満たしておらず、過去に実施した耐震診断の結果において、耐震性能不足と判定されている。災害時において防災拠点として災害対策活動を迅速かつ的確に行うことができる安全な建物とするために、令和8年度中に新庁舎の供用開始予定である。

## (3) 社会資本整備の老朽化対策の推進

長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

## (4) 一般建築物の耐震化

### ① 耐震診断

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、本町はそのための助言、指導及び支援を行っており、今後も支援等の充実に努める。

### ② 建築物指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

### ③ 耐震化対策

本町は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

- 劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模の社会福祉施設や、医療施設等について申請の確保に特に配慮する。
- 建築物の耐震診断、改修等に関する町民のための相談窓口を設ける。
- 建築関係団体と連携し、耐震診断および耐震改修設計を行う技術者を養成する。
- 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、情報の提供、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。
- 耐震化に関する町・県の補助制度の活用を促進する。

## ④ 耐震化を促進する地区

令和5年4月に作成された揺れやすさマップにおいて、「地震における地域の危険度」の高い地区や伊奈工業団地内の民間施設について、耐震性の向上を図るよう努める。

- 危険度5（30%以上：地域内の建物の全壊する割合）  
丸山地区、下郷地区
- 危険度4（20%～30%未満）  
丸山地区、栄北地区、栄南地区、栄中央地区

#### (5) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

##### 《注意》

被災建築物応急危険度判定は、地震発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明のために行う被災度区分判定（応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意する。

#### (6) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、本町は被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。このため、被災宅地危険度判定制度を有効に活用し被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

##### 《注意》

「被災建築物応急危険度判定」が地震に対してのみ行われるのに対し、「被災宅地危険度判定」は地震だけではなく降雨災害に対しても行われる。

## 2.2 道路、交通施設の安全対策

### 【県、危機管理課、土木課、都市計画課、東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)】

本町の道路網は主要地方道さいたま栗橋線をはじめ、主要地方道上尾久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道上尾環状線、一般県道蓮田鴻巣線、一般県道上尾蓮田線によって構成されており、都市計画道路は、現在15路線が都市計画決定されている。

また、公共交通網は、上越新幹線に併走し、ニューシャトルが運行されているほか、JR上尾駅、JR蓮田駅等を結ぶ路線バス、町内循環バス「いなまる」が運行されている。

道路、鉄道等は、震災時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担うことから、これらの施設が地震で大きな被害を被った場合、人命にかかわる大事故が多発することが予想されることのみならず、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。

本町では、広域幹線道路から身近な生活道路まで、町民の安全性と利便性に配慮しつつ道路の整備を推進してきた。今後とも、将来の広域交通体系や町内の交通状況の変化に対応しつつ、子どもから高齢者・障がい者までのだれもが安全・便利に利用することができる道路整備を計画的に推進していく。本町の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

#### (1) 道路網の段階的な整備

町内及び周辺都市との連絡を容易にし、交通を円滑に処理するとともに緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、広域幹線道路に接続する幹線道路及び地域幹線道路を中心に梯子状の道路網を段階的に整備する。



また、格子状の市街地道路網を形成することによって、道路の防災機能の代替性を確保するとともに、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の形成を図るとともに、生活道路を含め、その整備方針を明らかにする。

① 幹線道路の整備

広域幹線道路として主要地方道さいたま栗橋線及び本町域外の通称第二産業道路を位置付け、南北の都市計画道路伊奈中央線と東西の都市計画道路上尾久喜線、さいたま菖蒲線、上尾伊奈線、上尾白岡線、上尾蓮田線、一般県道上尾環状線の7路線を幹線道路として整備し、地域間の交流を強化する都市軸及び周辺市への円滑な接続を促進する。

② 地域幹線道路の整備

都市計画道路伊奈東線（学園通り）、いな穂街道などを地域幹線道路として整備し、南北を走る都市計画道路伊奈中央線を補完し、市街地への円滑な接続を促進する。

③ 生活道路の整備

町民の身近な生活道路は、安全なまちを目指し、狭幅員道路を消防活動等が円滑に行えるよう計画的に拡幅整備し、幹線道路への接続や利便性の向上を図る。

(2) 道路施設の安全化

県道及び町道の各道路管理者は、管理道路に対して危険箇所がある場合には対策を実施し、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障ないようにする。

(3) 鉄道施設の安全化

東日本旅客鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社は、路線構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。なお、本町は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進める。

2.3 河川施設の安全対策【県、土木課】

本町には利根川水系の1級河川である綾瀬川及び原市沼川（一部準用河川）が本町を取り囲むように流れており、近年の都市化の進展に伴い集中豪雨などによる浸水や冠水に対する被害防止を図るため、総合的な雨水排水対策の実施が求められている。

本町の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

■河川の状況

名称	区間 (m)	管理者
綾瀬川	9,125	埼玉県
原市沼川	5,190	伊奈町、上尾市、埼玉県

(1) 町管理河川の安全化

地震災害時における河川施設の安全化に努めるとともに、河川や降雨に関する的確な情報収集を実施し、出水に迅速に対応できる体制を整えるように努める。

(2) 各河川管理者との連携

総合治水事務所は、綾瀬川に関し、河道改修・浚渫等により、地震による水害発生の未然防止に努め、今後もより一層の耐震対策の実施を図る。

本町は、埼玉県の地震等による水害の防止対策等に積極的に協力し、本町域にかかわる河川施設の安全化を促進する。

なお、北本県土整備事務所では、原市沼川下流部の 2,467m について、原市沼調節池事業を実施している。

■原市沼調節池の概要

項目	内容
名 称	原市沼調節池
位 置	伊奈町小室 上尾市原市、瓦葺
池 の 数	5 か所
総 面 積	約 35.5ha (東京ドーム約 8 個分)
調節容量	608,000m <sup>3</sup>

2.4 倒壊物、落下物の安全対策【土木課、都市計画課】

ブロック塀は安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、1978年宮城県沖地震により、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが明らかになった。

その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物（看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査等を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

本町の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) ブロック塀対策

- ① 避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査等を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
- ② ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び町広報紙等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
- ③ ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査等に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、ブロック

塀の改修や生け垣化等の実施に対し助成措置行う等、その推進に努める。

- ④ 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、かき又は柵の構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

## (2) 落下物等対策

### ① 落下防止対策の実施

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は、管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導する。

### ② 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

### ③ 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導等を行っていく。

### ④ 改修等の指導

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し回収を指導する。

### ⑤ 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

本町は、県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

## (3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

県では、これら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカー、飲料メーカー及びたばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行っている。

本町としても、県の取り組みを参考にし、対応していくものとする。

## (4) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

## 2.5 ライフライン施設の安全対策 【土木課、上下水道課、クリーンセンター、伊奈都市ガス(株)他ガス業者、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】

町民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策活動を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。

このため、本町及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める必要がある。

震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進めるうえで、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。

このため、上下水道、電気、ガス、通信施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、よりいっそうの施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

本町のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 上水道施設の安全対策

本町の上水道は、自己水源と県水からの受水により給水を行っている。

今後とも、安定した水の供給を図るため、施設の整備と水源の確保を進めていくが、地域の地盤の状況等を考慮して耐震性の高いダクタイル鋳鉄管等の採用を図り継手部の伸縮性の向上、強化等、配水管の整備及び浄水施設の耐震強化対策を実施する。また、災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練にも努める。

### (2) 下水道施設の安全対策

本町の下水道は、昭和47年に11市6町(令和4年6月1日現在、11市4町)を対象とする中川流域下水道計画の策定に伴い、伊奈処理区域として位置づけられ、この計画に基づき平成3年度に栄地区の一部で供用を開始した。

本町は、震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。そのため、下水管渠、マンホール、ポンプ場等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が実施できるように調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

具体的な震災対策は以下のとおり実施するものとする。

- ① 下水道施設は、伊奈町下水道事業業務継続計画(伊奈町下水道BCP)(平成26年3月策定、令和4年4月改定)に基づき、災害時に優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧を図るものとする。
- ② 中継ポンプ場の電力供給停止時の電力確保のため、自家発電装置の定期的な保守点検を実施する。また、伊奈町下水道ストックマネジメント計画(令和2年10月策定)に基づき、ポンプ場施設の簡易調査を行い、老朽箇所について改築を行う。
- ③ 伊奈町公共下水道総合地震対策計画(令和4年6月策定)に基づき、影響の大きい管渠から順に耐震診断を行い、管渠の耐震化、マンホールの浮上防止等の対策を順次行う。
- ④ 伊奈町公共下水道総合地震対策計画(令和4年6月策定)に基づき、マンホールトイレシステムの整備を進める。
- ⑤ 災害時は公益財団法人日本下水道管路管理業協会と「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき、復旧支援協力を要請する。

■下水道の整備状況

[令和3年度末現在]

事業計画区域		布設完了区域		敷設完了面積率 (%)
面積 (ha)	人口 (人)	供給開始面積 (ha)	人口 (人)	
541.2	35,085	531.37	33,735	98.2

資料) 上下水道課 (旧都市整備課)

(3) ガス施設の安全対策

本町におけるガスの利用は、主にLPガスであるが、都市ガスの供給も増加している。

都市ガス施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東京ガスネットワーク(株)の規定により進められるものであるが、本町は同社から町民への防災面での啓発等における協力を求められた場合、積極的に対応し都市ガス施設の安全化に寄与する。

LPガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進するものであるが、本町は、LPガス業者等から町民への防災面での啓発等における協力を求められた場合、積極的に対応しLPガス施設の安全化に寄与する。

(4) 電気施設の安全対策

東京電力パワーグリッド(株)は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、更に従来を経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(5) 電気通信設備の安全対策

東日本電信電話(株)は、地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、東日本電信電話(株)埼玉事業部に災害対策本部を設置し、組織・要員・資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

(6) 廃棄物処理施設の安全対策

本町は、施設の耐震化、不燃堅牢化を図り、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

(7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

## 2.6 危険物施設等の安全対策【県、町、上尾市消防本部】

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導を徹底するほか、上尾市消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能の向上を図る。

本町の危険物施設等の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

なお、本町の危険物施設設置状況は以下のとおりである。

危険物施設		伊奈町内
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	24
	屋外タンク貯蔵所	5
	屋内タンク貯蔵所	0
	地下タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	2
	屋外貯蔵所	2
取扱所	給油取扱所	12
	販売取扱所	0
	一般取扱所	19

#### ① 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法 第12条及び第14条の3の2）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

#### ② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

#### ③ 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

#### ④ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

なお、本町の高圧ガス施設の設置状況は以下のとおりである。

■高圧ガス取扱・貯蔵施設等		[令和4年3月31日現在]
種別	施設数	
製造所	37	
貯蔵所	5	
簡易ガス供給施設	9	
高圧ガス販売所	23	
300kg以上 取扱貯蔵施設	310	
合計	384	

資料) 県危機管理防災部化学保安課

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

■対応すべき事項

- ・ 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- ・ 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- ・ 関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

② 上尾市消防本部による対応

■対応すべき事項

- ・ 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- ・ 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- ・ 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

③ 町による対応

LPGガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

(3) 毒物劇物施設の保安対策

県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 上尾市消防本部による対応

■対応すべき事項

- ・ 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防、又は対策を研究する。
- ・ 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

② 鴻巣保健所による対応

■対応すべき事項

- ・ 毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- ・ 取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講ずるよう指導する。
- ・ 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し毒物劇物貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
- ・ 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。
- ・ 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。



## 第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。  
防災拠点の整備は次の施策により推進する。

### 3.1 防災拠点のネットワーク化

### 3.2 防災拠点施設の整備

#### 3.1 防災拠点のネットワーク化【コミュニティ推進課、危機管理課】

防災拠点は、平常時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所であるが、災害が発生した場合には、直ちに町民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集・伝達の場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通便利性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、町全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本町は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す方策に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

##### (1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、地区拠点避難所、避難所及び避難場所に区分し各防災拠点間の連携を図るようにする。

##### 《参考》

##### ◆ 「避難所」、「避難場所」について

- 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設
- 避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所  
本町では、洪水、地震、大規模な火災、内水氾濫ごとに指定されている。

(2) 防災中枢拠点の設定

町役場を防災中枢拠点と位置付け、本町の統括的防災活動を担う。

このため、町役場の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全町的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

(3) 地区及び防災ブロックの設定

本町を北部、中部、南部の3つの地区（消防団の区分にも対応）に区分し、さらに、地区を2～3区分して7つの防災ブロックを作成し防災上の基本区域とする。

■地区及び防災ブロック区分と行政区分

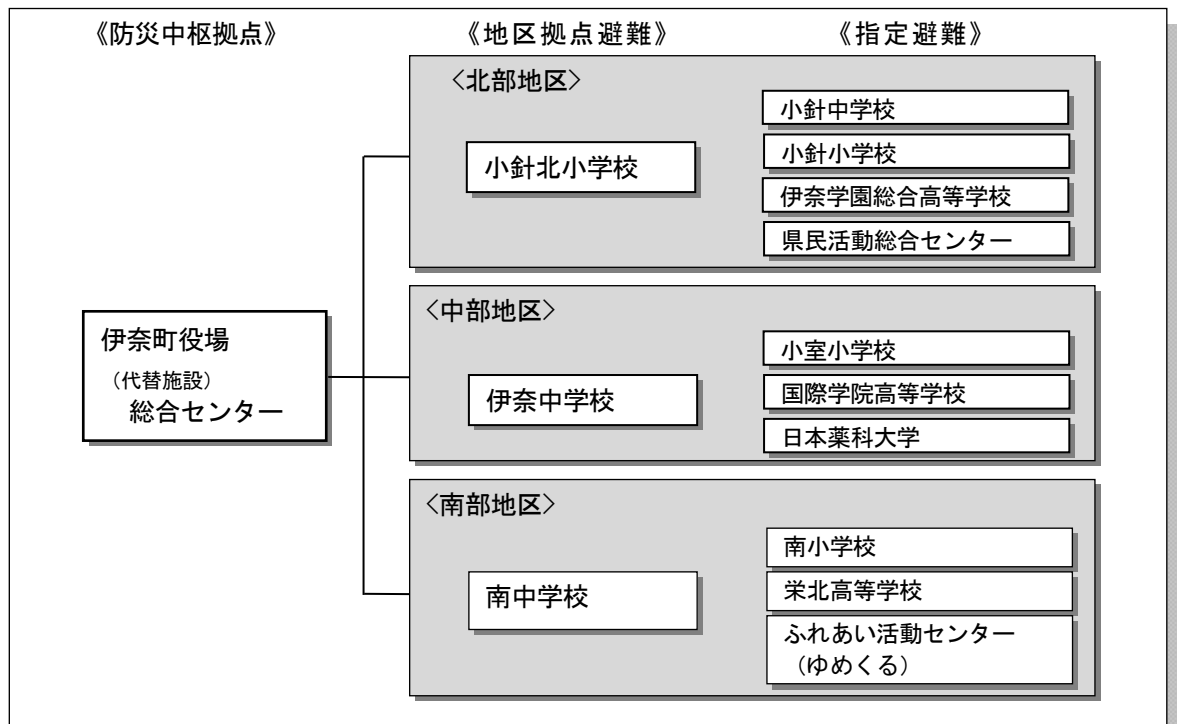
地区	防災ブロック	行政区
北部	大針	大針、細田山、学園中央
	小針	羽貫、小針新宿、小針内宿、光ヶ丘
中部	本	志久、南本、北本
	中央	小貝戸、中央
	柴中荻	柴中荻、若榎、大山
南部	丸山	丸山、下郷
	栄	下郷、栄南、栄中央、栄北、綾瀬東、綾瀬南、綾瀬北

(4) 避難所等の指定

本町は、町内にある学校の屋内運動場等13か所を避難所として指定しており、また、公園や避難所の校庭等を利用して21か所を避難場所として指定している。各地区に地区拠点避難所を置き、避難所の情報の集約及び防災中枢拠点への情報伝達を行う。

指定された避難所全部の収容能力は、8,780人で本町の総人口45,021人（外国人を含む、令和4年4月1日現在）の19.5%となっている。

■防災拠点のネットワーク



### 3.2 防災拠点施設の整備【コミュニティ推進課、危機管理課】

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

本町全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

#### ■本町の各種防災拠点

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部拠点として各地区拠点への指示</li> <li>各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整</li> </ul>	災害対策本部は、町役場に設置する。 ただし、町役場が被災した場合は、総合センターに設置する。
地区拠点避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災中枢拠点との連携</li> <li>地区ごとの避難場所との連携</li> <li>食料の備蓄</li> </ul>	地区拠点避難所は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>北部地区：小針北小学校</li> <li>中部地区：伊奈中学校</li> <li>南部地区：南中学校</li> </ul>
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の消火活動</li> <li>傷病者の救急・救護活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上尾市東消防署伊奈分署</li> <li>各消防団待機施設等</li> </ul>
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の活動拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町制施行記念公園 (宿营地、臨時ヘリポートとして)</li> </ul>
避難拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所：13か所</li> <li>避難場所：21か所</li> <li>福祉避難所：5か所</li> </ul>
物資拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用物資の備蓄</li> <li>避難拠点への物資の供給拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災備蓄倉庫：19か所</li> <li>物資の中継基地：総合センター</li> </ul>

各種防災拠点においては、施設・設備について、太陽光発電などの代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

## 第4 安全避難の確保

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難行動を行えるように、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。

### 4.1 適切な避難行動に関する普及啓発

### 4.2 避難計画の策定

### 4.3 避難拠点の整備

### 4.4 避難路の整備

#### 4.1 適切な避難行動に関する普及啓発【危機管理課】

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

##### (1) 町民向けの普及啓発

町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、本町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

#### 4.2 避難計画の策定【危機管理課】

##### (1) 避難計画の策定

本町は、避難計画を作成するとともに、各区及び自主防災組織等を通じて避難支援組織の確立に努める。

##### (2) 避難行動要支援者避難支援プランの策定

詳細については「本章 第3節 第4 災害時の要配慮者の安全対策」を参照のこと。

##### (3) 避難所運営マニュアルの整備

避難所の運営は、開設当初は本町が派遣した職員を中心に運営するが、その後は、自主防災組織などの地区組織や避難者による自主運営組織を立ち上げ、本町、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていかなければならない。そのため、本町は、避難所に避難してきた地域住民が主体的に避難所を運営していくために

実務的な内容をまとめた「避難所運営マニュアル（令和5年4月）」を作成した。なお、マニュアルは、「第2次伊奈町男女共同参画プラン（令和4年3月）」や「伊奈町災害時要援者避難支援プラン（平成27年4月）」を参考にして、避難所運営への女性の参加及び女性、要配慮者への配慮について記載しているが、自主防災組織などの意見を広く反映し、随時見直しを行うものとする。

#### (4) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ① 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ② 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法等
- ③ 不特定多数の人々が入り出りする都市施設では、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ④ 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、本町、警察署、上尾市消防本部との連携等

#### (5) 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。なお伊奈町地域防災計画に基づき、上尾市消防本部、警察署、伊奈町及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

#### (6) 私立学校等の避難計画

本町は、私立学校等が、(5)に準じて自主的な避難対策を立てるよう、私立学校等に対して適切に助言していくものとする。

### 4.3 避難拠点の整備【コミュニティ推進課、危機管理課】

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。

また、平常時には町民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本町は、学校、公園等の公共施設を活用し、これまでに13か所の避難所、21か所の避難場所を整備してきたが、今後も、避難所、避難場所についてより一層の整備に努める。特に、通常の避難所生活が困難な介護を必要とする高齢者や障がい者を受け入れる福祉避難所の整備に努める。また、大規模災害時に他都道府県から避難者の受け入れについて要請があった場合に対応できるよう、あらかじめ施設を選定して避難者の受け入れに備えるものとする。

なお、町内には防災空間としての機能を有する緑地や農地が広がっているため、地域全体が火災延焼の拡大などによって危険になった場合に地域の大人数の避難先となる広域避難場所については指定しないものとする。

(1) 避難所の整備

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、町外からの来訪者等が帰宅できない者が利用する一時的な場として、主に学校の屋内運動場や公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

本町の避難所の指定状況を、地区別、防災ブロック別に以下に表示する。なお、以下で示す「避難所」は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定避難所」のことであり、指定基準は、おおむね以下のとおりとする。

■避難所の指定基準

- ・ 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・ 被災者の生活の本拠地となり得る設備、施設を有すること。
  - ✓ 宿泊できる施設であること。
  - ✓ 食料、飲料水、生活必需品が確保できること。
  - ✓ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
  - ✓ 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
  - ✓ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
  - ✓ 環境衛生上、問題のないこと。
- ・ 地震災害時の安全が確保できる施設であること。
  - ✓ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
  - ✓ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
  - ✓ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。

■避難所の指定状況

[令和4年8月1日現在]

地区	防災ブロック	名称	住所	電話 (局番 048)	収容面積 (屋内運動場)	収容可能人数		
						施設別	ブロック	地区
北部	大針 小針	小針中学校	学園 2-207	722-9321	1,290	480	3,920	4,400
		小針小学校	寿 2-80-1	728-3002	1,594	590		
		小針北小学校	内宿台 5-214-1	727-0761	1,406	520		
		県立伊奈学園総合高等学校	学園 4-1-1	728-2510	6,349	2,380		
		県民活動総合センター	内宿台 6-26	728-7111	1,150	430		
中部	本 中央 柴中荻	小室小学校	小室 7981	721-1624	947	350	2,080	2,910
		伊奈中学校	小室 5166	721-2305	1,296	480		
		国際学院高等学校	小室 10474	721-5931	4,592	1,720		
		日本薬科大学	小室 10281	721-1155	977	360		
南部	丸山 栄	南中学校	小室 3001	723-1117	1,399	520	950	1,470
		南小学校	栄 4-1	722-5231	732	270		
		栄北高等学校	小室 1123	723-7711	1,197	440		
		ふれあい活動センター(ゆめくる)	小室 2450-1	724-0717	644	240		
合計					23,573	8,780	8,780	8,780

注1) 「収容面積」の単位は「㎡」、「収容可能人数」の単位は「人」。

注2) 避難所の収容者数は、屋内運動場面積の75%を有効収容面積、一人当たりの専有面積を2.0㎡として算定した。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する避難所の収容能力 [令和4年8月1日現在]

地区	防災ブロック	要避難者数 (A) (人)		収容可能人数 (B) (人)		収容能力			
						B-A (人)		B/A (%)	
北部	大針	375	2,296	480	4,400	105	2,104	128	192
	小針	1,921		3,920		1,999		204	
中部	本	433	692	350	2,910	△83	2,218	81	421
	中央	162		480		318		296	
	柴中荻	97		2,080		1,983		2,144	
南部	丸山	426	3,512	520	1,470	94	△2,042	122	42
	栄	3,086		950		△2,136		31	
合計		6,500	6,500	8,780	8,780	2,280	2,280	135	135

注) 要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数 6,500 人を、平成 26 年 8 月 1 日現在の防災ブロックの人口比率を用いてあん分し、算出した。

■「茨城県南部地震」に対する避難所の収容能力【参考】 [令和4年8月1日現在]

地区	防災ブロック	要避難者数 (A) (人)		収容可能人数 (B) (人)		収容能力			
						B-A (人)		B/A (%)	
北部	大針	7	52	480	4,400	473	4,348	6,857	8,462
	小針	45		3,920		3,875		8,711	
中部	本	10	16	350	2,910	340	2,894	3,500	18,188
	中央	4		480		476		12,000	
	柴中荻	2		2,080		2,078		104,000	
南部	丸山	10	82	520	1,470	510	1,388	5,200	1,793
	栄	72		950		878		1,319	
合計		150	150	8,780	8,780	8,630	8,630	5,853	5,853

注) 要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数 150 人を、平成 26 年 8 月 1 日現在の防災ブロックの人口比率を用いてあん分し、算出した。

(2) 避難所における生活環境の確保

避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

- ① 避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- ② 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- ③ 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

(3) 避難場所の整備

避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、



都市公園、学校の屋外運動場等を活用する。なお、以下で示す「避難場所」は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定緊急避難場所」のこととし、指定基準は、おおむね以下のとおりとする。

なお、本町の避難場所の整備状況を以下に表示する。

■避難場所の指定基準

地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと
① 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
⑤ 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

■避難場所の指定状況

[令和4年8月1日現在]

地区	防災ブロック	名称	住所	空き地面積	収容可能人数
北部	大針 小針	小針中学校校庭	学園 2-207	18,407	6,900
		向原児童公園	寿 4-33	2,600	1,000
		小針小学校校庭	寿 2-80-1	9,114	3,400
		小針北小学校校庭	内宿台 5-214-1	7,560	2,800
		伊奈学園総合高等学校校庭	学園 4-1-1	75,100	28,100
		町制施行記念公園	小針内宿 732-1	42,200	15,800
		北部区画整理組合事業完成記念児童公園	寿 2-358	650	250
		宮前児童公園	寿 1-430	1,700	600
		下宿児童公園	寿 1-170	1,250	450
		原児童公園	寿 3-229	2,200	800
		きんもくせい公園	西小針 4-207-1	4,000	1,500
		県民活動総合センターグラウンド	内宿台 6-26	8,239	3,000
中部	本 中央 柴中荻	小室小学校校庭	小室 7981	8,494	3,200
		伊奈中学校校庭	小室 5166	11,685	4,350
		中央児童公園	本町 1-136	1,450	550
		国際学院高等学校校庭	小室 10474	22,407	8,400
南部	丸山 栄	南中学校校庭	小室 3001	16,587	6,200
		南小学校校庭	栄 4-1	8,107	3,000
		中島児童公園	栄 2-88	1,450	550
		志の崎児童公園	栄 1-112	1,300	500
		南部大公園	栄 4-181	10,700	4,000
合計				255,200	95,350

注1) 「収容面積」の単位は「㎡」、「収容可能人数」の単位は「人」。

注2) 避難場所の収容可能人数は、空き地面積の75%を有効収容面積、一人当たりの専有面積を2.0㎡として算定した。

■地区別の避難者数と収容能力（避難場所）

[令和4年8月1日現在]

地区	人口 (人)	収容可能人数		要避難者数			
		人数 (人)	人口に対する割合 (%)	関東平野北西縁断層帯地震		茨城県南部地震	
				人数 (人)	収容率 (%)	人数 (人)	収容率 (%)
北 部	20,783	64,600	310	2,296	2,813	52	124,231
中 部	13,026	16,500	127	692	2,384	16	103,125
南 部	10,279	14,250	139	82	17,378	3,512	406
合 計	44,088	95,350	216	150	63,567	6,500	1,467

注1) 要避難者数は、県の被害想定結果を参考に震災対策の目標として設定した要避難者数を用いた。

注2) 人口は、住民基本台帳（外国人を含む、平成26年8月1日現在）による。



#### (4) 町民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、町民が自主防災活動を通じて把握する。

##### ■把握する空地の目安

- ・ 高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- ・ 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- ・ 町民によく知られた地域に密着した場所であること。

#### (5) 隣接市町の避難所の利用

本町は、災害時における避難所の相互利用に関する協定を、蓮田市と締結している。そこで、町域の周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

#### (6) 福祉避難所（二次避難所）の指定

要配慮者（詳細は「本章 第3節 第4 災害時の要配慮者の安全対策」を参照）に必要な支援を行うために、二次避難所として福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

本町の福祉避難所の指定状況は、次のとおりである。

##### ■福祉避難所の指定状況

[令和4年11月1日現在]

名 称	住 所	電 話
特別養護老人ホーム伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122
特別養護老人ホームみちみち伊奈中央	小室 9544-3	048-723-5300
特別養護老人ホームみちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-2311
特別養護老人ホームこころの杜	小室 5047-5	048-872-6016
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお	上尾市平塚 820	048-771-0537

注) 協定内容の詳細については、資料編を参照のこと

#### (7) 避難所運営計画の策定

本町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・ 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・ 避難所の管理・運営体制
- ・ 福祉避難所の設置
- ・ 災害対策本部との情報連絡体制
- ・ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- ・ 被災者の自立支援

なお、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

#### (8) 住民への周知

本町は、避難場所、避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域等）の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

### 4.4 避難路の整備【危機管理課、土木課、都市計画課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る必要がある。

#### (1) 避難路の指定

避難路は、被災地から避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

##### ■避難路の指定要件

- ・避難路は、おおむね6m以上の幅員を有するものとする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ・避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- ・避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

■案内標識・誘導標識の整備

案内標識の整備に際しては、必要に応じて外国語併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。  
また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。

■一覧標識の整備

一覧標識を用いて、町民や来訪者等に対し町内の避難所を周知するため、駅前等を中心に、本町の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な救援活動であり、避難の勧告・指示を実施した場合には、町民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

■避難順位

- ① 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者
- ② 一般町民
- ③ 防災従事者

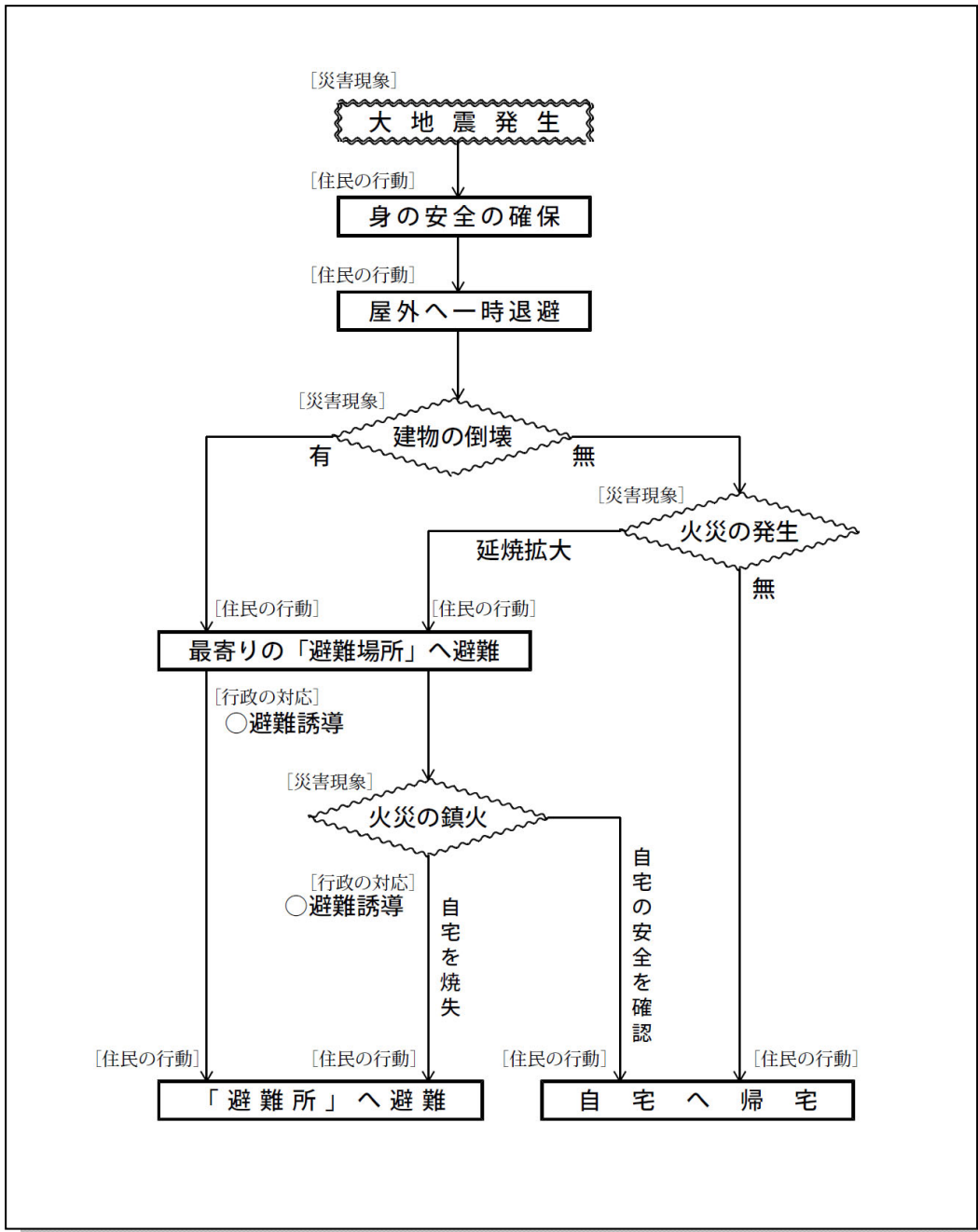
■誘導體制

本町は、避難者の安全を確保するため、交通規制の必要がある場合には、必要に応じて警察に要請する。

■避難方式

避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（避難場所→避難所）あるいは、直接避難が適切かを、あらかじめ検討する。

■避難行動の流れ



## 第5 空き家対策

災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるように努める。

空き家対策は、以下の施策により推進する。

### 5.1 空き家の実態把握及び措置

#### 5.1 空き家の実態把握及び措置

適切な空き家対策を講ずるためには、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対し指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

## 第6 孤立化地域対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

孤立化地域対策は、以下の施策により推進する。

### 6.1 孤立化地域対策

#### 6.1 孤立化地域対策

孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄を行う。

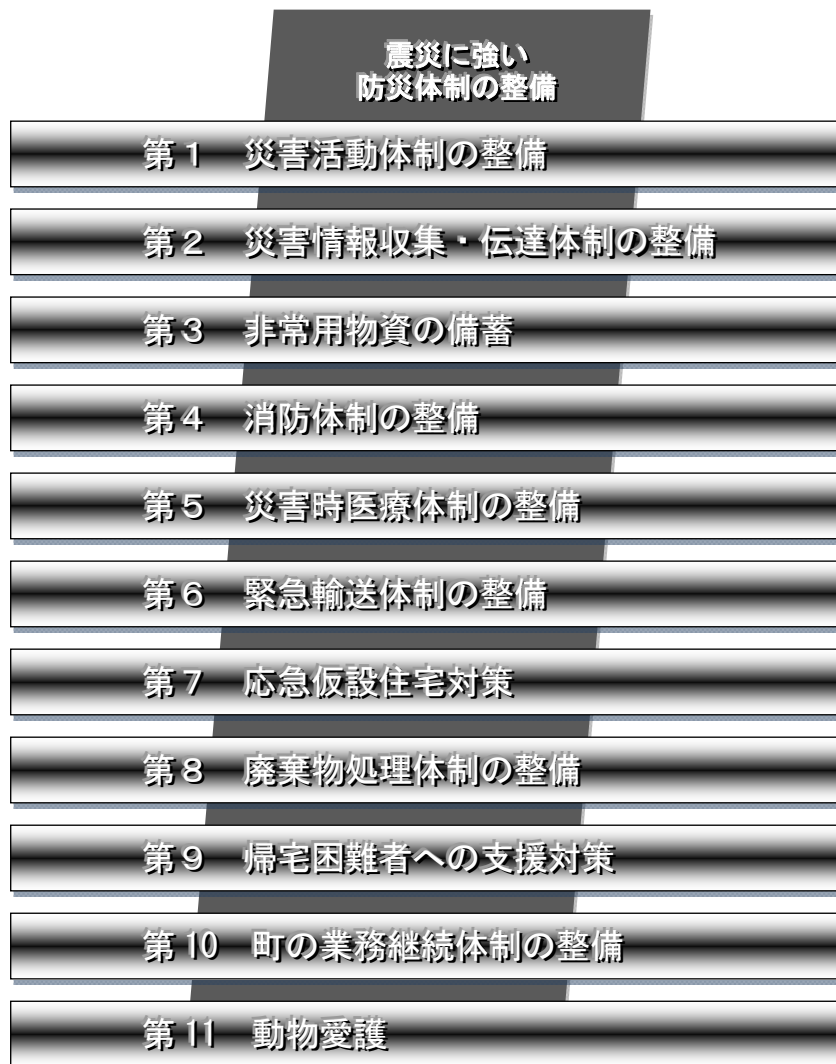
## 第2節 震災に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受け入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本町においても、近年の都市化の進展と人口の増加に伴い、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は阪神・淡路大震災及び東日本大震災と類似した都市型の地震被害となると考えられる。

これらのことから、今後本町で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

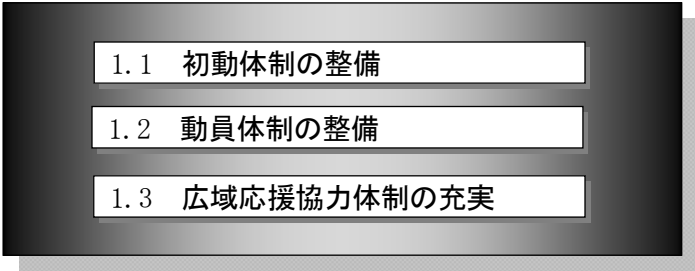


## 第1 災害活動体制の整備

本町において、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

- 
- 1.1 初動体制の整備
  - 1.2 動員体制の整備
  - 1.3 広域応援協力体制の充実

### 1.1 初動体制の整備【危機管理課、各課共通】

本町では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

本町の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### (1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、本町は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度5弱以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

#### (2) 緊急連絡機器の整備

本町は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。また、待機判断に必要な情報共有も含めビジネスチャットツール等の利用を推進する。

#### (3) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する本町の中核組織であるため、町役場のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震診断及び補強を行うとともに通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な機材、文房具等災害対策本部に必要なものを耐震性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

## 1.2 動員体制の整備【危機管理課、各課共通】

突然の地震に対しても応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、震度階級に応じた職員の動員計画を定めた伊奈町職員初動マニュアルをもとに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

本町の動員計画等の整備は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を事前に作成しておくものとする。危機管理課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

### (2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、伊奈町職員初動マニュアルの周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

#### ■活動マニュアルの記載事項

- ・ 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ・ 災害時における体制（動員・連絡体制等）
- ・ 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- ・ 個人別覚書（携帯品等）

### (3) 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

#### ■防災担当職員の教育

危機管理課の職員は、防災要員として本町の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。



■職員の防災教育

項目	内容
方法及び機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任研修</li> <li>・ 職場研修</li> <li>・ 見学、現地訓練等の実施                      応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等、各種訓練の継続的な実施。</li> <li>・ 防災活動手引き等印刷物の配布                      全職員に対する伊奈町職員初動マニュアルの周知徹底。</li> </ul>
習熟内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の地域の災害特性</li> <li>・ 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</li> <li>・ 初動時の活動要領</li> <li>・ 自然災害の発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性</li> <li>・ 過去の主な被害事例</li> <li>・ 防災知識と技術</li> <li>・ 防災関係法令の運用</li> <li>・ その他の必要な事項</li> </ul>

1.3 広域応援協力体制の充実【危機管理課】

本町及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本町の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

本町の広域応援体制の充実は、以下の方策をもって推進する。

(1) 市町村間の相互応援体制の整備

町内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災対法第67条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、地震による大規模災害の場合、被災地は本町に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

本町が締結している相互応援協定については以下のとおりである。

■災害時における相互応援協定

[令和4年10月1日現在]

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の相互応援に関する協定書	つくばみらい市（茨城県）	H25. 3. 19	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣
	鮭川村（山形県）	H25. 6. 21	
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	蓮田市	H14. 1. 24	避難場所の相互利用
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	H19. 5. 1	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣等
災害時における相互応援に関する協定	関東町村会	H29. 10. 16	災害時の物資、資機材の提供、人員の派遣
伊奈町・みなかみ町友好都市提携協定書	みなかみ町（群馬県）	H29. 9. 29	災害時の相互応援

注) 協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

(2) 防災関係機関との協力体制の整備

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため以下に示すような整備を図るものとする。

■職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

■職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

■防災関係機関との協力体制

[令和4年10月1日現在]

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23. 1. 27	災害時における各種情報の交換、情報連絡員の派遣及び防災に関する地図等の資料整備の協力

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

これらの団体及び協力業務は、次のとおりである。

■公共的団体等との協力体制

[令和4年10月1日現在]

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害発生時における伊奈町と上尾郵便局及び伊奈町内郵便局の協力に関する協定	上尾郵便局	R3. 1. 7	避難場所・物資集積場所の提供、収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の提供、臨時郵便差出箱の設置、郵便・為替貯金・簡保保険の災害特別事務取扱等（災害部分抜粋）
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	県立伊奈学園総合高等学校	H23. 1. 26	災害時に避難施設として使用する施設の管理運営に関する鍵の貸与及び防災関連情報の共有化等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	さいたま農業協同組合	H24. 10. 18	災害時における被災者を救援するための応急生活物資の調達及び安定供給
災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H29. 9. 20	災害時における協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務の支援

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書	建設埼玉 上尾伊奈地区本部	R2. 3. 16	倒壊建築物の救出救援活動、収容施設及び町施設の応急修理及び災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定書	埼玉土建一般労働組合 上尾伊奈支部	R3. 2. 24	倒壊建築物の救出救援活動、収容施設及び町施設の応急修理及び災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29. 3. 28	罹災証明書申請書類、自動車登録申請書類、相続関係書類、許認可申請書類、権利義務・事実証明関係書類及びその他行政書士法に定める業務に関する相談
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	H28. 7. 20	相続、不動産登記及び商業・法人登記、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度、成年後見制度及びその他司法書士法に定める業務に関する相談
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 桶川北本伊奈地区医師会	H29. 2. 28	傷病者の症状判別、医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定、傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供、死亡の確認及び死体の検案及びその他巡回診療等、医療救護活動に必要な措置
災害時の医療救護活動等に関する協定書	上尾伊奈地域薬剤師会	H29. 2. 28	救護所や避難所等における医師、歯科医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導、医薬品等の集積場所における医薬品の仕分け及び管理及びその他医療救護活動等に必要な措置
災害時の医療救護活動に関する協定書	(公社) 埼玉県柔道整復師会中央支部	R2. 3. 17	救護所等における骨折・脱臼・打撲・捻挫・筋挫傷の負傷者に対する応急手当、負傷者に対する応急手当に必要な衛生資材等の提供及びその他医療救護活動に必要な措置
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社) 埼玉県北足立歯科医師会	H29. 2. 28	傷病者の症状判別、歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定、傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療の提供、死体の検視及び身元確認の協力及びその他巡回診療等、歯科医療救護活動に必要な措置

注) 協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

■協力体制の確立に努める公共的団体等

名称	所在地	電話
桶川・北本・伊奈地区医師会	北本市二ツ家 3-183	048-591-3140
伊奈町赤十字奉仕団	伊奈町中央 4-355	048-721-2111
伊奈町くらしの会	伊奈町中央 4-355	048-721-2111
伊奈町食生活改善推進員協議会	伊奈町中央 5-179	048-720-5000
伊奈町企業防災連絡協議会	伊奈町小室 4885	048-721-2111
伊奈町商工会	伊奈町中央 4-401	048-722-3751
伊奈町社会福祉協議会	伊奈町中央 1-93	048-722-9990
さいたま農業協同組合	さいたま市見沼区東大宮 4-21-1	048-666-1251

■公共的団体等との協力業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡</li> <li>・ 地震災害時における広報等</li> <li>・ 出火の防止及び初期消火</li> <li>・ 避難誘導及び避難所内での救援</li> <li>・ 被災者の救助業務</li> <li>・ 炊き出し及び救援物資の調達配分</li> <li>・ 被害状況の調査</li> <li>・ ボランティアの受付</li> </ul>
---

(4) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に本町が行う応急対策業務に対し、町内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。

本町と事業者との協力に関する協定の締結状況は以下のとおりである。

■事業者との協力体制

[令和4年10月1日現在]

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時の必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会さいたま支部	H17.11.30	LPガス等の供給
災害時等における応急対策に関する協定	伊奈町建設業災害応急対策協力会	H18.7.26	緊急通行確保のための道路復旧、倒壊家屋の片付け等(水害時における河川の越水における水防作業、家屋への浸水対策等含)
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	H19.5.7	災害時の物資(資機材)供給
災害時における物資供給等の協力に関する協定書	(株)ピーアンドディコンサルティング、(株)ユニクス、三井住友信託銀行(株)	H30.7.24	災害時の物資供給
災害時における物資の供給に関する協定書	(株)エムワイ レントオール上尾	H27.12.17	災害時の物資供給
災害時等における物資の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	R3.7.15	災害時の物資(仮設事務所、仮設トイレ等)供給
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事協業組合	H21.3.26	防災活動拠点や避難所などの電気設備等の復旧等
災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	H22.5.28	メッセージボード型自動販売機の機内在庫品の無料提供、飲料水の優先的な安定提供

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
大規模災害時における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	H22. 12. 17	大規模停電事故等による広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力復旧活動に取り組む
大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定書	埼玉中央生コン協同組合・東和アークス(株)	H30. 3. 27	消火用水の搬送協力
災害時における物資の輸送に関する協定書	(一社) 埼玉県トラック協会大宮支部	H24. 9. 24	災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2. 8. 17	災害時に町民に対する必要な情報の迅速な提供及び本町の運営するホームページの継続支援等
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有) 大西石油	H30. 3. 13	災害時における燃料の供給体制の確保の協力
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有) 野川石油	H30. 3. 13	災害時における燃料の供給体制の確保の協力
大規模災害発生時における非常用電源による電力の供給等に関する協定書	(株) 恒電社	R2. 12. 23	災害時における停電被災者の施設への受入れ

注) 協定内容の詳細については、資料編を参照のこと。

#### (5) 応援部隊の受入体制の整備

本町は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。

#### (6) 広域避難者の受入体制の整備

本町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

#### (7) 広域受援計画の策定

広域で被害が発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、本町に周辺市町村を超える大規模災害が発生した場合に、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、町外及び県外からの応援や避難者を受け入れる場合の基本的ルールを定めた広域受援計画の策定に努めるものとする。

## 第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本町及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

災害情報収集・伝達体制の整備は、以下の施策により推進する。

### 2.1 災害情報連絡体制の整備

### 2.2 被害情報の早期収集体制の整備

### 2.3 通信施設の整備

## 2.1 災害情報連絡体制の整備【危機管理課、DX推進・新庁舎整備室】

本町は、災害時における本町及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、本町の災害情報連絡体制を以下の方策をもって整備、推進する。

### (1) 災害情報ネットワークの構築

本町は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。  
なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

#### ■防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本町が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

#### ■防災機関との連携強化

本町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

■本町の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	町WAN、LGWAN回線、インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 町内各所
	災害時優先電話	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等すべて

(2) 通信連絡体制の確立

本町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。  
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、インターネット、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

なお、本町では大規模地震発災直後でも通信連絡体制が維持できるように、町長以下、防災関係の幹部職員が災害時優先携帯電話を携帯している。

(4) 報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、町民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、本町は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

■災害時の放送に関する協力体制

[令和4年4月1日現在]

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時における放送等に関する協定書	(株)ジェイコムさいたま	H25. 2. 14	災害情報の放送

(5) 情報処理分析体制

日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。災害情報データベースシステムは、地理情報システム(GIS)として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

また、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救急・救助、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

## 2.2 被害情報の早期収集体制の整備【危機管理課、DX推進・新庁舎整備室】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告システムの整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

本町の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車、ドローン、監視カメラ等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

### (2) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。このため、各地区で構成される自主防災組織について、本町を含めて横断的な情報交換を行うとともに、上尾市消防本部・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

### (3) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

### (4) 人材の育成

本町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

## 2.3 通信施設の整備【危機管理課、DX推進・新庁舎整備室】

本町及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難場所、地元住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

本町の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 防災行政無線の拡充

防災行政無線は、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、町民生活に密着した無線設備である。

本町における防災行政無線の整備状況は以下に示すとおりである。

今後も難聴地域の解消のため、増設や改修を図るものとする。

#### ■県防災行政無線

設置場所	連絡窓口	局の区分	番号
伊奈町役場	危機管理課	固定局	4741
埼玉県庁	消防課	固定局	6-8181



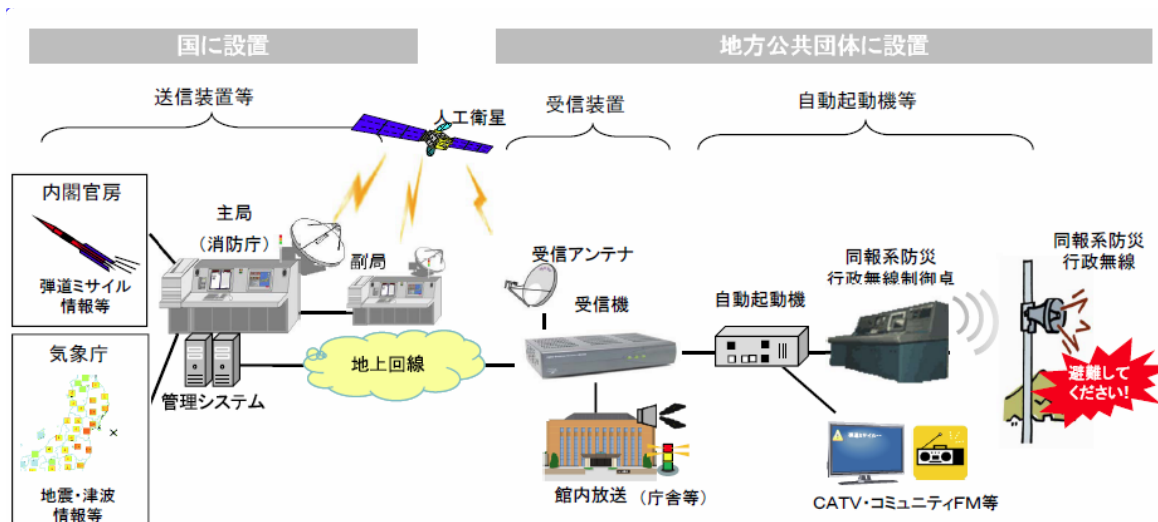
■町防災行政無線

設置場所		局の区分	設置数
固定系	役場	親局	1
	町内	屋外子局	46

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の適切な運用

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、緊急地震速報のほか弾道ミサイル情報、津波情報など対処に時間的に余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国（気象庁から消防庁経由）が情報を送信し、本町の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。現在整備済みの本システムを今後も国の運用に合わせ、対応を図ることとする。

■Jアラートの概念



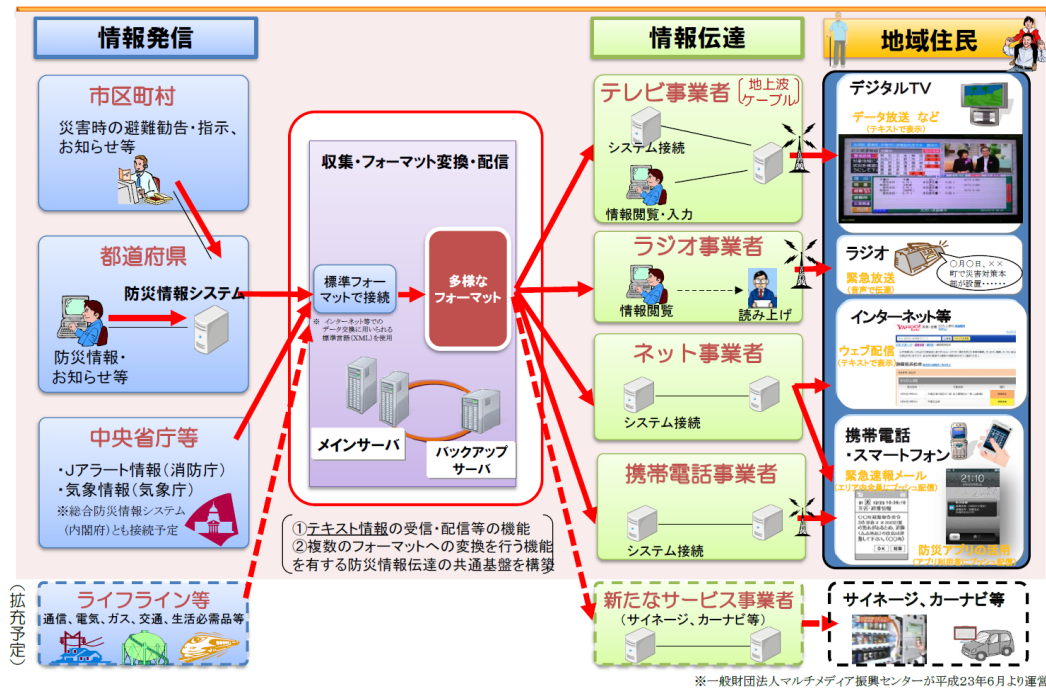
参考) 総務省消防庁ホームページ

(3) 災害情報共有システム（Lアラート）の整備

総務省は、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるLアラートを整備、推進している。これにより、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

本町においても、今後、Lアラートの整備、推進に努める。

■L アラートの概念



(4) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
通信システムのバックアップ化	通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
地震動への備え	災害システム機器を設置する場所には各種機器に転倒防止措置を施すとともに、重要機器類については、免震装置を設置する。

(5) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

本町及び防災関係機関は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

### 第3 非常用物資の備蓄

本町は、地震災害時の町民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

地震発生の季節及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるような品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

3.1 食料供給体制の整備

3.2 給水体制の整備

3.3 生活必需品供給体制の整備

3.4 防災用資機材等の備蓄

3.5 物資調達・輸送に関する体制の整備

3.6 迅速な物資供給

3.7 物資調達・輸送に関する訓練の実施

#### 3.1 食料供給体制の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、アグリ推進課、元気まちづくり課、学校給食センター】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から1.5日分の備蓄を行うとともに、2日目以降の調達のため、業者と物資調達・輸送調整等の締結等を行っておく。備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な本町の備蓄を確保する。

本町の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

##### (1) 給食用施設・資機材の整備

避難所となる小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後の建設予定の本町関係施設及び防災倉庫未設置の避難所については、防災倉庫を設置して必要な給食用資機材を配備する。

本町の防災倉庫の設置状況は、資料編を参照のこと。

## (2) 食料の備蓄

### ① 備蓄量の推定

事前に1.5日分の物資を備蓄しておき、2日目以降については、協定締結先から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

#### ■必要な備蓄量の推定

##### ○「関東平野北西縁断層帯地震」への備え

避難者数は約2,600人と予想されている。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

$$\text{約2,600人} \times \text{1日3食} \times \text{1.5日分} = \text{約11,700食}$$

##### ○「茨城県南部地震」への備え【参考値】

震災対応の方針で設定した避難者数は150人である。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

$$150人 \times \text{1日3食} \times \text{1.5日分} = 675食$$

### ② 町の備蓄計画

本町の食料の備蓄は、各備蓄場所において、令和4年10月1日現在、計11,100食となっている。食料の備蓄状況については資料編を参照のこと。

「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては備蓄が不十分であるため、備蓄強化に努める。

なお、本町の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とする。

また、乳児への粉ミルクについては、1日分は本町が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

また、アレルギー対応食についても備蓄を進めていくこととする。

### ③ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を1.5日以上、災害救助従事者用を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日以上備蓄する計画である。

### ④ 個人備蓄

各家庭において最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

## (3) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本町が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後町内の生産者、農業協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに町域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

(4) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的を実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(5) 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる学校給食センターを活用し、給食担当職員を中心に、社会教育関係団体及びボランティア等による要員の確保を図る。

なお、炊き出し施設はL Pガスを使用しているが、L Pガス施設が被災した場合、早急に応急復旧するため、本町はガス事業者とL Pガスの優先的供給及び接続応援を受けられるようにしておく。

なお、学校給食センターは、災害時に「給食班」として避難住民や災害救助従事者に対して炊き出しを行う。

■学校給食センターの炊き出し能力

対象区域	炊き出し能力 (食/日)	責任者	電話
町内全域	6,000	所長	048-721-0227

注1) 給食センターが被災し、停電又は断水となった場合は炊き出しを行えない可能性がある。

注2) 1工程当たり要する時間は、少なくとも3時間程度は必要である。

3.2 給水体制の整備【コミュニティ推進課、危機管理課、上下水道課】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。

そのため、本町は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備、推進する。本町の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。

その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	30ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量	給水車、耐震性貯水槽からの仮設給水
4日から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	給水車からの仮設給水
11日から15日	100ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	給水車からの仮設給水
16日から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンクの維持や整備を推進する。

本町の飲料水の備蓄は、各備蓄場所において、令和4年10月1日現在、合計12,035ℓとなっている。飲料水の備蓄状況については資料編を参照のこと。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。

■給水拠点

施設名	所在地	最大貯水容量
浄水場	中央5-5	2,880 m <sup>3</sup> (1,440 m <sup>3</sup> × 2基)
配水場	小室5048	10,000 m <sup>3</sup> (5,000 m <sup>3</sup> × 2基)
耐震性貯水槽	栄4-181	100 m <sup>3</sup>
	内宿台5-312-1	100 m <sup>3</sup>

④ 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンス並びに調達体制を整備する。

⑤ 災害時の飲料水確保に関する協定

本町は、地震等の自然災害により給水施設が被災した場合、町民への飲料水を確保するため関係機関や自治体と緊急給水等に関する協定を結んでいる。

■飲料水確保に係る協定の締結

[令和4年4月1日現在]

名称	協定締結先	締結年月日
日本水道協会 埼玉県支部東部地区 災害相互援助に関する覚書	蓮田市、幸手市、杉戸町、宮代町、 久喜市、白岡市、越谷・松伏水道企業 団、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、 春日部市	昭和58年5月1日
緊急給水等に関する協定書	上尾市	平成3年4月1日
災害時等における水道施設 復旧応援に関する協定書	伊奈町管工事業協同組合	平成16年8月2日
災害時等における救護物資 提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	平成22年5月28日

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

(3) 井戸の活用

町民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、区や自主防災組織単位で利用できるように災害用井戸としての指定を行い、地震災害時の町民の生活用水の確保を図る。

また、町内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

### 3.3 生活必需品供給体制の整備【危機管理課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

本町の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 生活必需品等の確保

本町の主な生活必需品の備蓄は、令和4年10月1日現在、毛布2,288枚、簡易トイレ2,839個、電動式トイレ7台となっている。

生活必需品の公的備蓄は、避難者用を1.5日分（合計3日分）以上、町内駅周辺の帰宅困難者用を本町は1日分以上備蓄するとともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

#### ■生活必需品の必要備蓄量の推定

○「関東平野北西縁断層帯地震」への備え

避難者数は約2,600人と予想されている。

- ・毛布（公的備蓄）

避難者数 2,600人分の毛布の備蓄を目標とする。

- ・生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について2,600人分の応急分を備蓄する。それ以上については、協定等による調達を予定する。

○「茨城県南部地震」への備え【参考地】

震災対応の方針で設定した避難者数は150人である。

- ・毛布（公的備蓄）

避難者数150人分の毛布の備蓄を目標とする。

- ・生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について150人分の応急分を備蓄する。

## (2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

### ■民間との災害時における協力

- ・ あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結。
- ・ 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- ・ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

## (3) 供給品目の検討

備蓄品目は、町民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

また、防災拠点や避難所などの災害時に重要な施設においては、速やかに石油燃料の供給ができるよう、予め石油元売業者との協定の締結を検討する。

### ■備蓄品目の例

- ・ 毛布、タオル ・ 下着、靴下 ・ 簡易食器 ・ 懐中電灯 ・ ラップフィルム
- ・ おむつ（子供用、大人用） ・ 生理用品 ・ 石鹸 ・ ウエットティッシュ
- ・ 使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・ 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- ・ マスク、防塵マスク、消毒液

## 3.4 防災用資機材等の備蓄【危機管理課】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

本町の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

本町の防災用資機材等の備蓄状況は、資料編を参照のこと。

なお、備蓄の数量については、各避難所の収容人員などの計画値を目標に計画する。



(2) 自主防災組織の備蓄

地域住民により構成される自主防災組織等は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。なお、本町では、その整備段階において資機材購入等に関する補助費用の助成を実施している。

(3) 調達体制の整備

本町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

### 3.5 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】

本町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

### 3.6 迅速な物資供給【危機管理課】

本町が甚大な被害を受けた場合、県は要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行うことになっている。

そのため、本町は物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

### 3.7 物資調達・輸送に関する訓練の実施【危機管理課】

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

## 第4 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。

### 4.1 出火防止対策の推進

### 4.2 初期消火体制の強化

### 4.3 火災の拡大防止対策

#### 4.1 出火防止対策の推進【上尾市消防本部】

地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、町民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、地震後数日間にわたり新たな出火が続き、また、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする火災が発生した。こうした今までの地震火災ではなかった要因による火災に対する配慮も必要である。

本町の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

##### (1) 一般火気器具からの出火防止

「地震がおきたらすぐ火を消す！」の意識はかなり普及し、実際にも行われているようであるが、今後は、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努める。

##### (2) 石油等危険物施設からの出火防止

町内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を指導する。

### (3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震による棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理を指導する。

### (4) 予防査察の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち会って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

また、一般家庭等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

### (5) 町民への予防広報

町民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、町広報紙への掲載、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、町内の児童を対象とした図画コンクールの実施、一日消防士体験の開催等を実施する。

## 4.2 初期消火体制の強化【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し町民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

本町の初期消火体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### (1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

#### (2) 町民の防災行動力の向上

大規模災害発生時には消防機関の消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神に立って地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうため、区及び自主防災組織の防災行動力を充実させる必要がある。

このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、本町及び伊奈消防団は、上尾市消防本部と連携して、一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

### (3) 事業所の自主防災体制の強化

上尾市消防本部は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、すべての事業所に防災計画を整備させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

### (4) 町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、町民の防災行動力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

## 4.3 火災の拡大防止対策【危機管理課、上尾市消防本部】

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力による出火防止や初期消火にもかかわらず、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに消防体制の整備を推進する必要がある。

本町の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救急、救助需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震の規模、地域別、風速別等を考慮した火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

### (2) 消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

本町の防災用資機材等の備蓄状況は、資料編を参照のこと。

#### ■防火水槽の整備

学校、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

### ■ 自然水利の確保

河川、水路等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備検討を行うとともに、公園等整備事業に併せた、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

#### (3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の増強とともに、救急、救助等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の維持強化を図る。

なお、具体的な消防施設、資機材の整備（車両の種類等）については、別途上尾市が定める。

感染症に備えた消防業務継続のための施設及び設備の整備を図り、平時より万全な感染症対策を進める。

#### (4) 消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、上尾市消防本部との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図るとともに、地震災害時に上尾市消防本部と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団待機施設、消防団器具庫の整備及び車両の整備等により、火災、人命救助事案の多発に対処するため、団員の装備品を強化し、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

#### (5) 自主防災組織資機材の整備

本町は、地震災害時において上尾市消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災組織によるより迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応ができるように、資機材購入等に関する助成を進めている。

## 第5 災害時医療体制の整備

本町において「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本町では死者 43 人、負傷者 353 人（うち重傷者 55 人）と予想されており、本町は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

また、医療機関についても、特定の医療機関に負傷者が集中した場合などは、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本町は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

以下に、医療体制の整備を推進するための必要な施策を示す。

### 5.1 防災医療システムの整備

### 5.2 初動医療体制の整備

### 5.3 後方医療体制の整備

### 5.4 要配慮者に対する医療対策

### 5.5 医薬品等の確保

## 5.1 防災医療システムの整備【健康増進課】

地震災害時における町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

### (1) 医療情報ネットワークの構築

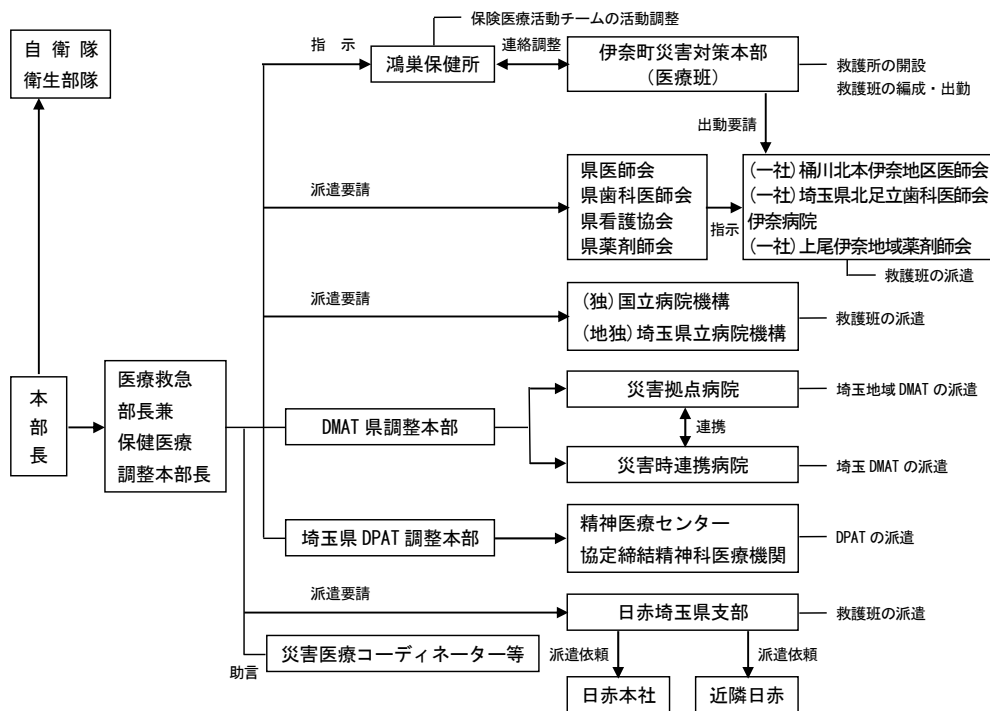
町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達できるよう医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は次頁に示すとおりである。

### (2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

■災害時の医療活動の実施主体と役割



参考)「埼玉県地域防災計画」(令和4年3月 埼玉県防災会議)

5.2 初動医療体制の整備【危機管理課、保険医療課、健康増進課】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

■医療救護所の設置

項目	内容
設置基準	設置場所は、被災地に近接する地区拠点避難所とする。
必要資機材	医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

(3) 救護医療機関の指定

本町は、地震災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本町（鴻巣保健所管内）の県指定救急告示医療機関は、以下に示すとおりである。

■救急告示医療機関（鴻巣保健所管内）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人社団愛友会伊奈病院	362-0806	伊奈町大字小室 9419	048-721-3692
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
医療法人藤仁会藤村病院	362-0035	上尾市仲町 1-8-33	048-776-1111
北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	363-0008	桶川市大字坂田 1726	048-776-0022
こうのす共生病院	365-0027	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131
埼玉脳神経外科病院	365-0027	鴻巣市大字上谷 664-1	048-541-2800
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	365-0005	鴻巣市大字広田 824-1	048-569-3111
村越外科・胃腸科・肛門科	369-0115	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548-0048
医療法人社団博翔会桃泉園北本病院	364-0001	北本市深井 3-75	048-543-1011

参考)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本町及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

5.3 後方医療体制の整備【危機管理課、健康増進課】

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療支援体制の確立

本町は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷患者や高度救命措置が必要な患者等を後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議の上、確立を図る。

なお、埼玉県の救命救急センター及び、災害拠点病院は以下のとおりである。



■救命救急センター（埼玉県）

[令和4年11月1日現在]

病院名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎埼玉医科大学総合医療センター	学校法人 埼玉医科大学	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日本赤十字社	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日本赤十字社	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防衛省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川口市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人 独協学園	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター	学校法人 埼玉医科大学	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	学校法人 自治医科大学	330-8503	さいたま市大宮区天沼1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888
地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	地方独立行政 法人 埼玉県立病院 機構	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200

注) 「施設名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

■災害拠点病院（埼玉県）

[令和4年6月1日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	0570-01-1114

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域災害拠点病院」を示す。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から町内の救護医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊（防災ヘリ）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

また、平成19年10月26日から埼玉医科大学総合医療センターで県内では最初のドクターヘリが運用されている。

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

■搬送体制の整備

項目	内容
搬送順位	負傷者の搬送に際しては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。
搬送経路	負傷者の搬送に際しては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 臨時ヘリポートの設置

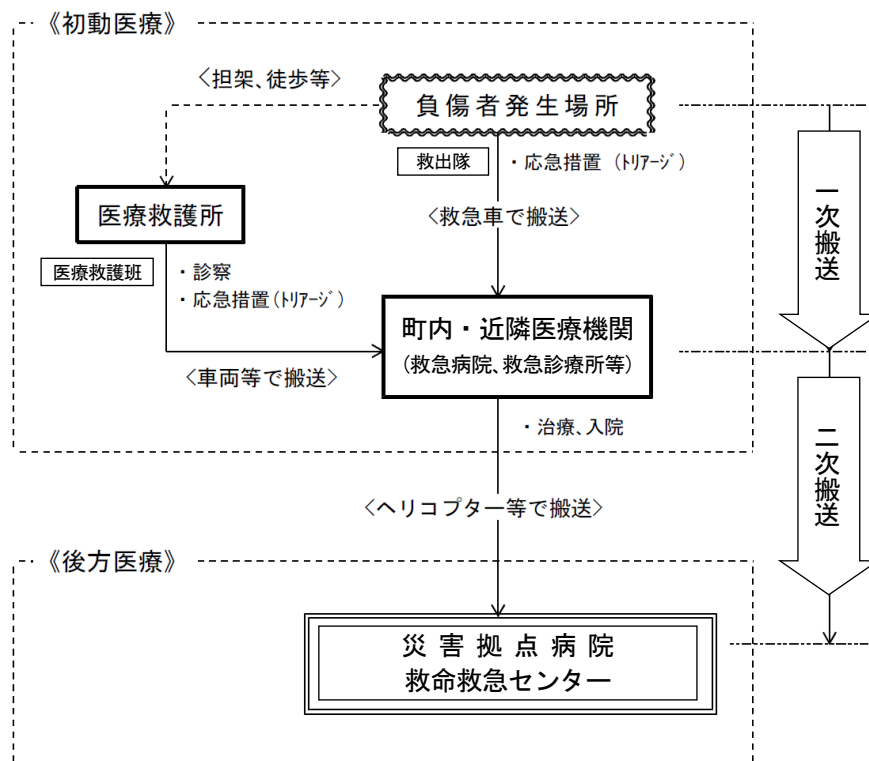
本町では、交通途絶状況下での搬送力の確保のため、町内に以下に示す臨時ヘリポートを設置する。

■臨時ヘリポート指定地

[令和4年4月1日現在]

区分	施設名	所在地	電話	管理者
防災ヘリ	町制施行記念公園	小針内宿 732-1	048-728-5407	都市計画課
	伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	教育委員会
	南中学校	小室 3001	048-723-1117	教育委員会
ドクターヘリ	町制施行記念公園	小針内宿 732-1	048-728-5407	都市計画課
	伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	教育委員会
	南中学校	小室 3001	048-723-1117	教育委員会
	丸山スポーツ広場	小室 580	048-723-6778	教育委員会

■負傷者搬送体制の流れ



#### 5.4 要配慮者に対する医療対策【社会福祉課、いきいき長寿課、健康増進課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、高齢者、障がい者、病弱者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者及びこれらの介護者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

本町の要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

##### (1) 在宅療養者への対策

###### ① 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の住所、氏名、病状等に関する情報を整備する。

###### ② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

##### (2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

##### (3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

##### (4) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

ぼうこう又は直腸機能障がい者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

なお、県（福祉部障害者福祉推進課）は、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸機能障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄（卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法）を行っている。

#### 5.5 医薬品等の確保【健康増進課】

地震災害時に不足すると考えられる医薬品等の確保に関する予防対策を推進する。

本町の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。

##### (1) 医薬品等の備蓄

本町は、地震災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会及び薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

##### (2) 医薬品等の調達

本町は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

## 第6 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町村、防災関係機関及び関係団体と協議の上、町内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

### 6.1 緊急輸送道路の確保

### 6.2 緊急車両の確保

#### 6.1 緊急輸送道路の確保【危機管理課、土木課】

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本町は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本町の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。

##### (1) 緊急輸送道路の指定

##### ① 町指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、町域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急指定道路を示す。

##### ■緊急輸送道路の指定要件

- 町内で幹線道路になっている道路
- 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設をつなぐ道路
  - ・ 町役場
  - ・ 町の出先機関
  - ・ 町の関係機関
  - ・ 防災活動拠点
  - ・ 避難所、避難場所
  - ・ 備蓄倉庫
  - ・ 輸送の拠点となる施設
  - ・ 臨時ヘリポート

■本町指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
都市計画道路 3.4.34 伊奈東線	小針北小学校 – 主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点）
都市計画道路 3.5.38 大針羽貫線	主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点） – 小針中学校
都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線	主要地方道さいたま菖蒲線 – 東北新幹線交差点部
都市計画道路 3.5.36 柴小貝戸線	都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線 – 一般県道 蓮田鴻巣線（総合センター前交差点）
町道第21号線 4080号線	都市計画道路 3.4.21 伊奈中央線（東北新幹線交差点部） – 南中学校

注) 本町指定の「緊急輸送道路位置図」は資料編参照のこと。

② 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本町域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定緊急輸送道路（本町関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	主要地方道 さいたま栗橋線 上尾市原市(国道16号との交差点) ～久喜市高柳(国道125号との交差点)
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	一般県道 上尾環状線 上尾市愛宕(17号との交差点) ～伊奈町栄(蓮田鴻巣線との交差点)
		一般県道 蓮田鴻巣線 伊奈町栄(さいたま栗橋線との交差点) ～伊奈町栄(上尾環状線との交差点)
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	一般県道 蓮田鴻巣線 伊奈町栄(上尾環状線との交差点) ～伊奈町大針(伊奈町役場)
		主要地方道 上尾久喜線 上尾市久保(国道17号との交差点) ～蓮田市根金(国道122号との交差点)
		主要地方道 さいたま菖蒲線 上尾市原市(上尾環状線との交差点) ～久喜市菖蒲町菖蒲(川越栗橋線との交差点)

参考)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和4年3月、埼玉県防災会議

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

#### ④ 応急復旧時の活動体制の整備

本町は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、埼玉県、近隣市町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

#### ⑤ 町民への周知

本町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

### (2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本町は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

### (3) 応急復旧用資機材の整備

本町は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

### (4) 輸送施設・拠点の確保等

本町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

## 6.2 緊急車両の確保【総務課、危機管理課】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本町はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

本町の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、本町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

本町は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

本町は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

(4) 輸送手段の確保

本町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく

## 第7 応急仮設住宅等対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ被災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

### 7.1 応急仮設住宅の用地の確保

### 7.2 応急仮設住宅用資機材の確保

### 7.3 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備

### 7.4 設置事前計画

## 7.1 応急仮設住宅の用地の確保【都市計画課】

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくものとする。

なお、仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

本町の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 応急仮設住宅用地の選定

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。

#### ■ 予定地の選定基準

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水が得やすい場所</li> <li>・ 保健衛生上適当な場所</li> <li>・ 交通の便を考慮した場所</li> <li>・ 住居地域と隔離していない場所</li> <li>・ 工事車両のアクセスしやすい場所</li> <li>・ 既存生活利便施設が近い場所</li> <li>・ 造成工事の必要性が低い場所</li> </ul>
--

#### ■ 応急仮設住宅用地の候補地

候補地名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考
内宿台公園	内宿台 5-312-1	15,800	197 戸
西小針公園	西小針 5-106	10,000	125 戸
南部大公園	栄 4-181	10,700	133 戸
中部公園	中央 5-117	7,000	87 戸

注) 「備考」欄の戸数は、「面積」の75%を仮設住宅用地とし1戸当たりの面積を60m<sup>2</sup>として推定した。

### (2) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

仮設住宅の建設戸数は、全壊、半壊及び焼失により家屋を失った避難者（1日後の避難者）数に基づいて推定する。

本町が震災対策の目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後の避難者数は2,518人と想定されている。

応急仮設住宅の建設戸数及び用地面積の推定結果、参考値の「茨城県南部地震」に対しては、本町が計画している候補地で十分に対応可能だが、「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては、現在の候補地だけでは対応できないため、公営住宅等の斡旋借上げなどについて検討する。

#### ■ 応急仮設住宅の建設戸数及び用地面積

区分	避難者数 (棟)	平均 世帯人数 (人)	避難世帯数 (世帯)	仮設住宅 建設戸数 (戸)	仮設住宅 用地 (m <sup>2</sup> )
関東平野北西縁断層帯地震	2,518	2.56	984	984	59,016
茨城県南部地震【参考】	86		34	34	2,016

注1) 平均世帯人数は、平成27年1月1日現在の値である。

注2) 1戸当たりの用地面積を60m<sup>2</sup>（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

## 7.2 応急仮設住宅用資機材の確保【都市計画課】

本町は、(社)プレハブ建築協会、(社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

## 7.3 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備【都市計画課】

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等の斡旋を行う必要がある。

そのため、平常時から公営住宅等の斡旋を打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

## 7.4 設置事前計画【都市計画課】

応急仮設住宅の設置にあたって次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておく。

### ■ 応急仮設住宅設置計画の内容

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居時期
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

## 第8 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本町は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

### 8.1 ごみ処理体制の整備

### 8.2 し尿処理体制の整備

## 8.1 ごみ処理体制の整備【環境対策課、クリーンセンター】

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

### (1) 災害廃棄物発生量の推定

埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月、埼玉県）では、「関東平野北西縁断層帯地震」、「茨城県南部地震」を含めて、5つの想定地震について検討している。本町に大きな被害が予想されるものとしては、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、発災時における災害廃棄物発生量も最大と予想されている。

#### ■災害廃棄物の発生量

地震： 関東平野北西縁断層帯地震

本町における被害想定

<ul style="list-style-type: none"> <li>最大震度 7</li> <li>避難者数 約 2,500 人</li> <li>帰宅困難者数 約 10,000 人</li> <li>全壊 647 棟、半壊 1,657 棟、焼失 48 棟</li> </ul>
--

(単位：トン)

被災状況	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳				
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全壊	647 棟	104,167	8,333	29,167	60,417	3,125	3,125
半壊	1,657 棟	53,024	4,242	14,847	30,754	1,591	1,591
焼失（木造）	36 棟	3,852	4	2,504	1,194	154	
焼失（非木造）	12 棟	1,620	2	324	1,231	65	
計		162,663	12,581	46,841	93,596	4,935	4,716

### (2) 仮置場（一時集積場所）面積の推定

短期間での災害廃棄物・生活ごみの焼却処分、最終処分が困難になることが想定される。そのため、本町は、発災時の災害廃棄物・生活ごみの発生量を見積もり、一時集積場所の候補地をあらかじめ確保しておく。

#### ■仮置場の必要面積

対象災害	仮置場		
	保管量 <sup>(*1)</sup> (トン)	必要面積① (㎡) [積上高 5.0m]	必要面積② (㎡) [積上高 3.0m]
関東平野北西縁断層帯地震	108,446	47,000	78,000

(\*1) 保管量＝災害廃棄物の発生量×年間処理量  
年間処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間  
処理期間3年

### ■仮置場必要面積の推定式

- ・ 仮置場必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
- ・ 見かけ比重：可燃物 0.4（t/m<sup>3</sup>）、不燃物 1.1（t/m<sup>3</sup>）
- ・ 作業スペース割合：1

### (3) 仮置場候補地の設定

仮置場の候補地は、以下を設定するが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

### ■災害廃棄物仮置場の候補地

候補地名	所在地	敷地面積（㎡）	仮置可能面積（㎡）
丸山スポーツ広場	小室 580	33,000	23,000
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	97,000	24,000

### (4) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

### (5) 広報体制の整備

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する町民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する町民からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する町民への広報について検討しておく。

## 8.2 し尿処理体制の整備【環境対策課、上下水道課】

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。そのため、本町は、仮設トイレの備蓄やマンホールトイレの設置などを行い災害時のし尿処理に備える。

### ■マンホールトイレの設置施設

名称	所在地	個数
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	5
南部大公園	栄 4-181	5
内宿台公園	内宿台 5-312-1	5

(1) 生活ごみ及びし尿の適正処理体制の確保

- ① 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- ② 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

## 第9 帰宅困難者への支援対策

本町からは、毎日約15,600人（国勢調査、令和2年10月1日現在）の町民が町外に通勤・通学しており、東京を中心とした首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

そのため、本町は町民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び東京都などの関係機関と協議し、実施していくとともに、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していくものとする。

### 9.1 帰宅困難者の把握

### 9.2 帰宅困難者への啓発等

### 9.3 帰宅困難者対策協議会との連携

### 9.4 帰宅困難者支援のための広域的な連携

### 9.5 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

## 9.1 帰宅困難者の把握【危機管理課】

本町から町外に就業・通学している人は約15,600人、そのうち県内が約12,000人で、市町村別には、さいたま市が約4,300人と最も多く、次に多いのが上尾市の約2,300人となっている。県外へは約3,400人で、その中で都内に就業・通学している人は約2,900人と県外へ就業・通学している人の約8.5割を占めている（以上、国勢調査、令和2年10月1日現在）。

県の地震被害想定の結果では「関東平野北西縁断層帯地震」及び「茨城県南部地震」が発生した場合の帰宅困難者数は、平日で9,468人、休日で7,764人と想定されている

## 9.2 帰宅困難者への啓発等【危機管理課】

### (1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

### (2) 安否確認方法についての広報

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板等を利用した安否の確認方法について広報する。

### (3) 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- 施設の安全化
- 災害時のマニュアルの作成
- 飲料水、食料の確保
- 情報の入手手段の確保
- 従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供
- 仮泊場所等の確保

### (4) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする、次の「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

#### ■徒歩帰宅の心得7カ条

＜留まる＞	1. 連絡手段、事前に家族で話し合い 2. 携帯も、ラジオも必ず予備電池
＜知る＞	3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション 4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション
＜帰る＞	5. 職場には、小さなリュックとスニーカー 6. 帰宅前には、状況確認 7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典) 埼玉県 HP (災害対策課)

### 9.3 帰宅困難者対策協議会との連携【危機管理課】

県内主要駅周辺を対象に県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施している。

本町は、今後必要に応じて、帰宅困難者対策協議会との連携を図る。

### 9.4 帰宅困難者支援のための広域的な連携【危機管理課】

#### (1) 関係機関との連携

##### ① 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として徒歩帰宅者が利用できるよう協定を締結している。

##### ② フランチャイズチェーン、ファミリーレストランなどとの協定

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する内容の協定を締結している。また、ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を協定に含んでいる。

##### ③ 帰宅困難者に対する支援の広域的な取組

帰宅困難者対策は、首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市地震防災・危機管理対策部会で検討を進め、次の普及啓発活動を実施している。

これらの広域的な取組を有効活用し、本町における帰宅困難者の支援対策及び周知啓発活動等に活かしていくものとする。

- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配布
- 帰宅支援ホームページの運用
- 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- 大手鉄道事業者と連携し、通勤通学者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

##### ④ 徒歩帰宅支援者に対する支援の検討

徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

#### 《参考》

##### ◆帰宅困難者対策

県は、九都県市(1都3県及び政令市)で連携して、帰宅困難者対策に取り組んでいる。また、「東京・埼玉連携会議」では、取組の一環として、東京都・埼玉県が共同でホームページを作成し、大規模災害発生時の一斉帰宅抑制の重要性や安否確認の方法など、帰宅困難者対策に関する情報を発信している。

#### (2) 帰宅困難者対策の検証

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、町民への啓発のほか、県、都、県内市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

## 9.5 帰宅困難者（帰宅抑制）対策【危機管理課、教育委員会】

### (1) 一時滞在施設の確保

#### ① 駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。また、公共無線LAN等通信環境の整備に努めるものとする。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、所轄警察署（上尾警察署）の協力を得る。

#### ② 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、埼玉県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、JR東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、所轄警察署（上尾警察署）の協力を得る。

### (2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

#### ① 物資の備蓄

鉄道事業者は、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供できる体制整備に努める。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。本町は、一時滞在施設を支援する。

#### ② 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用については、「第2編 第3章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用する。

### (3) 企業等における帰宅困難者対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。また、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

### (4) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、



飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。  
また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

## 第10 町の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、大規模災害発生時においても適切な業務の執行を図る。

### 10.1 業務継続計画（BCP）の策定

### 10.2 業務継続に必要な文書等の保存

## 10.1 業務継続計画（BCP）の策定【危機管理課、各課共通】

### (1) BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容は、業務のバックアップのシステムや執務環境の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

#### ■ BCP策定に際しての配慮事項

- ・ 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ・ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりがねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ・ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

### (2) 庁舎の代替施設

危機管理課は、町役場が被災した場合の代替施設を定める。

### (3) 災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

各課は、業務を継続するために必要な個別具体的な計画を策定する。

危機管理課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

## 10.2 業務継続に必要な文書等の保存【各課共通】

各課は、業務継続のために重要な個人情報を含む文書（データ）等を安全に保管するとともに、業務継続に必要な機器等の確保について計画する。

# 第11 動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し所有者明示や災害時に備えたしつけ等の動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

## 11.1 所有者明示に関する普及啓発

## 11.2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

### 11.1 所有者明示に関する普及啓発【環境対策課】

本町、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

### 11.2 災害に備えたしつけに関する普及啓発【環境対策課】

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、本町、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

## 第3節 地域コミュニティと行政の協力による防災対策

町民や事業所等が、「自らの安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等による地域コミュニティの日ごろの地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、地震災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本町が実施する町民の協力による防災対策に係る施策を以下に示す。

### 地域コミュニティと行政 の協力による防災対策

#### 第1 防災意識の高揚

#### 第2 防災訓練の充実

#### 第3 地域防災ネットワークづくり

#### 第4 災害時の要配慮者の安全対策

#### 第5 ボランティアとの連携

### 第1 防災意識の高揚

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、本町及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、町民の責務を果たす役割は極めて大きい。

そのため本町は、町民に対し、生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、町民の災害対応力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。

#### 1.1 啓発活動の推進

#### 1.2 防災教育の推進

## 1.1 啓発活動の推進【コミュニティ推進課、危機管理課】

本町は、町民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、地震災害や緊急地震速報などの災害・減災情報に対する知識の普及、本町及び各地で発生した災害の教訓を伝承していくことなどによって、町民の防災意識の高揚に努める。

本町の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 広報紙・ホームページ等による啓発

本町の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く町民に防災知識の普及啓発を図る。

### (2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

### (3) 立て看板、懸垂幕、横断幕等の掲示

町役場をはじめ本町の主要施設に、立て看板、懸垂幕、横断幕等を掲示して、町民の防災意識の高揚を図る。

### (4) 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く町民に対して普及・啓発を行う。また、他の防災活動拠点（「本章 第1節 第3 3.2 防災拠点施設の整備」参照）や防災航空センターについても機能を紹介するなど町民の自発的な防災学習に活用する。

### (5) 防災教育用設備、教材の貸出

防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

### (6) 講演会・研修会・出前講座

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

### (7) マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く町民に対して防災意識の高揚を図る。

### (8) 地震情報等の普及・啓発

熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、本町及びその他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、東海地震に関連する情報、気象災害等の解説に努める。

(9) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、本町は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

■緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(10) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

本町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

1.2 防災教育の推進【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部、  
教育委員会】

本町は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

本町の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 町民への防災教育

本町は、火災予防運動、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を町民に広く普及させるものとする。

また、区及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオ等の貸し出しを行うなど、防災知識を広く普及させるものとする。

### (2) 町職員及び防災関係機関職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる本町及び防災関係機関の職員には、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。

このため、以下に示すような防災教育を行う。

- ① 発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成にあたっては、以下の内容に留意する。

- (ア) 初動参集・動員基準
- (イ) 参集途上の情報収集
- (ウ) 救助、応急手当
- (エ) 初期消火
- (オ) 避難誘導
- (カ) 避難所の開設・運営
- (キ) 災害情報のとりまとめ
- (ク) 広報活動
- (ケ) その他必要な事項

- ② 地域における防災対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。
- ③ 研修会及び講演会等を実施する。

### (3) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達の段階に即した指導をする。

#### ① 学校行事としての防災教育

地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施することにより、防災意識を高める。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

#### ② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災

害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### ③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

### (4) 社会教育における防災教育

ふれあい活動センター等の社会教育施設において防災教室等の町民への学習の場を設けるとともに、PTA・青少年育成団体等の各種社会教育団体の事業をとらして防災に関する意識の向上を図る。

### (5) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。

そのため、本町は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

### (6) 防災上重要な施設における防災教育

#### ① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると施設を利用する多くの要配慮者が被害に見舞われる可能性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、施設職員、施設入所者及び入院患者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

#### ② その他不特定多数が集まる施設

町内のレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

## 第2 防災訓練の充実

本町は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の醸成を図るとともに、行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。

### 2.1 総合防災訓練

#### 2.2 本町及び防災関係機関の訓練

#### 2.3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練

### 2.1 総合防災訓練【危機管理課】

本町は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

#### ■総合防災訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び実施に努める。
実施場所	総合防災訓練に適した場所とする。
実施方法	本町の主催又は埼玉県若しくは他市町との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。



■総合防災訓練の訓練内容

項目	内容
本町が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等の設置運営訓練</li> <li>・災害情報の伝達収集、広報訓練</li> <li>・災害現地調査訓練</li> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・避難所、救護所運営訓練</li> <li>・応援派遣訓練</li> <li>・道路応急復旧訓練</li> <li>・水防訓練</li> <li>・自主防災組織等の活動支援訓練等</li> </ul>
防災関係機関が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火訓練</li> <li>・救出救助訓練</li> <li>・救急救護訓練</li> <li>・災害医療訓練</li> <li>・学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練</li> <li>・ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練</li> <li>・救援物資輸送訓練</li> <li>・交通規制訓練等</li> </ul>
自主防災組織・町民が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火訓練</li> <li>・応急救護訓練</li> <li>・炊き出し訓練</li> <li>・巡回点検訓練</li> <li>・避難行動要支援者の安全確保訓練</li> <li>・避難訓練</li> <li>・避難誘導訓練等</li> </ul>

2.2 本町及び防災関係機関の訓練【危機管理課、上尾市消防本部】

本町及び防災関係機関は、地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

また、訓練後には訓練の成果をとりまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

本町及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

■消防訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。
実施場所及び方法	町内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

■消防訓練の訓練内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動出動対応訓練</li> <li>・災害情報収集活動訓練</li> <li>・遠距離中継送水訓練</li> <li>・大規模災害対応訓練</li> <li>・消防団、自主防災組織等との連携活動訓練</li> <li>・非常招集訓練</li> <li>・その他消防に関する訓練</li> </ul>
---

(2) 避難・救助訓練

地震災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。
実施場所	学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。
実施方法	<p>&lt;本町による避難救助訓練&gt; 本町が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て実施に努める。</p> <p>&lt;保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練&gt; 施設管理者は、地震災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。</p>

(3) 災害通信連絡訓練

地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。
実施方法	本町の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する予測、警報の通知及び伝達</li> <li>・被害状況報告</li> <li>・災害応急措置についての報告及び連絡</li> </ul>
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡訓練</li> <li>・非常無線通信訓練</li> </ul>

(4) 非常招集訓練

各防災関係機関は、非常招集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、地震災害時の即応体制の強化を図る。

■避難・救助訓練の実施内容

項目	内容
実施の時期及び回数	総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。
実施方法	町防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(6) その他の訓練

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練及び徒歩帰宅訓練等災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

2.3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練【コミュニティ推進課、危機管理課、上尾市消防本部】

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練により地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

本町の事業所、自主防災組織及び町民の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報、避難訓練及び震災対応訓練を実施する。

また、地域の一員として、本町及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

## (2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本町及び消防機関等の指導・協力のもとに、地域の事業所とも連携して、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを加味して年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

### 《参考》

#### ◆「災害図上訓練（DIG）」について

DIGとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。

#### ◆「避難所開設・運営訓練（HUG）」について

HUGとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

## (3) 町民の訓練

町民は、「自らの安全は自ら守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、本町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。特に、人口増加に伴って地域コミュニティの希薄化、宅地化進行地区と既存地区住民との交流不足が懸念されることから、地域住民への訓練参加の周知や新たな自主防災組織の設立などに努める。

さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第3 地域防災ネットワークづくり

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、関係防災機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの地域は自らが守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本町は、地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

### 3.1 自主防災組織の育成・強化

### 3.2 事業所等の自衛消防組織の育成

### 3.3 民間防火組織の育成強化

## 3.1 自主防災組織の育成・強化【危機管理課】

本町は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を本町と町民が連携し構築する。

本町の自主防災組織の育成は、以下の方策をもって実施する。

### (1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、町民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数、具体的には既存の区、自治会等を単位として編成することが望ましい。

なお、本町の場合、令和4年4月末現在、町内の全ての地域で21の自主防災組織が結成されており、組織率100%となっている。

また、平成18年4月には、町内の各自主防災組織相互の連携強調を図り、防災体制の確立に寄与する目的で、伊奈町自主防災組織連絡協議会が結成された。

今後も、新市街地等における新住民の増加の動向を踏まえつつ、新たな自主防災組織の設立などを進めていくものとする。

(2) 地域の自主防災組織の育成

① 自主防災組織整備の考え方

震災時に、本町は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本町の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、町民は行政の防災活動に協力するとともに、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、町民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。

② 自主防災組織の組織づくり

自主防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、本町は、当該地区の町民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い活性化に努める。

自主防災組織の標準的な組織編成及び活動内容は次のとおりである。

■ 自主防災組織の標準的編成と活動内容

区分	平常時	災害時
総務班	・ 防災知識の普及、啓発 ・ 会の庶務及び経理	・ 対策本部の設置及び運営 ・ 各班との連絡、調整
情報連絡班	・ 防災関連情報の収集、記録	・ 被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消火班	・ 消火訓練の実施	・ 火災の初期消火 ・ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	・ 避難誘導訓練の実施	・ 人員確認、地域住民の避難誘導 ・ 避難所の設置協力
救出救護班	・ 救出救護訓練の実施 ・ 診療所、医療機関等との協議	・ 要配慮者の保護、安全確保 ・ 負傷者の救護、医療機関との連携 ・ 救援物資の受入、配分
給食給水班	・ 地元商店等との協議 ・ 非常用物資の備蓄・管理	・ 食料、飲料水の調達、配分

③ 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、研修の実施などによる自主防災組織の中心的役割を担う者の発掘・育成に努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

■ リーダー発掘・育成の事例

項目	内容
地域の活動のリーダーの発掘	自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。
消防経験者等の育成	消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。
専門分野の経験者の育成	看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。
リーダー研修	自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

町民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供などの方策を推進し、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、消防団とこれら組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3.2 事業所等の自衛消防組織の育成【危機管理課、上尾市消防本部】

大規模な地震災害が発生した場合、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となる。

特に、本町の北部地域には伊奈工業団地等が形成されており、こうした地区での災害発生の予防、被害軽減のためにも、各事業所等の自衛消防組織の整備が必要である。

本町は、県内に立地する事業者等における防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

(1) 事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、本町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。また、事業所等は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施するとともに、本町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図り、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

## (3) 危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## (4) 事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

本町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 3.3 民間防火組織の育成強化【危機管理課】

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

#### (1) 消防団の活性化と育成

本町は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

本町は、県による支援を受け、消防団活性化総合計画の策定を促進する。



## (2) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

# 第4 災害時の要配慮者の安全対策

地震が発生した場合、要配慮者が適切な防災行動をとることは容易でなく、そのため、近年の災害においては要配慮者が被災するケースが多く発生している。

このため本町は、本格的な高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を積極的に推進するものとする。

## 4.1 避難行動要支援者の安全対策

## 4.2 要配慮者全般の安全対策

## 4.3 社会福祉施設入所者の安全対策

### 《参考》

#### ◆「要配慮者」に関わる定義

- ・ 移動することが困難な者
- ・ 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- ・ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- ・ 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- ・ 精神的に不安定になりやすい者

具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

## 4.1 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、社会福祉課】

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災対法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められた。

本町は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者の避難支援プランの策定

① 全体計画の策定

本町は、高齢者や障がい者等のうち、自力での避難が困難な者の避難活動を支援するため、平成27年4月に「伊奈町災害時要援護者避難支援プラン〈全体計画〉」を策定している。

全体計画において定めている事項は、次のとおりである。

■全体計画において定める必須事項

項目	内容
避難支援等関係者となる者 (避難行動要支援者名簿を共有して避難支援にあたる者)	〈改正災対法 第49条の11(避難情報の利用及び提供)の2〉 消防機関、警察、区(区の役員、班長などの地域の支援者)、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲	〈改正災対法 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)の1〉 ① 介護保険の要介護認定が3~5の者 ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ③ 75歳以上のみで構成される世帯の高齢者 ④ 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者(日中独居の高齢者や75歳未満の高齢者、日本語に不慣れな外国人など)
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	〈改正災対法 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)の1〉 伊奈町個人情報保護条例 第7条2項第6号の規定に基づき、福祉部局が保有する情報や住民基本台帳などの行政内部情報を活用する。
名簿の更新に関する事項	〈改正災対法 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)の1〉 定期的(毎年度)に情報の内容を更新するとともに、転出や死亡など記載内容に変更が生じた場合にはその都度速やかに更新する。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本町が求める措置及び本町が講ずる措置	〈改正災対法 第49条の12(名簿情報を提供する場合における配慮)〉 本町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、本町において適切な措置を講ずるよう努める。
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	〈改正災対法 第56条(市町村長の警報の伝達及び警告)の2〉 本町では、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急メールを活用する。
避難支援等関係者の安全確保	〈改正災対法 第49条の10(災害応急対策及びその実施責任)の2〉 本町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。本地域防災計画では、要配慮者のうち社会福祉施設の入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

② 要配慮者の把握

本町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、本町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

③ 個別避難計画の策定

本町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。県は、本町の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

④ 避難行動要支援者名簿の活用

本町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者（消防機関、警察、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、防災担当課等）へ提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、本町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

⑤ 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

## 4.2 要配慮者全般の安全対策【危機管理課、各課共通】

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

本町の要配慮者全般に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

### (1) 要配慮者の安全確保

#### ① 要配慮者の状況把握

要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医者等）の整理・保管による要配慮者の所在や介護体制を把握する。

#### ■介護を必要とする者の把握

所管業務遂行上の必要から介護を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。  
名簿の活用に当たっては、対象者のプライバシー保護の立場から十分な配慮を行う。

- ・要配慮者情報（台帳・ファイル等）の整理
- ・要配慮者情報の共有化による迅速な対応

#### ② 緊急通報システムの整備拡充

本町は、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努めており、平時の見守り、日常生活の緊急事態に対応するため、これらの緊急通報システムを整備、拡充するとともに、要配慮者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

#### ③ 防災基盤の整備

本町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、本町、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、本町、県は、その他の集客施設における取組を促進する。

#### ④ 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

#### ■防災知識の例

- ・ 家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
- ・ 食料・飲料水の備蓄
- ・ 要配慮者への避難所の周知
- ・ 避難生活での心得の周知

#### ⑤ 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

本町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送テレビ、ファクシミリを設置、外国語や絵文字による案内板の標記、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

⑥ 福祉避難所における物資・資機材の整備

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。

⑦ 近隣住民のコミュニティづくり

災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障がい者等とのコミュニケーションづくりの推進を指導・支援し、障がい者等を含めた防災訓練の実施に努める。

⑧ 相談体制の確立

本町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

⑨ 役割分担の明確化

本町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

⑩ ヘルプカード（防災カード）

本町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(2) 外国人の安全確保

本町には令和4年4月1日現在、404世帯（うち純世帯数は275、混成世帯404）、517人（総人口に占める割合は1.1%）の外国人が在住している。

本町は、言葉や文化の違いから自らの安全の確保が困難である町内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努める。

■外国人の安全確保

項目	内容
外国人の所在把握	災害時に外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在の把握に努める。
防災知識の普及・啓発	外国語に翻訳した防災に関するパンフレットの作成・配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、町ホームページ及びフェイスブック等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。
防災訓練の実施	外国人の防災への認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
通訳・翻訳ボランティアの確保	外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。
誘導標識、避難所案内板等の設置	誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

#### 4.3 社会福祉施設入所者の安全対策【危機管理課、社会福祉課、いきいき長寿課】

本町は、災害発生時に自力で身体の安全確保や避難が困難な人が入所する社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の推進について、指導に努める。

本町の社会福祉施設入所者に対する安全対策は以下の方策をもって推進する。

##### (1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとする。

##### ① 緊急連絡体制の整備

###### ■職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

###### ■安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

##### ② 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

##### ③ 施設間の相互支援システムの確立

本町は、町内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。また、施設管理者は、町内又は県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

##### ④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

##### ⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を3日分程度備蓄しておく。

##### ⑥ 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

###### ■備蓄物資（例）

- ・非常用食料（老人食等の特別食を含む）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパット等）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架、ストレッチャー等）

## (2) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

## (3) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、本町はこれを促進する。

## (4) 地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の区やボランティア団体との連携に努める。また、本町は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

## (5) 施設の耐震化

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

# 第5 ボランティアとの連携

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築する必要がある。

## 5.1 連携体制の整備

### 5.1 連携体制の整備【危機管理課、社会福祉課】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくないと思われる。

そのため、本町は、町民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

本町のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

(1) ボランティア意識の啓発

本町は、関係機関・団体と連携して、町民に対してボランティア意識の啓発に努めるものとする。特に、「防災ボランティア週間」などを中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、町内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本町はこれらボランティア団体との間に非常時の連絡体制を構築するなど、日ごろからボランティア関係機関との情報連携を推進する。

(3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、町内で救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本町は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、専門ボランティア団体に関する情報を事前に把握しておくものとする。

## 第6 地区防災計画の策定

地区居住者等に対し、提案手続等の周知及び地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。



## 第3章 震災応急対策計画

発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生すると、本町の最大震度は震度7で人的被害は負傷者353人、建物被害は全半壊及び焼失を含め2,352棟、避難者数（1週間）4,408人、帰宅困難者数（平日）9,468人と予測されている。

大規模地震の被害は、その広域性及び同時多発性にあるため、災害対策の第一線に立つ本町は、多岐にわたる災害応急対策活動を広範囲にわたり、迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

さらに、このような災害応急対策は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、きめ細かに計画を策定する必要がある。

そのため、本町の震災応急対策計画は、以下の施策を大きな柱とする。



## 第1節 応急活動体制

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、本町の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。また、大規模地震時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。



### 第1 活動体制

地震発生に伴い本町がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。

- 1.1 活動体制と配備基準
- 1.2 活動体制と動員計画
- 1.3 災害対策本部の設置・運営

## 1.1 活動体制と配備基準【各班共通】

本町における震災対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

### ■活動体制と配備基準（震災対策）

活動体制		配備基準	活動内容
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制)		○原則として町域に「震度5弱」の地震が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	一号配備	○原則として町域に「震度5強」の地震が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	二号配備	○原則として町域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、町の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

## 1.2 活動体制と動員計画【各班共通】

職員の配備体制ごとの動員計画は、以下に定める「職員動員計画表」による。

### ■職員動員計画表(震災対策)

災害対策本部		担当部署	動員区分			
部名	班名		警戒体制 (震度5弱)	非常体制		
				一号配備 (震度5強)	二号配備 (震度6弱以上)	
本部事務局	部長：くらし産業統括監		◎	◎	◎	
	副部長：企画総務統括監、会計管理者		◎	◎	◎	
	部長付：危機管理課長		◎	◎	◎	
	総括班	企画課		△	○	◎
		総務課		△	○	◎
		コミュニティ推進課		○	○	◎
		危機管理課		◎	◎	◎
	情報班	DX推進・新庁舎整備室		△	○	◎
		税務課		△	○	◎
	広報班	会計課		△	○	◎
		秘書広報課		△	○	◎
	住民相談班	収税課		△	○	◎
住民相談室		△	○	◎		
救援部	部長：健康福祉統括監		◎	◎	◎	
	副部長：上下水道統括監		◎	◎	◎	
	部長付：社会福祉課長		◎	◎	◎	
	避難支援班	社会福祉課		△	○	◎
		いきいき長寿課		△	○	◎
		子育て支援課		△	○	◎
		住民課		△	○	◎
		人権推進課		△	○	◎
		保育所		△	○	◎
	衛生班	環境対策課		△	○	◎
		クリーンセンター		△	○	◎
	医療班	保険医療課		△	○	◎
		健康増進課（保健センター）		△	○	◎
給水班	上下水道課		○	○	◎	
応急復旧部	部長：都市建設統括監		◎	◎	◎	
	副部長：議会事務局長		◎	◎	◎	
	部長付：土木課長		◎	◎	◎	
	土木班	土木課		◎	◎	◎
		上下水道課		○	○	◎
	建築班	都市計画課		○	○	◎
	地域支援班	アグリ推進課		○	○	◎
		元気まちづくり課		○	○	◎
応援班	議会事務局		△	○	◎	
教育部	部長：教育次長		◎	◎	◎	
	副部長：教育総務課長		◎	◎	◎	
	部長付：学校教育課長		◎	◎	◎	
	教育施設班	教育総務課		△	○	◎
		生涯学習課		△	○	◎
	応急教育班	学校教育課		△	○	◎
		小・中学校		△	○	◎
給食班	学校給食センター		△	○	◎	

注) 動員職員数の目安 ◎：全員、○：1/2程度、△：1/4程度  
議会事務局長は、「(仮称)伊奈町議会災害対策支援本部」が設置されたときは、「支援本部」の事務局長を兼務するものとする。

### 1.3 災害対策本部の設置・運営【本部事務局】

#### (1) 災害対策本部の設置

町長は、本町域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

##### ① 設置基準

- 本町域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき
- その他町長が必要と認めたとき

##### ② 設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置し、役場の正面玄関に「伊奈町災害対策本部」の標識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、町役場が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として総合センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

##### ③ 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、町長とし、不在の場合は次の順位によりその職務を代行する。

- |        |           |          |          |
|--------|-----------|----------|----------|
| ・ 第1順位 | ・ 第2順位    | ・ 第3順位   | ・ 第4順位   |
| ：副町長   | ：くらし産業統括監 | ：企画総務統括監 | ：都市建設統括監 |

##### ④ 解散基準

本部長は、町内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を解散する。

##### ⑤ 設置・解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは直ちに関係機関等に通知する。

#### ■災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	連絡担当	通知方法
各部	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭、メール、インターネット等
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭、メール
町議会	応援班	電話、口頭、メール
一般町民	広報班	町防災行政無線、広報車、町webサイト、ツイート
報道機関	広報班	電話、口頭、町webサイト、ツイート
隣接市町等	総括班	電話、文書、町webサイト、ツイート

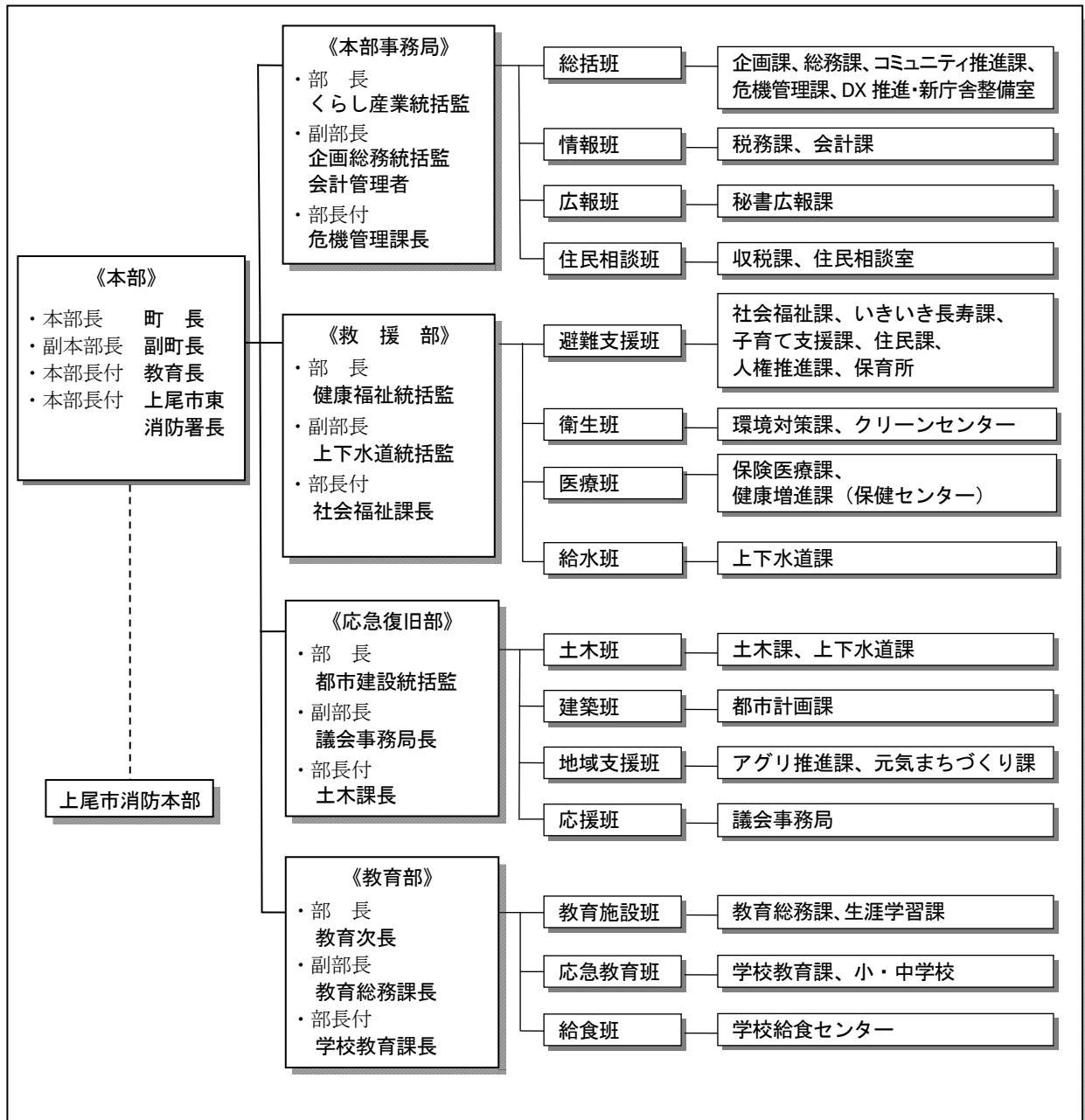
#### ■災害対策本部に用意すべき備品

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有線電話及びファクシミリ</li> <li>・ 庁内放送設備</li> <li>・ 複写機</li> <li>・ 災害時の町内応援協力者名簿</li> <li>・ スマートフォン、PC、プリンタ</li> <li>・ 災害処理表その他書類一式</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線、消防無線</li> <li>・ テレビ、ラジオ</li> <li>・ 発電機</li> <li>・ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類</li> <li>・ 被災者生活再建支援システム</li> <li>・ 防災関係機関一覧表</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応用臨時電話</li> <li>・ ハンドマイク</li> <li>・ 筆記用具等事務用品</li> <li>・ 要支援者台帳システム</li> <li>・ その他必要資機材等</li> </ul> |
|---|--|---|

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部各班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部組織図



■災害対策本部事務分掌【本部会議】

本部会議		事務分掌
本部長	町長	1. 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2. 本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行う
副本部長	副町長	1. 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
本部長付	教育長 上尾市東消防署長	1. 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2. 災害対策本部決定事項を命令指揮する

■災害対策本部事務分掌【本部事務局】

部名	班名	担当部署	事務分掌
事務局	部長 副部長 部長付	くらし産業統括監 企画総務統括監 会計管理者 危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>—— 総括班 (班長：企画課長)</li> <li>—— 広報班 (班長：秘書広報課長)</li> <li>—— 情報班 (班長：税務課長)</li> <li>—— 住民相談班 (班長：収税課長)</li> </ul>
本部事務局	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画課</li> <li>・総務課</li> <li>・コミュニティ推進課</li> <li>・危機管理課</li> <li>・DX推進課・新庁舎整備室</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各部職員の動員に関する事</li> <li>2. 本部の開設及び閉鎖に関する事</li> <li>3. 本部会議の運営に関する事</li> <li>4. 気象予報・警報の収集伝達に関する事</li> <li>5. 防災行政無線等の運用、保安及び確保に関する事</li> <li>6. 被害状況の総括取りまとめに関する事</li> <li>7. 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関する事</li> <li>8. 県災对本部への報告に関する事</li> <li>9. 県、市町村及び防災関係機関への協力・応援要請事務に関する事</li> <li>10. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>11. 災害救助法の適用申請事務に関する事</li> <li>12. 自衛隊の災害派遣要請に関する事</li> <li>13. 本部の活動記録に関する事</li> <li>14. 災害見舞い及び視察者の応接に関する事</li> <li>15. 職員の参集状況に関する事</li> <li>16. 職員の飲料水、食料の確保に関する事</li> <li>17. 災害対策委員のローテーション計画の作成</li> <li>18. 車両の配車、管理に関する事</li> <li>19. 罹災証明書の発行事務に関する事</li> <li>20. 各部・各班の連絡調整に関する事</li> <li>21. 町有財産の被害状況の把握、「情報班」への報告</li> <li>22. 災害対策関係予算及び資金に関する事</li> <li>23. 国、県等の補助金に関する事</li> <li>24. 情報システムに関する事</li> <li>25. 本部の庶務及び他部に属さないこと</li> <li>26. 部内及び関係機関との連絡、調整に関する事</li> <li>27. 上尾市消防本部との連絡調整に関する事</li> <li>28. 消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関する事</li> <li>29. 消防団活動に関する事</li> </ol>

部名	班名	担当部署	事務分掌
本部事務局	広報班	・秘書広報課	1. 住民、来訪者への避難勧告及び指示等の伝達
			2. 住民への防災情報の広報に関すること
			3. 避難収容者に対する生活情報の広報に関すること
			4. 報道機関に対する発表
			5. 報道機関との連絡調整・情報交換・要請
			6. 警察との広報調整
			7. 防災関係機関の広報内容の把握
			8. 庁内関係者への防災情報の広報
			9. 情報誌の作成、配付
情報班	・税務課 ・会計課	1. 災害情報の収集（必要に応じて調査員を現地に派遣）	
		2. 各班からの情報収集、各班への情報	
		3. 交通機関の被害情報の収集	
		4. 交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること	
		5. ライフライン被害情報の収集	
		6. ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること	
		7. 被災者見舞金の配分に関すること	
		8. 罹災証明書のための被害家屋調査に関すること	
		9. 災害の撮影記録に関すること	
住民相談班	・収税課 ・住民相談室	1. 「情報班」と連携し町民の安否確認の窓口業務	
		2. 被災住民の各種相談窓口の開設	
		3. 町民の安否確認に関すること	
		4. 避難所から避難住民の情報収集	
		5. 「医療班」から町民の安否情報の収集	
		6. 消防・警察から町民の安否情報の収集	



■災害対策本部事務分掌【 救援部 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
救援部	部長 健康福祉統括監 副部長 上下水道統括監 部長付 社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 避難支援班 (班長：住民課長)</li> <li>— 医療班 (班長：保険医療課長)</li> <li>— 衛生班 (班長：環境対策課長)</li> <li>— 給水班 (班長：上下水道課長)</li> </ul>	
救援部	避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課</li> <li>・いきいき長寿課</li> <li>・子育て支援課</li> <li>・住民課</li> <li>・人権推進課</li> <li>・保育所</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設及び管理・運営に関すること (避難所への避難所従事職員の派遣を含む)</li> <li>2. 被災者の避難所への誘導、収容</li> <li>3. 社会福祉施設等の被害調査、「情報班」への報告</li> <li>4. 社会福祉施設等の応急修理及び災害復旧工事</li> <li>5. 独居高齢者、高齢者・障がい者世帯の救護に関すること</li> <li>6. 収容避難者の確認と「情報班」への報告</li> <li>7. 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</li> <li>8. 避難所における食料・生活必需品の調達、配分及び管理</li> <li>9. 避難所における食料・生活必需品の調達、配分状況の「情報班」への報告</li> <li>10. 飲料水の供給に対する連絡調整に関すること</li> <li>11. ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること</li> <li>12. ボランティアとの連絡調整</li> <li>13. 災害弔慰金の支給及び被災者への救護資金の貸付けに関すること</li> <li>14. 保育所児童の避難及び救護に関すること</li> <li>15. 保育所施設等の被害調査、「情報班」への報告</li> <li>16. 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事</li> <li>17. 応急保育に関すること</li> <li>18. 被災者に対する保育料の減免に関すること</li> </ol>
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療課</li> <li>・健康増進課 (保健センター)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護所の設置に関すること</li> <li>2. 病院、診療所、助産所等の被害調査と「情報班」への報告</li> <li>3. 医師会、医療機関との連絡調整・応援要請</li> <li>4. 保健所との連絡調整</li> <li>5. 救急医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>6. 負傷者等の搬送支援</li> <li>7. 防疫に関すること</li> <li>8. 医薬品等の調達</li> <li>9. 災害救助に関する他部との連絡調整に関すること</li> </ol>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策課</li> <li>・クリーンセンター</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境衛生対策に関すること</li> <li>2. そ族昆虫駆除に関すること</li> <li>3. ごみ処理に関すること</li> <li>4. し尿処理に関すること</li> <li>5. 災害廃棄物の処理に関すること</li> <li>6. 遺体の捜索、収容及び埋・火葬に関すること</li> <li>7. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い</li> </ol>
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道課</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者への応急給水</li> <li>2. 応急給水情報の「広報班」への伝達</li> <li>3. 水道施設の被害状況の「情報班」への報告</li> <li>4. 災害時の水源確保に関すること</li> <li>5. 水道施設の応急復旧に関すること</li> <li>6. 水道工事店への協力要請</li> </ol>

■災害対策本部事務分掌【 応急復旧部 】

部名	班名	担当部署	事務分掌
応急復旧部	部長 副部長 部長付	都市建設統括監 議会事務局長 土木課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>—— 土木班（班長：土木課長）</li> <li>—— 建築班（班長：都市計画課長）</li> <li>—— 地域支援班（班長：アグリ推進課長）</li> <li>—— 応援班（班長：議会事務局長）</li> </ul>
応急復旧部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木課</li> <li>・上下水道課</li> </ul>	1. 道路、橋梁等の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			2. 道路、橋梁等の災害復旧工事
			3. 下水道施設の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			4. 下水道施設の災害復旧工事
			5. 河川の被害調査、応急修理及び「情報班」への報告
			6. 河川の災害復旧工事
			7. 交通規制状況の把握に関すること
			8. 緊急輸送道路の確保に関すること
			9. 緊急輸送道路の確保状況の「情報班」への報告
			10. 道路障害物の除去作業に関すること
			11. 応急対策活動用資機材の調達
			12. 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること
応急復旧部	建築班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課</li> </ul>	1. 災害危険区域の警戒、巡視に関すること
			2. 市街地の排水対策に関すること
			3. 住宅等の被害調査、「情報班」への報告
			4. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること
			5. 応急仮設住宅等の用地確保に関すること
			6. 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること
			7. 被災住宅の応急修理に関すること
			8. 町有建物の応急修理に関すること
応急復旧部	地域支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アグリ推進課</li> <li>・元気まちづくり課</li> </ul>	1. 農地、農業用施設の被害調査、「情報班」への報告
			2. 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること
			3. 農産物・園芸作物の被害調査、「情報班」への報告
			4. 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること
			5. 商工業関係の被害調査、「情報班」への報告
			6. 家畜の防疫に関すること
			7. 町全体における食料及び生活必需品の調達、輸送に関すること
			8. 救援物資の受領及び管理・配分に関すること
			9. 燃料の調達、輸送に関すること
			10. 町外車両の確保に関すること
			11. 被災農家及び中小企業関係の融資
応急復旧部	応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局</li> </ul>	1. 部内各班の応援に関すること

■災害対策本部事務分掌【教育部】

部名	班名	担当部署	事務分掌
教育部	部長 教育次長 副部長 教育総務課長 部長付 学校教育課長		<ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育施設班（班長：教育総務課長）</li> <li>— 応急教育班（班長：学校教育課長）</li> <li>— 給食班（班長：学校給食センター所長）</li> </ul>
教育部	教育施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育総務課</li> <li>・生涯学習課</li> </ul>	1. 学校教育施設の被害調査、「情報班」への報告
			2. 学校教育施設の応急修理及び災害復旧工事
			3. 社会教育施設利用者の避難及び救護
			4. 社会教育施設の被害調査、「情報班」への報告
			5. 社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事
			6. 炊き出しの協力
			7. 文化財の被害調査
			8. 文化財の応急・復旧対策に関すること
			9. その他、「避難支援班」への応援に関すること
教育部	応急教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> <li>・小・中学校</li> </ul>	1. 児童、生徒の避難及び救護に関すること
			2. 児童、生徒及び職員の被害状況の把握、「情報班」への報告
			3. 被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること
			4. 学校施設の避難所使用等に関すること
			5. 応急教育に関すること
			6. 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること
			7. その他、部内各班への応援に関すること
教育部	給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食センター</li> </ul>	1. 被災者への炊き出し及び配給に関すること
			2. 応急給食に関すること
			3. その他、部内各班への応援に関すること

■伊奈消防団事務分掌

伊奈消防団	消防団については、総括班の事務分掌とする。
	1. 団員の動員に関すること
	2. 消防活動に関すること
	3. 災害の予防、警戒及び防御に関すること
	4. 被災者の救助及び救出に関すること
	5. 避難誘導に関すること
	6. 河川の巡視活動に関すること
	7. 水防活動に関すること
	8. 常備消防との連携及び活動支援に関すること
9. 管轄区域内のパトロールに関すること	

(3) 行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合は、市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式（資料編参照）により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

## 第2 応急活動

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

### 2.1 職員の初動活動

### 2.2 職員動員の連絡

### 2.3 応急活動の留意点

## 2.1 職員の初動活動【各班共通】

### (1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

#### ① 勤務時間内

勤務時間内に地震が発生した場合は、業務継続計画（BCP）に基づき、必要最低限の業務を除いて通常業務を中断し、地震直後の緊急措置として、職員は各施設において以下に示す措置をとる。

さらに、震度5弱以上の地震が発生した場合、避難所に配置されている職員は避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

#### ■勤務時間内の緊急措置

- ・ 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努める。
- ・ 町民等、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- ・ 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において、危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講ずる。
- ・ 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保するとともに、情報収集、連絡支援用としてのPCを町民へ提供する。

#### ■勤務時間内の服务内容

- ・ 職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ・ 原則として行事、会議、出張等を中止する。
- ・ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。
- ・ 災害現場に出動する場合は、防災服及びヘルメット等を着用する。
- ・ 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

## ② 勤務時間外

勤務時間外に地震が発生した場合の職員の参集は、以下のとおりである。

### ■職員の自主参集

勤務時間外(夜間・休日等)に、町内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき、速やかに自主参集し、指揮者の指示に従いつつ、適切に行動する。

### ■自主参集職員の緊急措置

- ・ 町役場及び各施設の被害状況の把握
- ・ 被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- ・ 町役場及び各施設の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)を行う。
- ・ 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。

### ■参集場所

配備体制	震度階級	参集場所	参集職員
警戒体制	震度5弱	町役場、拠点避難所	「職員動員計画表」 に準じる。
非常体制	震度5強	町役場、避難所、勤務施設	
	震度6弱以上		

### ■登庁時の携帯品等

- ・身分証明書
- ・自分用の食料、飲料水
- ・雨具、防寒着、軍手等
- ・ラジオ、懐中電灯
- ・作業がしやすい服装
- ・安全靴、マスク、携帯電話等

### ■登庁不可能な場合の措置

交通機関等の被災により登庁が不可能になった場合は、下記の参集場所で情報収集にあたるとともに、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限りビジネスチャットツール等により連絡し、所属部の指示を受ける。また、災害状況の好転により登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。

- ・ 最寄りの防災関連機関
- ・ 防災活動拠点(「本編 第2章 第1節 第3 3.2 ■本町の各種防災拠点」参照)

## (2) 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

## (3) 避難所の開設

避難所配備の職員は、避難所の開設、救護、避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。

## (4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関、自主防災組織等との緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

## 2.2 職員動員の連絡【各班共通】

職員動員の連絡方法及び連絡網は、次のとおりである。

### (1) 動員の連絡方法

配備体制ごとの職員への連絡方法は、次のとおりである。

#### ■連絡方法

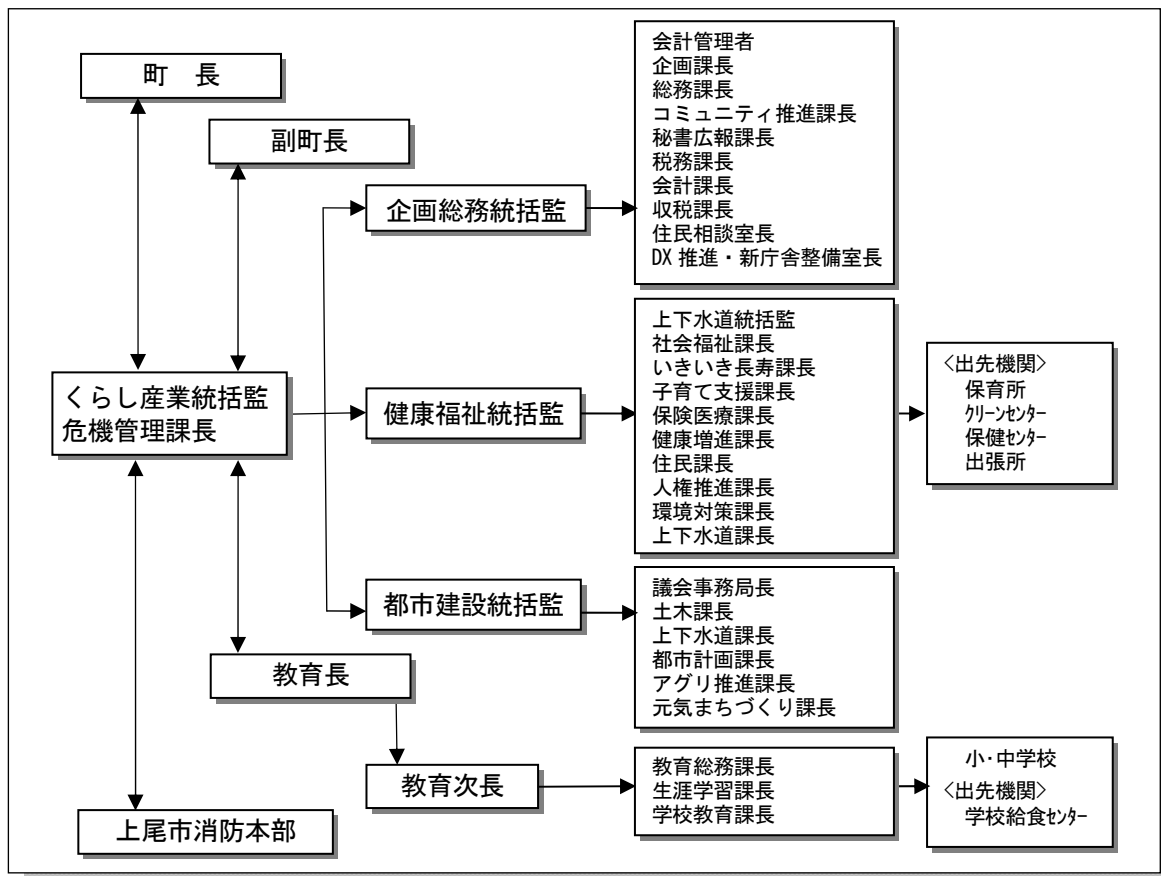
配備区分	参集職員	勤務時間内		勤務時間外	
		有線使用可	有線使用不可 <sup>(※)</sup>	有線使用可 <sup>(※)</sup>	有線使用不可 <sup>(※)</sup>
警戒体制	防災要員	庁内放送、電話、FAX、グループウェア等を用いて連絡	使走(伝令)による連絡	自主参集(特に連絡なし)	自主参集(特に連絡なし)
非常体制	一号配備	所定の職員	同上	原則自主参集(各部長以上には連絡)	同上
	二号配備	全職員	同上	自主参集(特に連絡なし)	同上

注) (※) インターネット、クラウドサービスなどを活用し周知を図る。

### (2) 勤務時間内の連絡

勤務時間内の連絡網は、次のとおりである。

#### ■勤務時間内の連絡網

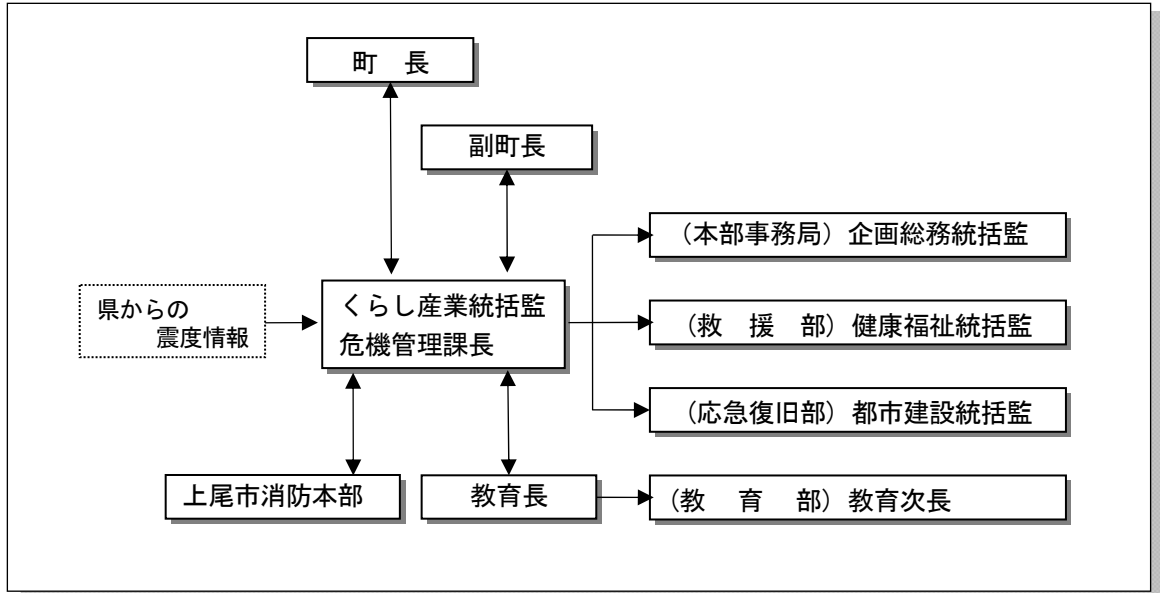


### (3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外においては自主参集を原則とし、特に動員のための連絡は行わない。

ただし、非常体制の一号配備に際して通話手段がある場合は、災害対策本部の各部の部長以上に対しては動員確認などの連絡を行うものとする。

#### ■勤務時間外の連絡網（非常体制一号配備）



注) 県からの震度情報は、危機管理課長が携帯している防災用携帯電話を介して伝達される。

## 2.3 応急活動の留意点【本部事務局】

### (1) 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

### (2) 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、「総括班」が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

### (3) 応援部隊等の受入

大地震においては、本町の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は「総括班」が、自衛隊、県、近隣市町等に対して応援を要請することとなる。

また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、各部・各班は相互に緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受け入れ体制を整える。

### 第3 応援要請、相互協力

町長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

#### 3.1 県への応援要請

#### 3.2 他市町村等への応援要請

#### 3.3 防災関係機関への応援要請

#### 3.4 ボランティア団体等との相互協力

#### 3.5 民間事業者等との相互協力

#### 3.1 県への応援要請【総括班】

本町の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、町長は知事に対して応援又は応援の斡旋を求めることができる。また、町長は、災対法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援の斡旋及び応急措置等の要請は、県危機管理防災部消防課を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

##### (1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

- 災害の状況
- 応援を要請する理由、期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他の必要事項

##### (2) 指定地方行政機関に対する応援の斡旋を知事に求める場合 他の市町、各機関又は応援要請の斡旋を求める場合

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を希望する区域及び活動内容
- その他の必要事項



### (3) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

本町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

#### ■派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	-	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努める。

### (4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

本町は、県内自治体の相互応援だけでは、本町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。県外自治体による応援職員の派遣は、県が行う。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

#### ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

#### ■第1段階支援の要請方法

県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

### ■第2段階支援の要請方法

第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

### ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを本町に派遣し、町長への助言や幹部職員との調整等を行う。

### ■要請方法

本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

## 3.2 他市町村等への応援要請【総括班】

本町は、災害時における相互応援協力を行うため、他市町村等と相互応援に係る協定を締結しており、災害の状況等を勘案の上、他市町村等に応援要請などを行い、被害軽減や応急復旧に努める。

本町と他市町村との協定については、「本編 第2章 第2節 第1 1.3 広域応援協力体制の充実」を参照のこと。

## 3.3 防災関係機関への応援要請【総括班】

本町は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

### (1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、本町の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 活動体制

#### ① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

#### ② 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

### 3.4 ボランティア団体等との相互協力【避難支援班、関係各班】

「避難支援班」は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置

「避難支援班」は、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設してボランティアの受付を行う。災害ボランティアセンターは、町役場、総合センター又はふれあい福祉センターに設置する。

#### (2) ボランティアの振り分け

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込みの受け付け及び登録を実施し、福祉ボランティアに対しては、社会福祉協議会において参加申込みの受け付け及び登録を実施する。その他のボランティアは、災害ボランティアセンターにおいて参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

#### ■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、看護師 ・ 応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技師 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害 ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	社会福祉協議会

#### ■災害ボランティアセンターの役割

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアコーディネーターの確保</li> <li>・ ボランティアの登録、名簿作成</li> <li>・ ボランティアの証明書、名札の発行</li> <li>・ ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整</li> <li>・ 被災地、避難所におけるボランティアの把握等の情報収集</li> <li>・ 県、社会福祉協議会、民間ボランティア団体との連絡調整</li> <li>・ FAX、インターネットによるボランティア事前登録受付</li> <li>・ 保険に関すること</li> </ul>
---

### 3.5 民間事業者との相互協力

本町は、大規模災害時に本町が行う応急対策業務に対し、被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう、民間事業者等と相互応援に係る協定を締結しており、災害の状況・規模等必要に応じ、民間事業者等の協力体制のもと、被害軽減や応急復旧に努める。

本町と民間事業者との協定については、「本編 第2章 第2節 第1 1.3 広域応援協力体制の充実」を参照のこと。

## 第4 自衛隊の災害派遣

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

### 4.1 派遣要請

### 4.2 依頼要領

### 4.3 自衛隊の自主派遣

### 4.4 派遣部隊の撤収要請

### 4.5 経費の負担区分

#### 4.1 派遣要請【総括班】

本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### 4.2 依頼要領【総括班】

##### (1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

##### (2) 依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後すみやかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が窮迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>・ 派遣を必要とする期間</li> <li>・ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・ その他参考となるべき事項</li> </ul>

■ 県への連絡先

区分	電話番号	FAX 番号
危機管理課（危機管理担当）	048-830-8131	048-830-8129
防災無線（地上系）	83-6-8131	83-6-8129
防災無線（衛星系）	84-200-6-8131	83-200-6-8129

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。また、災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

■ 災害派遣の要件

1 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
2 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
3 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■ 自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本町準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の

項目	災害派遣要請の範囲
	物品を譲与することはできない。
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合
その他	町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

#### (4) 派遣部隊等の受入

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

##### ■派遣部隊の受入場所

区分	施設名	所在地
本部事務所	伊奈町役場内	中央 4-355
宿営地及びヘリコプター発着地	町制施行記念公園	小針内宿 732-1

### 4.3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

### 4.4 派遣部隊の撤収要請【総括班】

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

#### 4.5 経費の負担区分【総括班】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛庁の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本町が協議する。

## 第5 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

### 5.1 災害救助法の概要

### 5.2 災害救助法の適用及び実施

### 5.3 災害救助法が適用されない場合の措置

#### 5.1 災害救助法の概要【各班共通】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

##### (1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

## (2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金の貸与
- 学用品の給与
- 埋 葬
- 死体の搜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

## (3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる（災害救助法 第30条）。

埼玉県においては、埼玉県災害救助法施行細則第16条により、次の救助に関する職権を町長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても町長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。



■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内)	知事及び日赤県支部（医療班派遣） 町（その他）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	県（建設） 町長（対象者、敷地の選定）
被災した住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

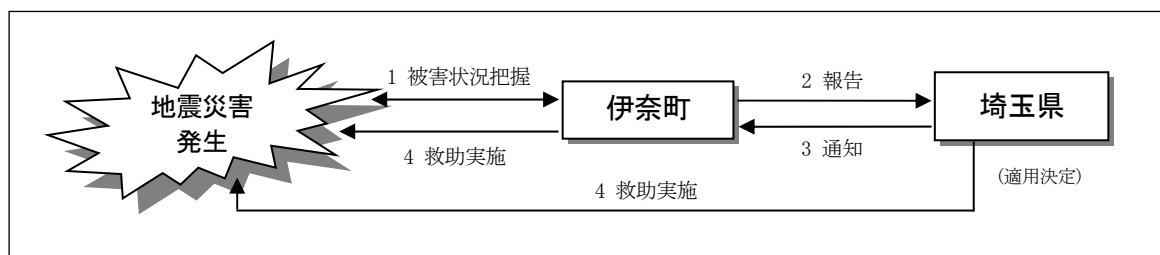
5.2 災害救助法の適用及び実施【本部事務局、各班共通】

災害救助法による救助は、本町域を単位に原則として同一原因の災害による本町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

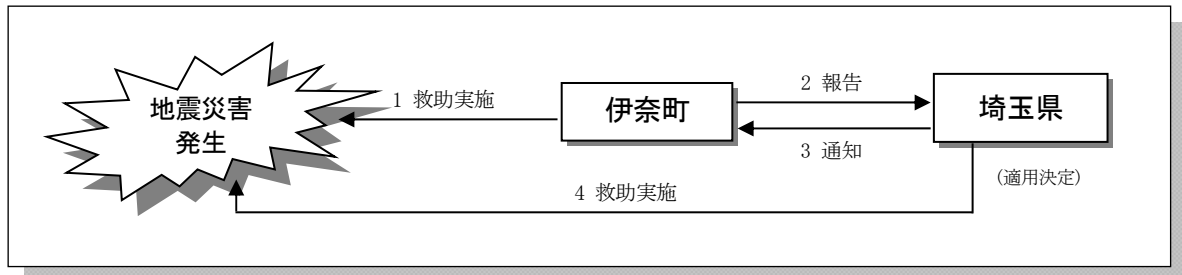
① 原則

町長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、本町の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■伊奈町の災害救助法適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	60 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(7) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの。
	(4) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したもの。
②住家の半壊・半焼	(7) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(4) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂のたい積	(7) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(4) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

5.3 災害救助法が適用されない場合の措置【本部事務局、各班共通】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

## 第6 自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。  
町民は、災害が発生した際に、以下の対応を講ずる。

### ■町民の役割

- ・ 初期消火の実施
- ・ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- ・ 自主防災活動への参加、協力
- ・ 避難所でのゆずりあい
- ・ 本町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ・ 風評に乗らず、風評を広めない

## 第7 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。地域における避難対策及び要配慮者対策は、「本編 第2章 第1節 第4 安全避難の確保」及び「本編 第2章 第3節 第4 災害時の要配慮者の安全対策」を参照する。

### ■自主防災組織の役割

- ・ 初期消火の実施
- ・ 情報の収集・伝達の実施
- ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- ・ 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- ・ 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

### ■消防団の役割

- ・ 消火、救助活動の実施

## 第8 地域の安全確保への協力

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため本町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

### ■自主防犯組織の役割

- ・ 地域の安全確保に向けた本町、警察への協力・被災者等の安否確認

## 第2節 情報の収集・伝達

本町域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

### 情報の収集・伝達

#### 第1 情報連絡体制

#### 第2 災害情報収集・伝達体制

#### 第3 町民への広報活動

#### 第4 町民の各種相談窓口

#### 第5 報道機関への情報提供

### 第1 情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

#### 1.1 情報連絡系統

#### 1.2 情報連絡通信手段

## 1.1 情報連絡系統【各班共通】

地震災害時における本町災害対策本部を中心とした情報連絡系統は、次頁のとおりである。

## 1.2 情報連絡通信手段【本部事務局、各班共通】

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

### (1) 災害通信の運用方針

主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとする。

### (2) 町災害対策本部と町の各機関との通信手段

本町の各機関との通信手段は、LGWAN、インターネット、携帯電話、防災行政無線及び消防無線を活用する。

ただし、消防無線は、消防活動の程度に応じて可能な場合に使用するものとする。

各機関及び地区拠点避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動体通信機器の設置、あるいは道路事情を考慮し、車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

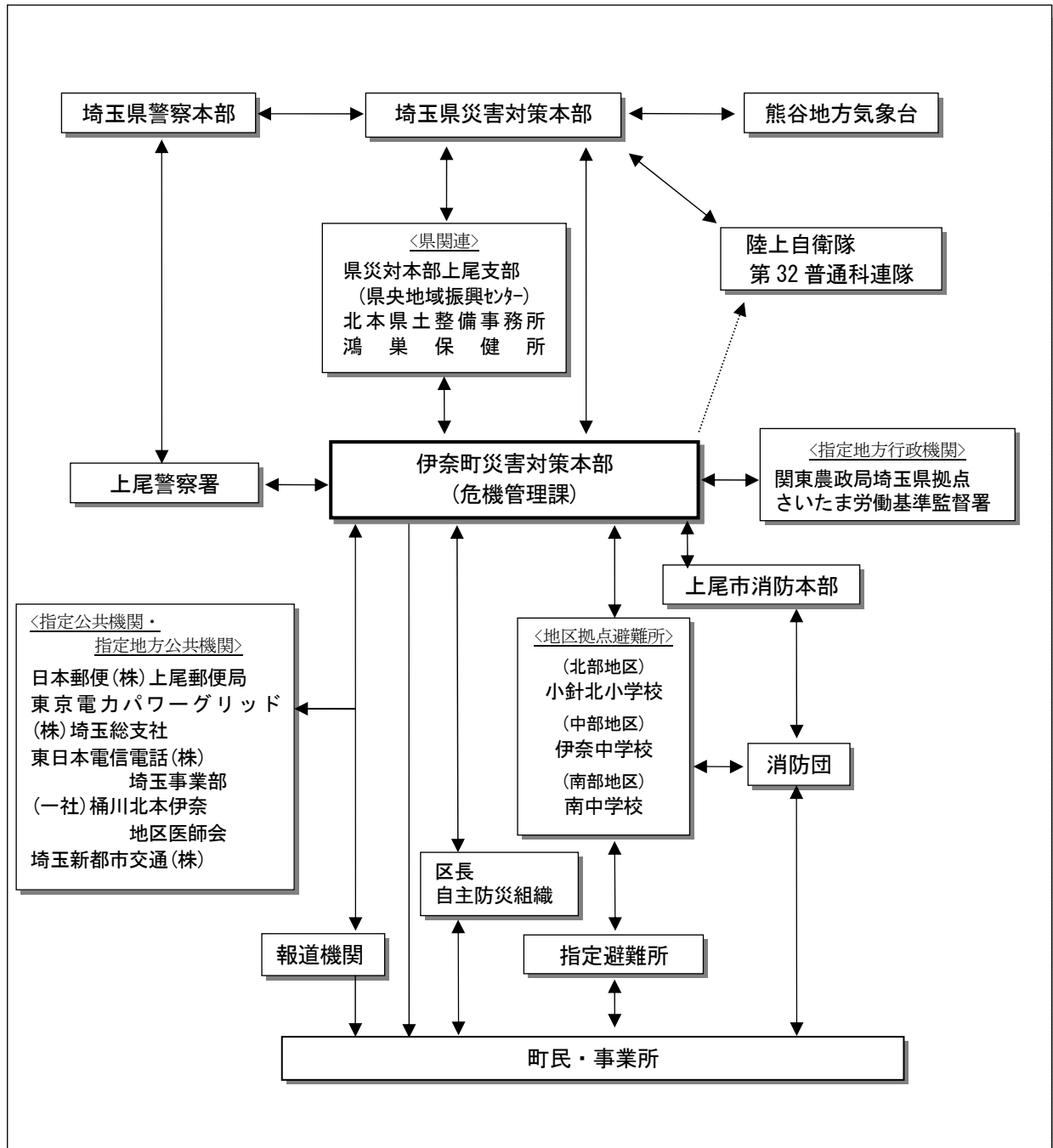
### (3) 県等との通信手段

本町と埼玉県との通信手段は、県防災行政無線、LGWAN、インターネット、災害応急復旧用無線電話を使用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

### (4) 防災関係機関との通信手段

本町と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、LGWAN、インターネット、消防無線等を使用して通信連絡を実施する。

■情報連絡系統図



注1) .....▶: 本町から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

注2) 図中の各防災関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

(5) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局の協力を得るものとする。

(6) 非常通話及び非常電報の利用

災害の予防及び救護、交通、通信、及び電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電話又は電報については、他の電話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。

- 水防機関相互間
- 消防機関相互間
- 災害救助機関相互間
- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

#### (7) 緊急通話

公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電話については、他の電話に先だって接続し、又は伝送をすることになっているので、これを活用する。

- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

#### (8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めるとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めるときは、通信施設を優先して使用することができる。

- ・ 警察
- ・ 消防機関
- ・ 水防機関
- ・ 鉄道事業者
- ・ 鉱業事業者
- ・ 電気事業者
- ・ 航空保安機関
- ・ 気象業務機関
- ・ 自衛隊

#### ■優先する場合の注意事項

- ・ 緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。
- ・ 本町が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。

#### (9) 非常通信の利用

地震災害時に有線や防災行政無線が途絶した場合は、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設（警察無線、消防無線等）を利用した非常無線を利用することができる。

#### 《参考》

##### ◆ 関東地方非常通信協議会の概要

関東地方非常通信協議会は、防災関係の国の機関、管内各県、市長会、町村会、電気通信事業者、放送事業者、ライフライン関係事業者等、令和3年4月1日現在、161団体で構成している。

#### (10) 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。



## 第2 災害情報の収集・伝達体制

本町は、地震災害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

- 2.1 実施体制
- 2.2 初動期の情報収集体制
- 2.3 地震情報
- 2.4 火災情報
- 2.5 人的被害情報
- 2.6 一般建築物被害情報
- 2.7 公共土木・建築施設被害情報
- 2.8 ライフライン被害情報
- 2.9 交通施設被害情報
- 2.10 その他の被害情報
- 2.11 被害調査の報告

### 2.1 実施体制【各班共通】

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- 各部・各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに本部事務局「情報班」へ報告する。
- 本部事務局「総括班」は、「情報班」をはじめ埼玉県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を本部事務局「総括班」を通じて各部・各班に伝達、指示する。
- 本部事務局「広報班」は、災害情報を防災関係機関及び町民に伝達・広報する。

■災害情報の収集

情報項目	対象内容	担当班
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各班共通、上尾市消防本部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	建築班
公共土木・建築施設等被害	道路、河川、水路、橋梁等 町営住宅、公園施設等	土木班、建築班
ライフライン施設被害	上・下水道、ガス、電気、電話	土木班、給水班、情報班
社会福祉施設被害	社会福祉施設、心身障がい者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	避難支援班
環境衛生施設被害	廃棄物処理施設	衛生班
医療施設被害	医療機関	医療班
商工業・農業被害	商工業施設等、農業施設・農産物等	地域支援班
火災等被害	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	上尾市消防本部
学校施設被害	町立学校、給食施設 町立学校以外の施設	教育施設班
社会教育施設被害	公民館、文化財、図書館、体育館等	教育施設班
公共交通施設被害	鉄道、バス等	情報班
その他(行政財産・施設)	町役場	総括班

## 2.2 初動期の情報収集体制【情報班、各班共通】

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

### (1) 情報収集

原則として震度5強以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるとき、「情報班」は、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動にあたっては、障害物等による途絶も想定されることから、バイク、自転車を利用することも考慮する。

災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携する。

被害の程度の調査に当たっては、関係班との連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、本町又は都道府

県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(2) 防災拠点からの情報収集

町内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

(3) 消防団からの情報収集

消防団の分団の管轄区域ごとに消防分団長が担当者となり、災害情報の収集活動を行う。

(4) 自主防災組織、区等からの情報収集

町内の自主防災組織や区等からも地域における災害情報を収集する。

(5) その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、町民の間の通信手段として広くインターネットが普及していることから、ツイッターなどの通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

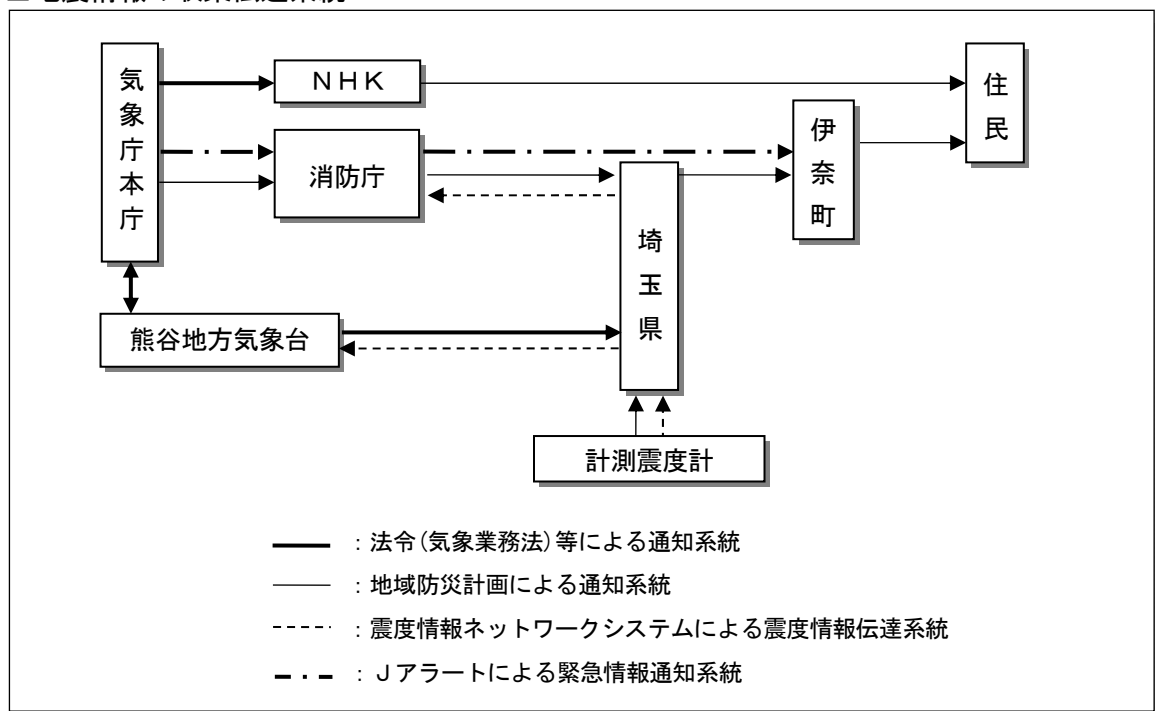
## 2.3 地震情報【総括班】

(1) 地震情報の収集体制

「総括班」は、町役場に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から地震の規模と範囲の概況を把握する。

本町が収集する地震情報の主たる流れは次のとおりである。

### ■地震情報の収集伝達系統



## (2) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域（埼玉県の場合は、県北部、県南部、秩父の3区分で、本町は、県南部に含まれる））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

## (3) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

本町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

## 2.4 火災情報【上尾市消防本部】

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

## 2.5 人的被害情報【情報班、各班共通】

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達が重要である。

各部・各班は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し「情報班」に報告する。「総括班」は、「情報班」からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

## 2.6 一般建築物被害情報【建築班】

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、町域全体の被害状況を速やかに把握する。

## 2.7 公共土木・建築施設被害情報【土木班、建築班】

本町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「情報班」に報告する。被害状況は、現地写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から災害情報を収集する。

## 2.8 ライフライン被害情報【情報班、土木班、給水班】

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

### (1) ライフライン（上、下水道）被害調査

上、下水道については、「給水班」、「土木班」が被害状況調査を実施し、「情報班」に報告する。また、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

### (2) その他のライフライン被害調査

その他のライフラインについては、「情報班」が各事業者から被害状況を把握する。

### (3) ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして町民への情報提供ができるように、「情報班」が各事業者から復旧情報を把握する。

## 2.9 交通施設被害情報【情報班、土木班】

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び埼玉新都市交通株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

### (1) 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。「土木班」は、道路施設の被災状況を調査し、「情報班」に報告する。

#### ■道路被害情報

- ・ 本町は、町域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- ・ 本町は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

### (2) 鉄道被害

「情報班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集する。

## 2.10 その他の被害情報【地域支援班】

その他の被害としては、商工業、農業等に関する被害があげられる。

「地域支援班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集・把握する。

## 2.11 被害調査の報告【本部事務局】

本町域で発生した被害報告は次のとおりとする。

### (1) 町災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、「情報班」へ報告する。

### (2) 県への報告（災対法 第53条第1項）

本町の区域内に災害が発生したときは、「総括班」が速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町関係公共土木被害を優先して報告する。

#### ① 報告すべき災害

- ・ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・ 本町が災害対策本部を設置したもの
- ・ 災害が2市町以上にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、周辺自治体に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・ 地震が発生し、町内で震度4以上を観測したもの
- ・ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

② 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け県の所定の様式を用いて報告する。

■被害速報

速報区分	内容
発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式集9号の発生速報により防災行政無線、FAX等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式集10号の経過速報により防災行政無線、FAX等で報告する。

③ 確定報告

別に定める被害の判定基準（資料編参照）を参考とし、「被害状況調」を用いて災害の応急対策が終了した日から7日以内に文書で報告する。

■県への連絡先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通）      防災行政無線（発信特番-200-6-8111）

(3) 消防庁への報告

本町が県に報告できない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

■消防庁への連絡先

回線	区分	平日（9:30～18:15）	左記以外
		（消防庁応急対策室）	（消防庁宿直室）
NTT 回線	電話	03(5253)7527	03(5253)7777
	FAX	03(5253)7537	03(5253)7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49012
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TN は、回線選択番号を示す。

## 第3 町民への広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、「広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

3.1 広報活動の方針
3.2 初動期の広報
3.3 生活再開時期の広報
3.4 要配慮者への広報
3.5 県、町、関係団体の連携確保

### 3.1 広報活動の方針【広報班】

本町は、地震発生時に被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、本町は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

#### (1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報活動の流れは、原則として「本部事務局」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「広報班」による広報の実施となる。

#### (2) 災害広報の方法

町民への広報は、防災行政無線及び広報車等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する町民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、町民等（避難者・避難所外の被災者・町外避難者等）に周知するよう努める。

### 3.2 初動期の広報【広報班】

地震直後の広報は、本町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。



### (1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 町災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報
- 医療関連情報

### (2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 防災行政無線による広報
- 町の広報車
- 緊急情報メール配信サービス・一部メディアでのデータ放送の活用
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- 町のホームページ

## 3.3 生活再開時期の広報【広報班】

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

### (1) 生活再開時期の広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の推移と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を避難場所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス、水道等の復旧状況</li> <li>・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報</li> <li>・公共交通機関の復旧情報</li> <li>・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）</li> <li>・安否情報</li> <li>・相談窓口開設の情報</li> </ul>
1～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
3週間目以後	<p>避難場所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連の行政施策情報</li> <li>・通常の行政サービス情報</li> </ul>

(2) 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

■避難所収容者への広報

- ・ 広報紙、臨時広報紙の配布
- ・ 防災行政無線による伝達
- ・ 広報車による広報
- ・ 緊急情報メール配信サービス
- ・ 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
- ・ インターネット

■避難所外の町民への広報

- ・ 緊急情報メール配信サービス
- ・ 公共施設等での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- ・ 報道機関への情報提供による広報
- ・ インターネット

■町外避難者への広報

- ・ 緊急情報メール配信サービス
- ・ ファクシミリサービス
- ・ インターネット
- ・ 報道機関への情報提供による広報

### 3.4 要配慮者への広報【広報班、避難支援班】

聴覚・視覚障がい者や外国人等、通常の伝達方法では災害情報を入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

#### (1) 障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、ワンセグ対応の携帯電話等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

#### (2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

### 3.5 県、町、関係団体の連携確保【広報班、避難支援班】

本町、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

## 第4 町民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

なお、本町は、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施するため、埼玉県行政書士会と「災害時における被災者支援に関する協定書」を締結している。また、被災者等相談の円滑かつ適切な実施のため、埼玉司法書士会と「災害時における被災者等相談の実施に関する協定書」を締結している。（資料編参照）

#### 4.1 各種相談窓口の設置

#### 4.2 相談の内容

#### 4.1 各種相談窓口の設置【住民相談班、関係各班】

被災町民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め相談員を確保し、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、災害情報相談センターは、震災直後、2週間後、1か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口改編するものとする。

本町は、情報収集や提供等、各種相談窓口の業務に協力するものとする。

##### ■相談窓口の設置

- ・ 町役場等での相談窓口の設置
- ・ 各避難場所の巡回相談
- ・ 被災者へのアンケート調査による要望・苦情の把握
- ・ 電話相談窓口の設置  
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等に対応する。
- ・ 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置  
町、県、国等による支援事業についての相談及び斡旋について実施する。
- ・ 県がホームページ上に開設する「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を必要に応じて実施

#### 4.2 相談の内容【住民相談班、関係各班】

相談の内容は次のとおりとする。

##### (1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

なお、罹災証明書、仮設住宅入居管理等について迅速に対応出来るよう、町国土強靱化地域計画に示す被災者生活再建支援システムの導入を推進する。

- 罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- その他生活相談

## (2) 事業再建相談

事業再建のための、本町、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。  
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

## (3) 個別専門相談（法律、医療）

### ① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

### ② 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。

特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

## (4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

## (5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法等により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに開始する。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、SNS や広報紙、報道発表等の広報により、悪質商法等への注意を喚起する。

## (6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報が行えるよう、安否情報システムを活用する。

## 第5 報道機関への情報提供

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

### 5.1 災害情報の提供

### 5.2 災害情報の報道依頼

#### 5.1 災害情報の提供【広報班】

「広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

##### (1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。  
個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本町における避難に関する情報
  - ・ 避難の勧告に関すること
  - ・ 避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
  - ・ 応急救護所の開設に関すること
  - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
  - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
  - ・ 給水及び給食に関すること
  - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
  - ・ 防疫に関すること
  - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

##### (2) プレスセンターの開設

「広報班」は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

#### 5.2 災害情報の報道依頼【広報班】

「広報班」は、必要に応じて災害に関する情報の広報を、テレビ、ラジオなどの報道機関へ依頼する。報道機関への広報要請は、本町からファクシミリ又はEメールを用いて直接依頼するものとするが、その内容を県へも報告することとする。

## 第3節 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、町は「上尾市消防本部」と連携して、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、大地震時の火災から町民の生命及び財産を保護する。

### 消防活動

#### 第1 応急消防活動

#### 第2 危険物対策

### 第1 応急消防活動

「上尾市消防本部及び消防団」による地震災害時における消防・救出活動を以下に示す。

#### 1.1 上尾市消防本部による消防活動

#### 1.2 消防団による消防活動

#### 1.3 応援部隊の要請

#### 1.4 救出活動

### 1.1 上尾市消防本部による消防活動

大規模地震の発生に伴い上尾市消防本部は、直ちに以下の消防活動に当たるものとする。

#### (1) 情報収集及び伝達

##### ① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生状況</li> <li>・延焼地域の状況</li> <li>・水道施設の被害状況</li> <li>・危険物の流出等の状況</li> <li>・道路の被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上尾市消防本部</li> <li>・本部事務局「情報班」</li> <li>・警察署</li> <li>・消防団</li> </ul>
救急救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救助事案の発生状況</li> <li>・病院等医療施設の被害状況</li> <li>・道路の被害状況</li> <li>・建物の倒壊状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織</li> <li>・町民からの通報、駆け込み</li> <li>・参集職員</li> <li>・テレビ等の映像情報</li> </ul>

② 情報の伝達

上尾市消防本部は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

(2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

■活動内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。</li> <li>・庁舎及び車両の被害状況の調査と応急措置に当たる。</li> <li>・高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。</li> <li>・消防車両を出勤させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。</li> <li>・非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。</li> </ul>
--

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、上尾市消防本部において別に定める上尾市警防規程等による。なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

■消火活動の原則

原則	内容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。



原則	内容
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。</li> <li>・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。</li> <li>・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</li> </ul>

#### (4) 救急及び救助活動

##### ① 活動方針

救急隊及び救助隊は、人命の救急及び救助活動を優先して実施する。

##### ② 事前措置

上尾市消防本部は、救急・救助業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講ずるとともにその徹底に努めるものとする。

##### ③ 活動要領

###### ■救急・救助の原則

原則	内容
重傷者優先の原則	救急及び救助活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救急・救助の効率重視の原則	同時に小規模救急・救助事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を実施する。

###### ■活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

- ・ 傷病者の救出作業
- ・ 傷病者の応急処置
- ・ 傷病者の担架搬送及び搬送
- ・ 救急医療品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急搬送
- ・ 仮設救護所より常設医療機関への搬送
- ・ 重傷病者等の緊急避難搬送

■活動体制

項目	内容
発災初期の活動体制	地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救急・救助を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受け入れ体制を把握し、広域救急・救助体制に移行する。
火災が少ない場合の体制	火災が少なく、救急・救助事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救急・救助体制を確保する。
現場指揮本部の開設	上尾市消防本部は、災害発生状況によって現場に指揮本部を開設し、災害現場における救急・救助体制の確立を図る。

④ 実施要領

■救急・救助事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

■救出作業

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者について、安全を確保しつつ必要に応じた自主防災組織や付近住民との協力のもと、各種救助用資器材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。

■応急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

■現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

■担架搬送及び搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

■救急医療品、資器材及び医療救護班等の緊急搬送

医療救護所において、医師、看護師等の不足を生じたとき、手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

■消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に要請して、現場付近の医療救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

## 1.2 消防団による消防活動【消防団】

消防団は、災害時には上尾市消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

### (1) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

■活動内容

- ・ 各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要機材を積載して出動準備を行う。
- ・ 高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

### (2) 消防活動

#### ① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

#### ② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独又は上尾市消防本部及び町民や自主防災組織と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

### (3) その他の活動

#### ① 救急救助

上尾市消防本部による活動と連携し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

#### ② 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

#### ③ 情報の収集

上尾市消防本部による活動と連携し、早期の災害情報の収集を行う。

#### ④ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を上尾市消防本部と協力して行う。

### 1.3 応援部隊の要請【本部事務局】

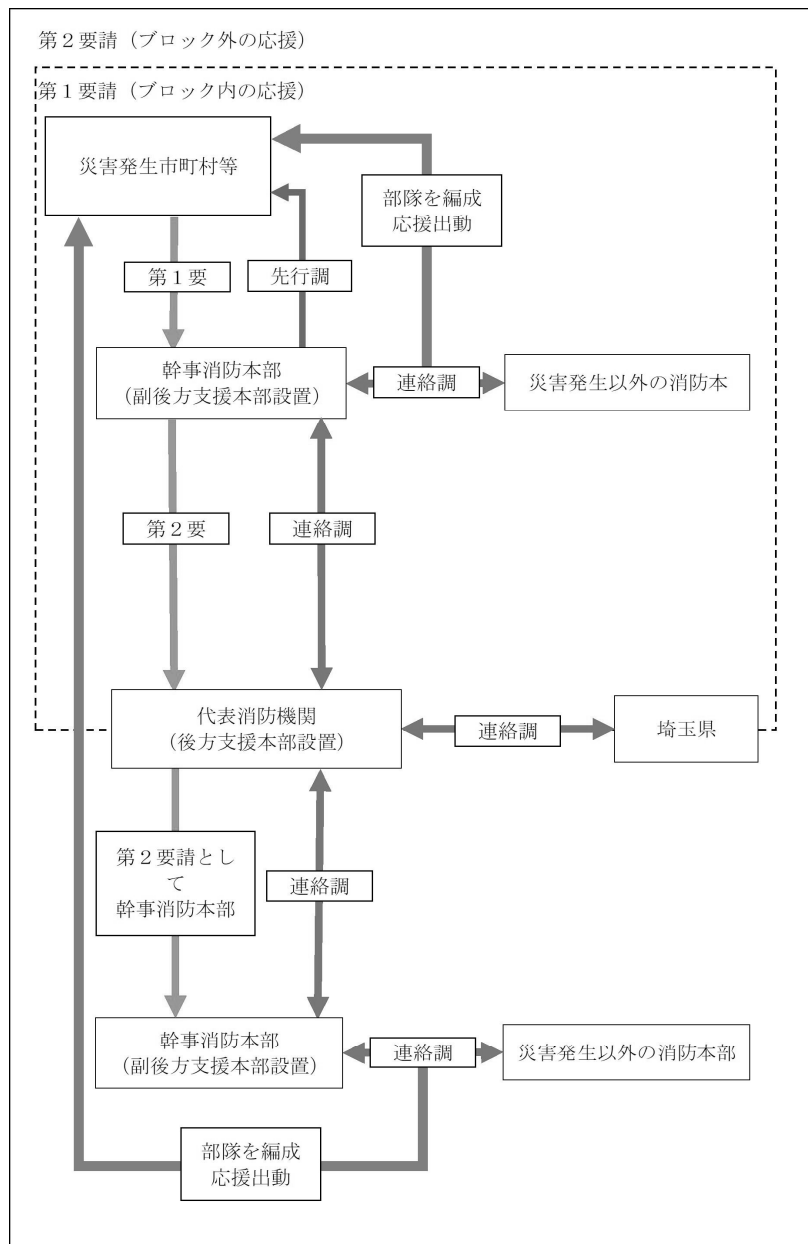
本部長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行うものとする。

#### (1) 応援の要請

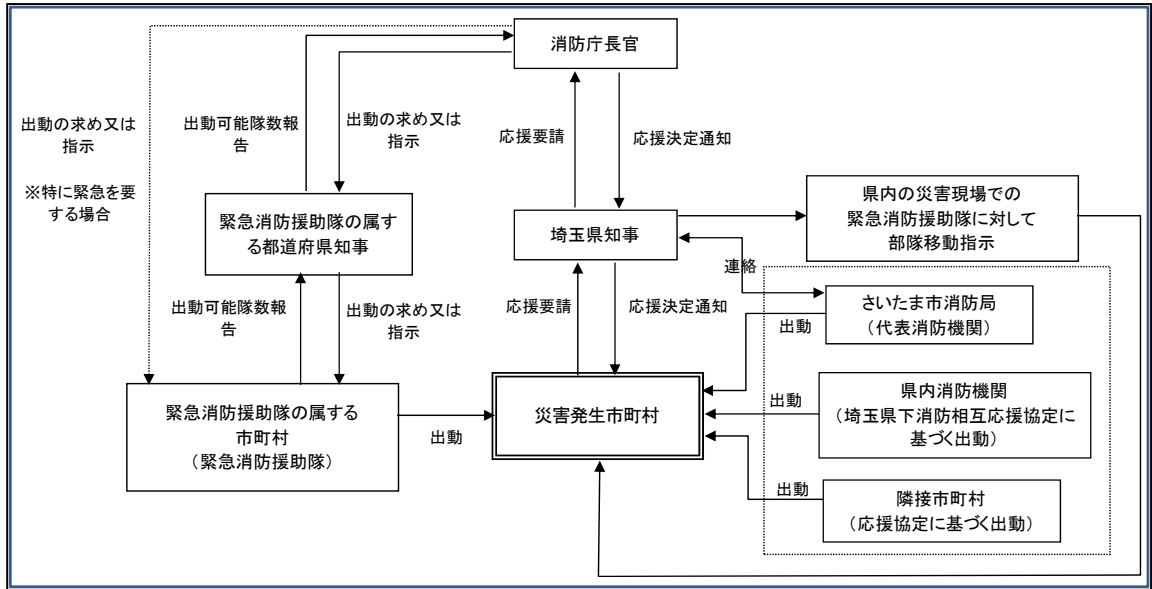
町長は、震災が発生し、本町の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の消防相互応援協定に基づく応援及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

県下における消防機関の応援要請手順、及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

#### ■ 県下における消防機関の応援要請



■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



(2) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

1.4 救出活動【上尾市消防本部、本部事務局、土木班】

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防、警察その他の関係防災機関とともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、地域住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の4点である。

- 要救出現場の早期把握
- 要救出現場に対する人員の確保
- 要救出現場に対する救出用資機材の投入
- 救出従事機関（消防、警察、自衛隊、自主防災組織等）間の連絡調整・役割分担・地域分担

## (2) 要救出現場に対する人員の確保

要救出現場に対する人員の確保は以下の手順により実施する。

### ① 消防職員の派遣要請

### ② 消防団員の確保

### ③ 警察職員の派遣要請

### ④ 自衛隊派遣を「本部事務局」に要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「本部事務局」に依頼する。

### ⑤ 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）に要請

### ⑥ その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。

「広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。

### ⑦ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、桶川北本伊奈地区医師会を通じ各消防署ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

## (3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「土木班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

## (4) 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

- 上尾市消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「総括班」に提供要請を行う。
- 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、上尾市消防本部に対し必要な救助隊の派遣を要請する。
- 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

#### (5) その他の注意事項

- 救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に適合した救護医療機関等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。

## 第2 危険物対策

消防活動に関わる危険物対策として、本町と施設責任者に分けて活動内容を定めるものとする。

### 2.1 町の措置

### 2.2 施設責任者の措置

#### 2.1 町の措置【上尾市消防本部】

本町は消防機関と連携して、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導するとともに、防災関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講ずるものとする。

- 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
- 危険物施設の応急点検
- 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
- 災害発生時の応急活動
- 防災関係機関への通報
- 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

#### 2.2 施設責任者の措置

危険物施設の責任者は、被害の拡大や二次災害を防止するため、以下の応急措置を講ずる。

##### (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

**(2) 危険物施設の応急点検**

危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

**(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置**

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

**(4) 災害発生時の応急活動**

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

**(5) 防災関係機関への通報**

災害を発見した場合は、直ちに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

**(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施**

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。



## 第4節 救援・救護活動

地震災害時には被災者の生命の安全の確保など、人心の安定を図るために迅速な救援・救助活動が求められる。

本町が実施する救援・救護活動に関する活動計画を以下に定める。

### 救援・救護活動

第1 人命救助活動

第2 避難対策

第3 要配慮者への支援

第4 医療救護

第5 防疫及び保健衛生

第6 応急給水

第7 食料・生活必需品の供給

第8 住宅の確保

第9 遺体の取扱い

第10 要員の確保

## 第1 人命救助活動

大規模地震により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

### 1.1 安否確認

### 1.2 搜索活動

#### 1.1 安否確認【住民相談班、警察署】

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生した場合、「住民相談班」は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

##### ■行方不明者の安否確認

- ・ 相談窓口を一本化するとともに、同じ窓口でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。
- ・ 安否確認の届出及び受付時の事務手続きの要領や様式について定めておく。
- ・ 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。

##### 《参考》

- ◆ 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）を用いた安否情報確認システム  
国が開発した安否情報システムであり、インターネット回線からでも利用可能である。

#### 1.2 搜索活動【総括班、上尾市消防本部、警察署】

行方不明者の搜索は、警察、消防等の防災機関、また、状況により自衛隊等の協力も得て実施することとなるので、搜索体制について、これらの機関との役割分担を定めておかなければならない。「総括班」は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。

救出活動に当たっては、上尾市消防本部、消防団、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携に密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。「総括班」は、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。また、救出活動に必要な資機材の備蓄・調達及び関係団体からの建設重機等の借り上げについて検討しておく。

## 第2 避難対策

地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、町民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなくてはならない。

また、避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

2.1 要避難状況の把握
2.2 避難指示
2.3 警戒区域の設定
2.4 避難誘導及び移送
2.5 避難所の開設
2.6 避難所の運営
2.7 避難所外避難者対策
2.8 避難所の縮小、閉鎖
2.9 広域避難
2.10 広域一時滞在

### 2.1 要避難状況の把握【本部事務局、上尾市消防本部】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難指示等の対策が実施できる様にしておくこと。

#### ■危険地域の把握

必要情報	収集先
○ 延焼火災危険地域	・ 庁舎等からの高所視察
○ 危険物災害の危険地域	・ 上尾市消防本部
○ 建物倒壊の危険	・ 本町の各機関、消防団
○ 宅地崩壊の危険	・ 警察署
(クラックやずれ、のり面崩壊等)	・ 自主防災組織及び町民からの通報
	・ 参集職員
	・ テレビ等の映像情報

## 2.2 避難指示【本部事務局、上尾市消防本部、警察署】

市街地火災、建物倒壊、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示を行う。

### (1) 避難指示の発令

#### ■避難指示等の発令権者及び内容

発令権者	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長（町長） 知事（※）	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。	災対法 第60条 水防法 第29条
水防管理者	火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。	災対法 第60条 水防法 第29条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長が避難の指示ができないと認めるとき</li> <li>・本部長から要求があったとき</li> <li>・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要するとき</li> </ul> 上記のいずれかの場合、直ちに当該地域の町民等に対して、立退きを指示する。	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にい不在ときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法 第22条 地すべり等防止法 第25条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法 第23条の2

注) ※：本部長が事務を行うことができない場合

### (2) 避難の指示の内容及び伝達

#### ① 内容

避難指示は、以下の内容を明示して行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

■避難指示の内容

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難の理由
- ・ 避難時の留意事項  
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

■避難に当たっての注意事項

- ・ 火気等危険物の始末
- ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
- ・ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等の着用
- ・ 隣近所に声をかけ合い、そろって避難すること等

② 伝達・報告

避難指示を行ったものは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

■町長の措置

伊奈町長から県知事へ速やかにその旨を報告する。

■水防管理者の措置

水防管理者 → 警察署長

■警察官の措置（法に基づく措置）

警察官 → 伊奈町長・埼玉県公安委員会 → 県知事

■自衛官の措置

自衛官 → 伊奈町長 → 県知事

■報道機関への措置

項目	内容
伝達ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。</li> <li>・ 県を経由した伝達ルートも確認する。 この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。</li> </ul>
伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式により、県及び放送事業者にはファクシミリ及びEメールで情報伝達を行う。</li> <li>・ 確実性を図るため、ファクシミリ及びEメールで伝達したことを県及び放送事業者へ電話連絡する。</li> </ul>
伝達する情報の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対策に基づく、避難指示（解除を含む）</li> <li>・ 災対策に基づく、高齢者等避難</li> </ul>

注) 法的及び制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。

ただし、放送事業者が電話等で取材を行う場合はある。

### ③ 住民への周知

本町は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を伊奈町防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市へもあわせて連絡を行う。

### (3) 避難指示の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められる時とする。

《参考》

◆**災対法第60条（市町村長の避難の指示等）の5**

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

## 2.3 警戒区域の設定【本部事務局、上尾市消防本部、警察署】

災害が発生し又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し又はその区域から退去を命ずることができる。

### (1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

#### ■警戒区域の設定権者及び内容

実施責任者	勧告・指示等の内容
町長	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。（災対法 第63条）
警察官	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ本部長又は委任を受けた吏員がそばにいないとき。 （災対法 第63条） ・本部長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 （災対法 第63条）
自衛官	・町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ本部長又は委任を受けた吏員がそばにいないとき。（災対法 第63条）
消防吏員又は 消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定するとき。 （消防法 第28条）

### (2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難指示の伝達方法を準用する。

## 2.4 避難誘導及び移送【避難支援班、上尾市消防本部、消防団】

避難支援班、警察官、消防職員、消防団員等は協力して避難所、避難場所及び広域避難場所へ町民を避難誘導及び移送する。

### (1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長又は知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。

誘導に当たっては色腕章を付けるとともに懐中電灯を所持する。

### (2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位に従って避難するものとする。

#### ■優先避難の順位

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 要介護者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者とその介護者</li><li>② 一般町民</li><li>③ 防災従事者</li></ol> |
|--|

### (3) 誘導方法及び輸送方法

避難所又は避難場所への誘導方法及び輸送方法は、以下のとおりである。

#### ■誘導・輸送方法

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難経路の指示</li><li>・ 避難経路中の危険箇所の事前伝達</li><li>・ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置</li><li>・ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用</li><li>・ 出発、到着の際の人員点検</li><li>・ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送<br/>(状況により県へ応援要請を行う。)</li><li>・ 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定</li></ul> |
|---|

### (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測される。

避難支援等関係者は、個別避難計画を用いて、避難行動要支援者の安否確認及び誘導を行う。

また、ケアマネジャー、ホームヘルパー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

### (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童、生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれがある

予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

■避難に係る指定、検討事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難実施責任者</li> <li>・ 避難の順位</li> <li>・ 避難誘導責任者及び補助者</li> <li>・ 避難誘導の要領</li> </ul>
---

2.5 避難所の開設【避難支援班】

避難の必要が生じた場合、避難所の開設担当者はいち早く開設の準備を行う。

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設するものとする。

(野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う。)

(2) 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 収容対象者

避難所に収容する者は、原則として災害によって現に被害を受けた者とする。

また、避難指示が発令された場合、又は避難指示は発令されないが、緊急避難の必要がある場合において災害によって現に被害を受けるおそれがある者も対象とする。

■収容対象者

項目	内容
住居が被害を受け、居住の場を失った者	住居が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な者	住居被害は少ないものの、水道、電気、ガスなどが止まり住居での生活が困難な者
現実に災害を受けた者	宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人、観光客等
その他	避難指示が発せられる等により緊急避難の必要がある者



#### (4) 開設の担当者

避難所等の開設は、施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。

#### (5) 開設手順

避難所の開設手順を以下に示す。

##### ■避難所の開設手順

- ① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
- ② 電話、無線等により避難所開設を災害対策本部に報告する。  
（開設の日時、場所、施設名、収容人員等）
- ③ 施設の門をあける（既に避難者がいるときはとりあえず広い部屋へ誘導する。）
- ④ 避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。  
事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示を行い、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておくこと。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
- ⑤ 避難者の受入れスペースを指定する。  
スペースを指定するときは、おおむね1人当たり2㎡以上の面積を基本とし、床面にテープ又は掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、要配慮者及びペット連れの避難者等への対応等に配慮するものとする。
- ⑥ 既に避難している人を指定のスペースへ誘導を行う。
- ⑦ 施設のセキュリティ上や避難者の安全確保等の問題から立ち入り禁止スペース等がある場合は施設管理者等に確認する。

#### (6) 県への報告

町長（「本部事務局」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

#### (7) 避難区域の治安対策

住民が避難された地域においては無人状態となり、空き巣被害や建築物・工作物の放火・破壊など、治安上の問題がある。避難所の開設に併せて、自主防災組織等は、警察、消防団等と連携した防犯パトロール活動を実施するなど、避難区域の治安を維持するための対策を講ずるものとする。

## 2.6 避難所の運営【避難支援班、医療班】

避難所の運営は、本町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者及びボランティアの協力を得ながら実施するが、避難生活が長期化する場合は、本町の職員や施設管理者の協力のもと自主防災組織や避難者が主体となって避難所運営委員会を組織し、避難所の運営を実施する。

運営の詳細については、「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

(1) 管理責任者

避難所の管理は、原則として「応急教育班」の協力を得て「避難支援班」が担当する。

(2) 運営の概要

避難所運営の概要を以下に示す。

■避難所運営の概要

- ・ 避難者名簿及び職員避難所勤務状況の交付、作成及び報告
- ・ 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- ・ 「本部事務局」への運営状況の報告
- ・ 避難所日誌の作成
- ・ その他

(3) 避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、燃料の確保、入浴・洗濯対策、防災対策、医療相談・診療、ペット対策、ボランティア活動の支援などについて、実施を検討する。

(4) 避難者の受入れ

避難所に避難してきた人について、町内住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

本町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県にあっせんを依頼する。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 要配慮者や女性・あらゆる人権への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、多様な性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等は開設当初から設置できるように努める。

特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者等の多様なニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者からの相談にはプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

## (6) 要配慮者に必要な物資等の整備

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制の整備に努める。

### ■要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

- ・ 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- ・ 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・ 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・ 病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭呼吸機能障害：酸素ボンベ
- ・ 聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・ 視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- ・ 知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・ 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・ 妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・ 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

## (7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

## (8) 避難者の健康管理

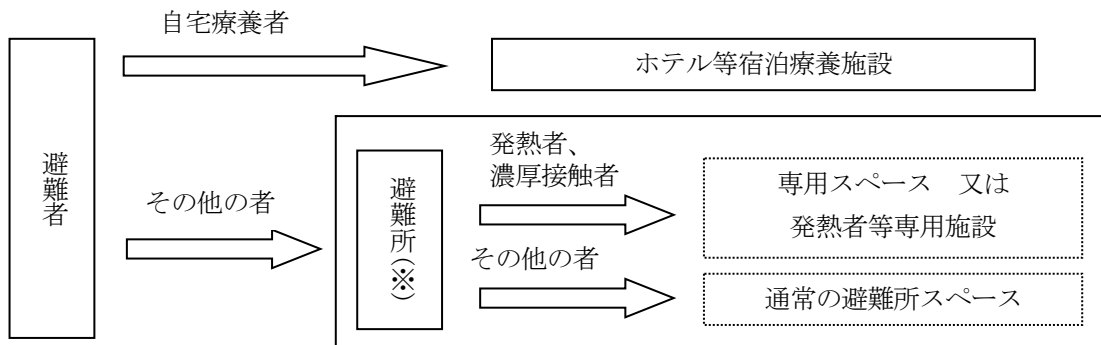
避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

(9) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取る。

■健康状態に合わせた避難場所の確保

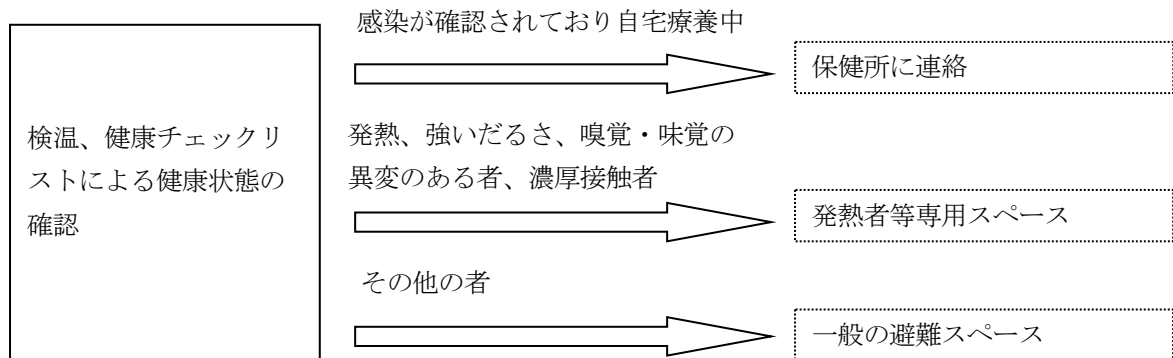


※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

■十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・施設等の活用を検討する。

■避難受付時のフロー



■避難所レイアウトの検討

- ・ 世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

■避難者の健康管理

- ・ 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・ 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

#### ■発熱者等の専用スペースの確保

- ・ 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・ 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・ 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

#### ■物資・資材

- ・ マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

#### ■自宅療養者の対応

- ・ 保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。
- ・ 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- ・ 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

#### ■住民への周知

- ・ 広報誌、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を町民に周知する。
- ・ 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
- ・ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ・ マスク、消毒液等の衛生用品等といった、避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

#### ■感染症対策

- ・ 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

#### ■発熱者等の対応

- ・ 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・ 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

#### ■車中泊（車中避難）等への対応

- ・ 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

#### (10) 避難者と共に避難した動物の扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

#### (11) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。なお、避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

#### (12) 被災者の移送

##### ① 他市町村への移送

被害が甚大なため町内の避難所に被災者を収容できないときは、「本部事務局」へその旨報告し、他市町村への移送を要請する。

町内の避難所に収容余力がないときは、「総括班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。

##### ② 他市町村、他都道府県からの受入

「避難支援班」は、災害対策本部から他市町村及び他都道府県からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

#### (13) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、労務費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

## 2.7 避難所外避難者対策【避難支援班】

本町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

## 2.8 避難所の縮小、閉鎖【本部事務局、避難支援班】

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。そのため、本町は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本町は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針といったものを打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。その上で、避難者のための仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

### ■被災住民の移動を実施する場合の注意点

- ・ 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近くて、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- ・ 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。
- ・ 早めの方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- ・ 行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の時間とエネルギーを必要とするので、常に相手の立場に立った対応を心掛けること。

## 2.9 広域避難【本部事務局、避難支援班】

本町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた場合は、県の支援の下、広域避難のための避難所を提供する。

なお、本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、他の都道府県の市町村へ受け入れを求める場合には、本町は当該他の都道府県との協議を求める。

避難所の運営に当たっては、「第2編 第3章 第4節 第2 2.2 避難所の開設」に準じる。

## 2.10 広域一時滞在【本部事務局、避難支援班】

本町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「第2編 第3章 第4節 第2 2.2 避難所の開設」に準じる。自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

## 第3 要配慮者への支援

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本町、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

### 3.1 避難行動要支援者等の避難支援

### 3.2 避難生活における要配慮者支援

### 3.3 社会福祉施設入所者の安全確保

### 3.4 在住外国人の安全確保

## 3.1 避難行動要支援者等の避難支援【総括班、避難支援班】

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

### (1) 避難のための情報伝達

本町は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう設定した判断基準に従い、高齢者等避難、避難指示の発令を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

### (2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。



- ・ 「避難支援班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- ・ 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ・ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に同意がない者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- ・ 「避難支援班」は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

### (3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「避難支援班」は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

「避難支援班」のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。「避難支援班」は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・ 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・ 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

### (4) 名簿に掲載されていない要配慮等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

「避難支援班」は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援の必要性は低いが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、「本部事務局」は、主に情報発信による支援を実施する。

## 3.2 避難生活における要配慮者支援【避難支援班】

本町は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

### (1) 生活物資の供給

「避難支援班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「地域支援班」と連携して要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■ 避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
巡回サービスの実施	「避難支援班」は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
福祉避難所の活用	「避難支援班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	「避難支援班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	「避難支援班」は「住民相談班」と協力して町役場や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	「避難支援班」及び「医療班」は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	「避難支援班」は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。
福祉避難所の活用	「避難支援班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

本町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

応急仮設住宅の建設は、知事が災害救助法の適用を判断し、応急仮設住宅の建設が必要とされた際に建設される。

### 3.3 社会福祉施設入所者の安全確保【避難支援班】

「避難支援班」は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

#### (1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

#### (2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

#### (3) 受入先の確保及び移送

「避難支援班」は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

#### (4) ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部事務局」を通じて要請する。

#### (5) 巡回サービスの実施

「避難支援班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

### 3.4 在住外国人の安全確保【本部事務局】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

#### (1) 安否確認の実施

「総括班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、埼玉県に報告する。

#### (2) 避難誘導の実施

「本部事務局」は、避難指示を発令した場合には、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対して速やかな避難誘導を実施する。

#### (3) 情報提供

「本部事務局」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

(4) 各種相談

「総括班」は「住民相談班」と協力して相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

## 第4 医療救護

本町は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

### 4.1 医療情報の収集・伝達

### 4.2 初動医療体制

### 4.3 負傷者等の搬送体制

### 4.4 後方医療体制

#### 4.1 医療情報の収集・伝達【医療班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、本町は、救護医療機関である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

#### 4.2 初動医療体制【医療班、上尾市消防本部】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

##### (1) 初動医療体制の整備

「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、町内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された応急救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、災害の程度により本町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災

害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

## (2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

### ① 救急隊の活動内容

上尾市消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。

### ② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、上尾市消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

#### ■医療救護班の活動内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージの実施
- ・ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・ 軽症者に対する医療
- ・ カルテの作成
- ・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

## (3) 医薬品等の調達

「医療班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

#### ■医薬品等の調達

- ・ 医薬品等の搬送  
医薬品等の搬送は、応急救護所の設置とあわせて「医療班」が行う。
- ・ 血液の供給  
医療救護活動において血液が必要な場合、本部長は、県あるいは赤十字血液センターに要請する。

## (4) 精神科救急医療の確保

本町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

#### 4.3 負傷者等の搬送体制【医療班、上尾市消防本部】

負傷者等の救護医療機関への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

##### (1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

##### ■一次搬送の方法

- ・ 「総括班」が上尾市消防本部に配車・搬送を要請する。
- ・ 公用車、町内救護医療機関、又は各応急救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- ・ 各応急救護所の班員、上尾市消防職員、その他町の職員により担架やリヤカーで搬送する。
- ・ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

##### (2) 救護医療機関の受け入れ要請

「医療班」は、「上尾市消防本部」と協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受け入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が1か所の医療機関に集中しないように配慮する。

##### (3) 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

なお、臨時ヘリポートについては、「本編 第2章 第2節 第5 5.3 後方医療体制の整備」を参照のこと。

##### ■二次搬送の方法

- ・ 町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」、上尾市消防本部及び救護医療機関等が協力して実施する。
- ・ 緊急度の高い場合は埼玉県にヘリコプター搬送（県防災ヘリ）の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。
- ・ 平成19年10月26日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始され、県防災ヘリと同様に必要に応じ「総括班」から県へ要請する。

##### (4) 後方医療機関への受け入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

#### 4.4 後方医療体制【医療班、上尾市消防本部】

本町は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

本町は、応急救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定めておいた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

本町は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

**第5 防疫及び保健衛生**

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。



**5.1 防疫活動【医療班、衛生班】**

水道の断水、汚水の溢水等により伝染病のまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

活動内容	実施主体	埼玉県の活動	本町の活動
検病疫学調査		○	△
健康診断		○	△
清掃・消毒作業			○
そ族・昆虫の駆除			○
伝染病患者の収容			○
予防接種		○	△

注) ○：実施主体、△：本町が協力

(1) 実施体制

「医療班」及び「衛生班」は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

「医療班」及び「衛生班」は、被災地において伝染病が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

■消毒・清掃の対象

- ・給水給食施設
- ・家屋
- ・便所
- ・ごみ収集所、溝渠

■そ族、昆虫等の駆除

「衛生班」は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 収容・消毒

「医療班」は、被災地において伝染病患者又は病原体保有者を確認したときは診療医師と協力して収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。

なお、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における伝染病の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、伝染病の早期把握に努める。

③ 保健指導

■活動内容

- ・避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- ・パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。  
また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(4) 埼玉県に対する要請

本部長は、本町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。



(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や伝染病の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置及び防疫・保健衛生用器材などの必要な資機材の調達に協力する。

5.2 保健衛生活動【県、医療班】

「医療班」は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力する。保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

(1) 食品衛生監視

保健所長は、次の食品衛生監視活動を実施する。

■食品衛生監視活動内容

- ・救護食品の監視指導
- ・飲料水の簡易検査
- ・その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

保健所長は、次の栄養指導を実施する。

■栄養指導活動内容

- ・被災者に対する栄養相談
- ・災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

保健所長はメンタルケアを行う活動班を編成し、避難場所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

また、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、近隣の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

■精神保健活動内容

- ・発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の相談
- ・精神科医療機関の紹介
- ・医療機関等への搬送手段について調整
- ・本町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ・被災者の精神保健福祉相談

### 5.3 動物愛護【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。町、県及び関係機関の役割は次のとおりである。

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明の動物、負傷動物等の保護</li> <li>・避難所における動物の適正飼養の指導の実施</li> </ul>
県（医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物救援本部の設置</li> <li>・所有者不明の動物、負傷動物等の保護</li> <li>・避難所における動物の適正飼養の指導の実施</li> </ul>
県（医療救急部、警察本部） 動物園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理</li> </ul>
獣医師会、動物関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物救援本部の設置</li> <li>・所有者不明の動物、負傷動物等の保護</li> </ul>

#### (1) 被災地域における動物の保護

本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

#### (2) 避難所における動物の適正な飼養

本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

#### (3) 情報の交換

本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

##### ■被災動物に係る情報の交換

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況</li> <li>・必要資機材、獣医師の派遣要請</li> <li>・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>・他縣市への連絡調整及び応援要請</li> </ul> |
|--|

#### (4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

## 第6 応急給水

本町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により町民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

### 6.1 給水需要の把握

### 6.2 給水方針の決定

### 6.3 給水の実施

### 6.4 給水施設の応急復旧

#### 6.1 給水需要の把握【給水班】

地震による避難者数や断水戸数等の災害のために現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

#### 6.2 給水方針の決定【本部事務局、給水班】

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、その都度本部長が指示する。

##### (1) 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として本部長が行う。

ただし、本町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に応援の要請及び資機材等の借入斡旋要請を行う。

##### (2) 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

##### (3) 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

##### (4) 供給の方法

供給の方法は、容器による搬送給水や仮設共用水栓の設置等現場に応じた適宜な方法により行う。また、震災対策指定井戸等を活用する（衛生上の確認をすること）。

### 6.3 給水の実施【給水班】

#### (1) 給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

#### ■給水機器一覧表（町保有分）

[令和4年4月1日現在]

品名	容量	数量
給水車	1,750 ℓ	1
給水タンク	1,000 ℓ	2
給水タンク	500 ℓ	1
給水タンク	300 ℓ	1
ウォーターバルーン	500 ℓ	3
ポリ容器	20 ℓ	19
	10 ℓ	51
非常用給水袋	10 ℓ	550
	6 ℓ	5,000

#### ■給水の実施方法

- ・ 町全体が断水の場合は、県へ要請して定めた給水地点にて応急給水を行う。
- ・ 町内の企業及び個人所有の震災対策指定井戸、県災害対策本部食料部及び隣接市から応援給水を受けるものとする。
- ・ プール、防火水槽からは、ろ過及び消毒の後に給水する。
- ・ 医療機関の給水については優先する。

#### (2) 応急給水資機材の調達

本町は、必要な資機材を確保する。

#### (3) 給水所の設置

主な給水所の設置場所は以下のとおりである。

#### ■給水所の設置場所

- ・ 浄水場、配水場
- ・ 避難所（小・中学校、高等学校他）
- ・ 避難場所（小・中・高等学校グラウンド、公園）
- ・ 社会福祉施設
- ・ 在宅要配慮者  
（ボランティアの協力により高齢者等の要配慮者に対して個別給水を行う。）
- ・ その他給水要請のあった場所

#### (4) 周知・広報

「給水班」は、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災町民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

(5) 応援の要請

- ① 必要に応じて、日本水道協会埼玉県支部、県及び自衛隊等に応援要請を行う。
- ② 給水用資機材に不足が生じたら以下の機関に要請する。

・ 県災害対策本部食料部、隣接市	… 給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等
・ 自衛隊	… 浄水セット、ヘリコプター出動要請等
・ 民間企業	… ペットボトルによる水の配付

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

#### 6.4 給水施設の応急復旧【給水班】

水道施設が被災した場合、「給水班」は日本水道協会埼玉県支部等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し早期復旧を目指す。上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施する。

また、復旧のための資材及び技術者が不足する場合、「給水班」はその旨を「本部事務局」に伝達する。「総括班」は、資材及び技術者を県に要請する。

なお、復旧に当たっては、防災拠点となっている施設（災害対策本部、病院、避難所等）を優先する。

## 第7 食料・生活必需品の供給

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的にまひすることが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

### 7.1 緊急食料供給体制の確立

### 7.2 緊急生活必需品供給体制の確立

#### 7.1 緊急食料供給体制の確立【避難支援班、地域支援班、給食班】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

### (1) 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（ガス供給停止等による）数、防災要員数を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

#### ■供給対象者

- ・ 避難所に収容された人数
- ・ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・ 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ・ 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- ・ 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ・ 応急活動に従事する者

### (2) 給食能力の把握

学校給食センターの被害状況を把握する。

### (3) 給食方針の決定

給食方針は、(1)及び(2)の状況把握に基づき決定する。

#### ① 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、本部長が行う。

ただし、本町で対応が困難な場合は、食料品の斡旋要請を県災害対策本部食料部に行う。

#### ② 給食基準

給食を行う目安は以下のとおりである。

#### ■給食基準

- ・ 食料の供給は、被災者が直ちに食することができるものとする。
- ・ 配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
- ・ 知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者 1 食当たり精米 200 g 以内、応急供給受給者 1 人 1 日当たり精米 400 g 以内、災害救助従事者 1 食当たり精米 300 g 以内である。
- ・ 副食品の数については制限しない。
- ・ 一時的に縁故先へ避難する者については、3 日分以内を現物により支給する。

### ③ 給食の方法

給食の実施方法は以下のとおりである。

#### ■給食の実施方法

- ・ 食料供給機能の停滞により、生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に実施する。
- ・ 現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の供給を実施する。
- ・ 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力の要請及び炊き出し体制の確立を図る。
- ・ 状況により、地域の団体やボランティア等、又は自衛隊の協力を得て実施する。
- ・ 野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- ・ 要配慮者に対応した給食内容を検討する（軟らかい食事、栄養の考慮等）。
- ・ 可能な限りアレルギー表示に配慮した食品を選択する。

(4) 給食の実施

(3)の方針に基づき給食を実施する。

① 食料等の調達

食料等の調達は、以下のとおり実施する。

■主な食料及び機器の調達方法

品目	内容
米 穀	本町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。 本町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。
ビスケット、クラッカー	米穀の方法に準ずる。
副食品	必要に応じ町内販売業者から調達する。 地域内で調達不能の場合は、知事に斡旋依頼する。
生鮮野菜	さいたま農業協同組合、卸売市場の協力を得る。
牛乳、乳製品	販売業者からの購入
簡易ガスコンロの調達	ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。
大型の鍋釜・コンロ (炊き出しに備える)	販売・製造業者からの購入・貸与
電気炊飯器、電磁調理器の 調達	販売・製造業者からの購入・貸与

② 食料の輸送

「地域支援班」は、本町において調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域集積地や輸送拠点から避難所及び被災者へ輸送する（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。）。

《参考》

地域支援班での輸送が不可能な場合は、食料品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

③ 食料の配付

避難者等への食料の配付を行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

④ 炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）

避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。

被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

また、作業の担い手としては、農協、赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア及び避難所住民等が協力してあたるものとするが、性別や役割分担意識にとらわれることのないよう配慮する。

#### ⑤ 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食料の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求するものとする。

## 7.2 緊急生活必需品供給体制の確立【避難支援班、地域支援班】

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し供給又は貸与する。

### (1) 生活必需品需要の把握

「地域支援班」は、「避難支援班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。  
なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

#### ■供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水によって、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことができない者

### (2) 公的備蓄、業者調達可能量の把握

本町の備蓄倉庫及び町内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を確認する。

### (3) 生活必需品供給方針の決定

(1)、(2)の状況把握に基づき決定する。

#### ① 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて本部長が行う。災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、本部長が実施する。

#### ② 供給する主な生活必需品

被害の実情に応じ、次の品目を中心に現物を供給する。

- 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- 外 衣 … 洋服、作業衣、子ども服等
- 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
- そ の 他 … 紙おむつ、医薬品、生理用品、粉ミルク等



### ③ 供給方法

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、自主防災組織、民生委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

### (4) 生活必需品の供給

(3)の方針に基づき生活必需品を供給する。

#### ① 生活必需品の調達

事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請するものとする。

#### ② 生活必需品の輸送

「地域支援班」は、本町において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。

(広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。)

#### ③ 生活必需品の供給

供給方針に基づき供給する。

#### ④ 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の供給又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本町が県に請求するものとする。

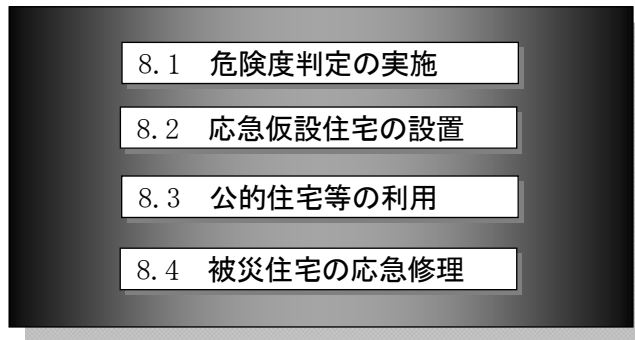
## 第8 住宅の確保

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

なお、町と県及び関係機関の役割分担は、次のとおりである。

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施</li> <li>・ 被災住宅の応急修理の実施</li> <li>・ 応急仮設住宅の入居選定・維持管理</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施</li> <li>・ 県営住宅等の空家の提供</li> <li>・ 応急仮設住宅の供給</li> <li>・ 被災住宅の応急修理における資材調達への協力</li> </ul>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村からの要請に基づく国有林材の供給</li> </ul>



## 8.1 危険度判定の実施【住民相談班、建築班】

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

### (1) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

#### ■被災度区分判定調査

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。  
判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

### (2) 宅地被害調査

#### ① 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

#### ② 被災度区分判定調査

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

### (3) 応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

## ① 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- 応急修理は、災害発生から1ヶ月以内とする。
- 災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

## ② 応急措置に対する指導・相談

### ■落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

### ■電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

## ③ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「住民相談班」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- 復旧に関する技術的指導及び相談
- 復旧の助成に関する相談

## 8.2 応急仮設住宅の設置【住民相談班、建築班】

### (1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置し又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

#### ① 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理の実施は、本部長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、本町にその建築を委任することがある。委任を受けた本町は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書等を整理し保管する。

#### ② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数については、「本編 第2章 第2節 第7 応急仮設住宅等対策」を参考に検討する。

#### ③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、町有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と本町との間に賃貸契約を締結する。

現在、本町が設置場所の候補地としているのは「内宿台公園」、「西小針公園」、「南部大公

園」及び「中部公園」の4か所である。

詳細は、「本編 第2章 第2節 第7 7.1 応急仮設住宅用地の確保」を参照のこと。

#### ④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

##### ■仮設住宅の設置基準

- ・ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- ・ その供与期間は、2年以内とする。
- ・ 建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

#### (2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

##### ① 入居者の選定

本町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

##### ■選定基準

- ・ 住家が全焼、全壊、又は滅失した者であること。
- ・ 住居する家がない者であること。
- ・ 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
  - ✓ 生活保護法の被保護者及び要配慮者
  - ✓ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
  - ✓ 上記に準ずる者

##### ② 要配慮者の入居優先

高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

#### (3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。

そのため、「建築班」は、「住民相談班」と協力して入居者相談窓口等を設置し、被災者の安全・安心の確保、孤独死や引きこもりを防ぐための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営、女性を始めとした生活者の意見反映、家庭動物の受け入れ等に配慮し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を本部長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本町が県に請求できる。

### 8.3 公的住宅等の利用【建築班】

本町は、公営住宅等の空室や公的宿泊施設を一時的に供給する。

また、公的住宅等だけで不足する場合は、民間の賃貸住宅等を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

(1) 公的住宅の確保

本町は震災時に、町営住宅等の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の提供を依頼し、被災者に提供する。

(2) 入居資格

公的住宅等の入居資格は、仮設住宅の入居資格に準ずる者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込は1世帯1か所とする。

(3) 入居者の選定

本町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、本町が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

### 8.4 被災住宅の応急修理【建築班】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本町はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長が特に必要と認めた場合は、本町において実施するものとする。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者とする。

(3) 修理の基準

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最少限度の応急修理を行うものとする。

(4) 修理の方法

- ① 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることはできない。
- ② 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定すること。
- ③ 応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
- ④ 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取扱う。
- ⑤ 本部長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。

#### ■帳簿類一覧

- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 住宅の応急修理記録簿
- ・ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

ただし、本町が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。

#### (5) 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合、「建築班」において被害程度の調査その他選定に協力する。また、本町が実施する場合は、「建築班」をもって住宅の被害認定（罹災証明書発行のため実施するもの）状況等を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

#### (6) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本町が県に請求できる。

## 第9 遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように本部長が行う。また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても本部長が行う。

なお、本町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

9.1 遺体の搜索

9.2 遺体の処理

9.3 遺体の埋・火葬

## 9.1 遺体の搜索【住民相談班、衛生班】

「衛生班」は、搜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し遺体の搜索を行う。

### (1) 搜索の依頼、届出の受付

「住民相談班」は、所在が確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

#### ■搜索の依頼、届出の受付

- ・ 町役場内に「行方不明者相談所」を設置する。
- ・ 行方不明者の詳細情報を聞き取る。  
住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- ・ 避難場所の収容者リスト等を確認する。
- ・ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

### (2) 搜索対象者

死体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

### (3) 搜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努力する。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

### (4) 関係市町への要請

本町のみが搜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し搜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

#### ■関係市町への要請

- ・ 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・ 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- ・ 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

(5) 費用及び期間

項目	内容
費用	費用は、搜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び労務費として当該地域における通常の実費とする。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

9.2 遺体の処理【衛生班】

遺体の処理は本町が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「衛生班」が対応する。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処置を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察は、遺体の検視（見分）及び撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、町長に引き渡す。
- 「衛生班」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

(4) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

■身元確認にあたっての留意事項

- ・ 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- ・ 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。
- ・ 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。

(5) 遺体の収容所の選定

死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。



(6) 遺体収容所の開設

本町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

(7) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

■遺体の収容等にあたっての留意事項

- ・ 延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- ・ 「衛生班」は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

(8) 遺体の輸送

本町は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

(9) 費用及び期間

項目	内容
費用	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

9.3 遺体の埋・火葬【衛生班】

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

(1) 対象

死亡した者の遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 費用

項目	内容
支給対象	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棺（付属品を含む）</li> <li>・ 埋葬又は火葬</li> <li>・ 骨壺又は骨箱</li> </ul>
支給額	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。

(3) 期 間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(4) 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

本町は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

(5) 埋・火葬の手続

- ① 事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。
- ② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(6) 埋・火葬の実施

① 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は本町に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

② 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。

③ 葬祭関係資機材の支給

棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

(7) 埋・火葬の方法

- ① 埋・火葬は、本町が行い、原則として火葬とする。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。
- ③ 本町の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については当該市町村が負担する。
- ④ 身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。
- ⑤ 災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

## 第10 要員の確保

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、大宮公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

### (1) 実施責任者

本部長

### (2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

#### ① 本部長の対応

災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の備上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き本部長が実施する。

ただし、知事の職権の一部を本部長が実施することとして通知された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は本部長が実施する。

#### ② 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理配分及び輸送
- 遺体の搜索
- 遺体の処置

### (3) 費用

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

## 第5節 都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能がまひし、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

### 都市施設の応急対策

#### 第1 公共施設

#### 第2 ライフライン

### 第1 公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道高架等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

#### 1.1 公共建築物

#### 1.2 道路施設

#### 1.3 河川及び水路

#### 1.4 鉄道

#### 1.5 その他の施設

#### 1.1 公共建築物【建築班】

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

(1) 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

(2) 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

(3) 応援協力

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

## 1.2 道路施設【土木班、広報班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

(1) 県道

北本県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 町道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、伊奈町建設業災害応急対策協力会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する(災害対策基本法 29 条)。

③ 応急対策

■基本方針

- ・ 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- ・ 救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。
- ・ 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- ・ 被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- ・ 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
- ・ 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

## ■町道の応急対策

- ・路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- ・路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- ・路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- ・崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- ・落下した橋梁がある場合若しくはその危険があると認められた場合又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

### ④ 広報

「土木班」は「広報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。

## 1.3 河川及び水路【土木班】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

### (1) 1級河川

町内を流れる綾瀬川及び原市沼川について堤防及び護岸が被害を受けた場合、又は河川に障害物の滞留し、溢水のおそれがある場合は、管轄河川に応じて北本県土整備事務所に通報し、本町が必要に応じ応急措置を講ずる。

### (2) 町管理河川

#### ① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは「本部事務局」に確保依頼をするとともに、伊奈町建設業災害応急対策協力会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

#### ② 河川施設の災害応急対策

本町管理の河川施設の水門及び排水機等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜伊奈町建設業災害応急対策協力会など関係業者の協力を求めて確保するものとする。

### (3) 広 報

「土木班」は、「広報班」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

#### 1.4 鉄道【情報班、上尾市消防本部】

鉄道施設が被災した場合については、東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、必要に応じて復旧対策と平行して自動車輸送等の対策を講ずる。

#### 1.5 その他の施設【関係各班】

##### (1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

##### (2) 畜産施設等

本部長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

##### (3) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

##### (4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

施設の責任者は、利用者・職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

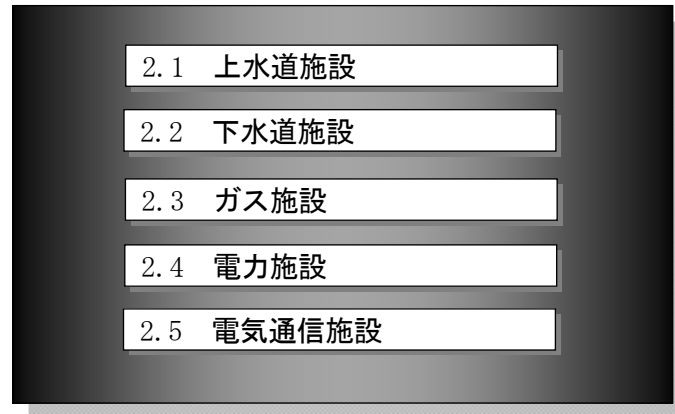
また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

##### (5) 危険物施設

本町及び上尾市消防本部は、「第5編 事故災害対策編 第2章 第1節 危険物等災害対策計画」の応急措置を講ずるよう指導する。

## 第2 ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものをまひさせることから、本町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



### 2.1 上水道施設【給水班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「給水班」は、速やかに導配水施設及び浄水施設等の応急復旧について対策を講ずる。

#### (1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

#### (2) 技術者及び作業員の確保

復旧作業に際しては日本水道協会埼玉県支部に応援を求める。また、技術者が不足する場合は県に要請する。

#### (3) 宿舍等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舍、食料及び寝具等の手配を行う。

#### (4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県に要請する。

#### (5) 施工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。



## (6) 災害時の広報

地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、町民に適時に情報を広報する。

### ■広報手段と広報事項

- ・ 町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、緊急情報メール配信サービス、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- ・ 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

## 2.2 下水道施設【土木班】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「土木班」は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

### (1) 活動体制

応急復旧は、「土木班」において実施し、必要に応じ伊奈町建設業災害応急対策協力会・公益財団法人日本下水道管路管理業協会の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

### (2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ現地の写真撮影、スケッチ等により記録する。

### ■緊急点検場所及び点検内容

点検場所		点検内容
中継ポンプ場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無</li> <li>・ 機械設備の被害（破砕機、ポンプ設備等）</li> <li>・ 電気設備の被害（主要電気設備の稼働状況等）</li> </ul>
管路施設	管渠 (埋設道路の路面等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路面、地表の陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等異常の有無</li> <li>・ 水路占用箇所（露出部）の管渠の損傷、下水の流出等異常の有無</li> </ul>
	マンホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水の流出の有無</li> <li>・ マンホール蓋の変形等異常の有無</li> <li>・ 周辺路面の異常の有無</li> <li>・ マンホール内の異常の有無</li> </ul>

### (3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、中継ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

#### ■緊急措置の内容

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ・下水道の使用制限   | ・安全柵、標識等の設置      |
| ・土のうによる浸水防止 | ・段差部のすり付け        |
| ・通行規制       | ・陥没部への土砂等による埋め戻し |
| ・排水ポンプの設置   | ・その他必要な措置        |

### (4) 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を町民に広報する。

## 2.3 ガス施設【(社)埼玉県LPガス協会】

地震によりLPガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、LPガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、「情報班」は(社)埼玉県LPガス協会に連絡し、その速やかな措置について協力する。

(社)埼玉県LPガス協会が実施する応急復旧対策は次のとおりである。

### (1) 対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(社)埼玉県LPガス協会長は、(社)埼玉県LPガス災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長及び協会員をもって構成される。

また、本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

### (2) 対策本部及び現地災害対策本部の職務

災害対策本部及び現地対策本部の職務は次のとおりとする。

#### ■災害対策本部の職務

- |                   |
|-------------------|
| ・被災情報の収集、分析、伝達    |
| ・応急・復旧応援要員の調整・要請  |
| ・マスコミに対する広報活動     |
| ・LPガス支援資機材等の調整・調達 |
| ・官庁の要請に対する連絡調整    |
| ・その他の必要な事項        |

#### ■現地災害対策本部の職務

- ・ 販売店からの被害情報の収集、現地調査を行い対策本部への報告
- ・ 被害状況に応じた応急・復旧措置
- ・ 二次災害防止のための広報活動の実施
- ・ 支部、地区会館との連絡調整
- ・ LPガス支援資機材等の受け入れ・要請
- ・ 応援要員の要請・調整・受け入れ
- ・ その他必要な事項

### (3) 応急復旧体制のあり方

突発的な地震発生における様々な状況を想定し、LPガス販売業者及び地域の実情に即した応急復旧体制を整備するものとする。

#### ① 応急復旧体制の整備

LPガス販売業者は、地震に関する状況を「地震発生時」、「発生直後」、「発生後」等に区分し、これらの状況に応じ対応できるよう事前に応急復旧体制を整備するとともに応急復旧時の行動基準を整備するものとする。

また、販売事業者は大規模な地震が発生した場合、LPガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受け入れ体制の整備に協力するものとする。

#### ② 円滑な応急復旧のための啓発活動

##### ■仮設住宅入居者への啓発活動

LPガスを使用していない消費者は、LPガスに対する理解について必ずしも十分でないので、LPガス販売業者は、このような仮設住宅等の入居者に対し本町と連携しつつ、速やかに安全使用のための周知を行うものとする。

##### ■臨時供給容器の回収等

大規模地震において救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ・LPガス容器による二次災害を防止するため、あらかじめ集積場所等を定め、回収できる体制をとるものとする。

### (4) 広報活動のあり方

LPガス販売事業者は、大規模地震発生の場合にLPガス消費者が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図ることが重要である。

また、業界として各事業者及び業界で作成するチラシやパンフレット、日頃の業務、展示会、各種講習会及び学校教育、各市町村の広報紙等を積極的に活用する等、あらゆる機会を利用して地震時の対応について周知することが必要である。

特に大規模地震時においては、ガス消費者に対する情報提供のため埼玉県LPガス災害対策本部に電話相談窓口を設ける等、また速やかにラジオや本町を通じて周知を図るものとする。

また、平常時からLPガス消費者に対し、非常時のLPガスに係る情報提供の方法について周知を図るものとする。

## 2.4 電力施設【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「情報班」は東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド（株）が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

### ■災害応急対策（東京電力パワーグリッド（株））

項目	内容
目的	台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。
非常態勢の組織	非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</li> <li>・ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</li> </ul>
対策要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</li> <li>・ 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</li> </ul>
電気事故防止 PR	<p>感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。</li> <li>・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。</li> <li>・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</li> <li>・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</li> <li>・ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</li> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</li> <li>・ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</li> <li>・ その他事故防止のため留意すべき事項</li> </ul> <p>震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。</p>
PRの方法	電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し、認識を深める。

資料)「防災業務計画」(東京電力ホールディングス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)令和3年4月)の要約

## 2.5 電気通信施設【東日本電信電話(株)埼玉事業部、KDDI(株)】

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し又は発生のおそれのあるときに、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、「情報班」は、東日本電信電話(株)埼玉事業部、KDDI(株)に通知し、速やかな対応を要請する。

東日本電信電話(株)埼玉事業部及びKDDI(株)が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

### (1) 応急対策

#### ① 災害時の活動体制

項目	内容
災害対策本部の設置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。
情報連絡	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

#### ② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

項目	内容
重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。
特設公衆電話の設置	災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置（事前配備を含む）に努める。
通信の利用制限	通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
災害用伝言ダイヤル等の提供	地震等の災害発生により輻輳のおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

#### ③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### ④ 災害時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

## (2) 復旧対策

### ① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講ずる。被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

### ② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

### ③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

### ④ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

### ⑤ 復旧工事の実施

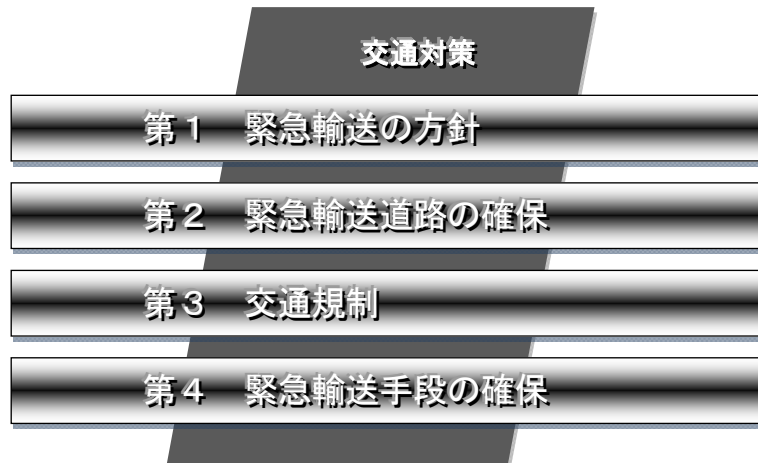
復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第6節 交通対策

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。



### 第1 緊急輸送の方針



#### 1.1 目標【地域支援班、土木班】

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

## 1.2 基本方針【地域支援班、土木班】

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- ① 町民の安全を確保するために必要な輸送
- ② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

## 1.3 輸送対象【地域支援班、土木班】

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

### ■時間の経過に応じた輸送対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
	① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品	

## 第2 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

### 2.1 道路の被害状況の把握

### 2.2 交通障害物の除去

### 2.3 除去作業上の留意事項



## 2.1 道路の被害状況の把握【土木班】

本町及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救命救急活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「土木班」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「情報班」に報告する。

## 2.2 交通障害物の除去【土木班】

「土木班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

### (1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

### (2) 実施方法

#### ① 町道における障害物の除去

「土木班」は、「消防団」の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ伊奈町建設業災害応急対策協力会への協力要請、さらに本部長は知事に対して自衛隊の派遣を要請する。応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

#### ② 県道管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、この旨を北本県土整備事務所に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

#### ③ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

### (3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、伊奈町建設業災害応急対策協力会等との協力体制の強化を図る。

## 2.3 除去作業上の留意事項【土木班】

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。  
応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

#### ■障害物集積所の候補地

名 称	所在地	集積可能面積
丸山スポーツ広場	小室 580	23,000 m <sup>2</sup>

注) 第1期面積(完了) 26,203 m<sup>2</sup>と第2期面積(未整備) 6,708 m<sup>2</sup>の合計面積の70%を集積可能面積とした。

## 第3 交通規制

地震発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

### 3.1 発災直後の交通規制の実施要領

#### 3.2 交通規制の方法

#### 3.3 交通規制の実施時期と法適用

#### 3.4 交通規制の法的根拠

### 3.1 発災直後の交通規制の実施要領【土木班】

本町は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

#### (1) 交通規制実施要領

- 交通要員にあつては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- 規制路線にあつては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- 緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

## (2) 町民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

本町は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く町民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

## (3) 町内の交通規制

本町は、町内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- 町内の道路が破損又は欠壊した場合
- 除去できない障害物がある場合
- 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- 町内の緊急輸送道路を確保する場合

## (4) 被災地区への流入抑制

- 道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- 県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

## 3.2 交通規制の方法【土木班】

交通規制の方法には、次のような場合がある。

### (1) 災害対策基本法に基づいて標識を設置して実施する場合

災害対策基本法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

### (2) 現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

### (3) 道路法による町道の交通規制の場合

#### ① 標識を設置して実施する場合

町道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡の上、規定の規制標識を立てる。

#### ② 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

### 3.3 交通規制の実施時期と法適用【土木班】

#### (1) 災害発生直後の交通規制（地震発生直後から1週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、町民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

#### (2) 復旧期の交通規制（地震発生から1週間後以降）

##### ① 交通規制法の切り替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災害対策基本法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

##### ② 交通規制の緩和等の見直し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

##### ③ 交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

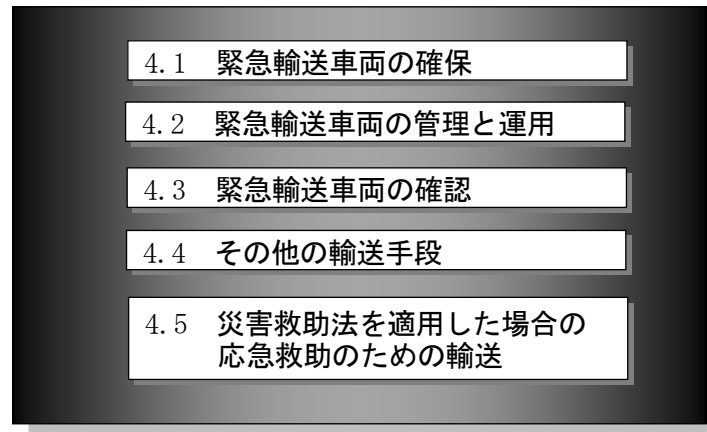
### 3.4 交通規制の法的根拠【土木班】

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第76条～ 第76条の4)	公安委員会 警察官、自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように するため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の 道路の交通に起因する障害を防止するため必要 があると認めるとき
道路法(第46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危 険であると認められる場合又は道路に関する工 事のためやむを得ないと認められるとき

## 第4 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



### 4.1 緊急輸送車両の確保【総括班】

「総括班」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

#### (1) 実施の方法

町有車両の全面的な活用を行うとともに町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

#### (2) 緊急通行車両の確認申請

「危機管理課」は、交通規制が実施された場合に備え、本町が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する。

#### (3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

### 4.2 緊急輸送車両の管理と運用【総括班】

#### (1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「総括班」が集中管理する。

(2) 車両の運用

「総括班」は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施するとともに、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

4.3 緊急輸送車両の確認【総括班】

(1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行の確認対象車両

- 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- 施設及び設備の応急復旧に関するもの
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

4.4 その他の輸送手段【本部事務局】

(1) 航空輸送

本部長は、以下に示す緊急事案に際しては、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。  
なお、臨時ヘリポート指定地については、「本編 第2章 第2節 第5 5.3 後方医療体制の整備」を参照のこと。

- 緊急患者等の搬送
- 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- 災害対策従事者の搬送
- その他の緊急輸送

(2) 鉄道輸送

本部長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を埼玉新都市交通(株)に要請する。

#### 4.5 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送【地域支援班】

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

##### (1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

##### ① 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、死体の搜索及び死体の処理のための人員資材の輸送とする。

##### ② 費用

応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本町が県に請求できる。

##### ③ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

##### (2) 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送について、知事の救助を待つことができないときは、本部長が行う。

## 第7節 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本町及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

廃棄物対策に係る計画を以下に示す。

### 廃棄物対策

#### 第1 災害廃棄物処理

#### 第2 一般廃棄物処理

### 第1 災害廃棄物処理

地震災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「衛生班」は、「建築班」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

#### 1.1 住宅関係障害物の除去

#### 1.2 災害廃棄物の処理

### 1.1 住宅関係障害物の除去【衛生班、建築班】

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のがれき等とは異なる。

なお、必要に応じて、北本県土整備事務所に応援要請を行うものとする。



## (1) 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

- 障害物の除去は、町長が行うものとする。
- 一時的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
- 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

## (2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

### ① 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に運びこまれたもの。
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

### ② 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は本町で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。）

### ③ 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、本部長は、その結果を県へ報告する。

## 1.2 災害廃棄物の処理【衛生班】

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、本町は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

### (1) 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

### (2) 処理体制の確保

#### ① 実施体制

がれき等の災害廃棄物の処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等

を優先的に収集運搬するものとし、原則として次の要領で実施する。応急対応時においても、本町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

■災害廃棄物の排出

倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、区単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。また、廃棄物の排出場所と方法について町民に広報する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、町は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

② 処理の推進と調整

本町は、国、県及び関係者と協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(3) 処理対策

① 仮置場の確保

「衛生班」は、倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を、町有地等から確保する。

また、本町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確認する。

■災害廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	仮置可能面積
丸山スポーツ広場	小室 580	23,000 m <sup>2</sup>
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	24,000 m <sup>2</sup>

② 災害廃棄物の処分方法

「衛生班」は、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

#### ■最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

#### ③ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に務めるものとする。

#### ④ 費用の負担

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。本部長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

#### (4) 損壊家屋の解体

本町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

## 第2 一般廃棄物処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

### 2.1 ごみ処理活動

### 2.2 し尿処理活動

#### 2.1 ごみ処理活動【衛生班】

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

##### (1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

## (2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液化化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

## (3) ごみ収集の方法

### ① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して区又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

### ② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

### ③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。

なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼び掛ける。

### ④ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

### ⑤ 避難所のごみ対策

避難所では、分別の徹底を行い、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

## (4) ごみの仮置場

「建築班」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

## (5) ごみの処理・処分

### ① ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

### ② 隣接市町へのごみ処理の要請

本部長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、又はごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している隣接市町へ、ごみの処理を要請する。

## 2.2 し尿処理活動【衛生班】

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

### (1) 実施体制

地震災害時のし尿収集が本町の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町及び埼玉県へ応援を要請する。

(2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(3) 収集方法

被災地域の状況に応じて本町の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

(4) 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、本部長は、近隣市町に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市大字小針領家 1160	048-728-6071

(5) マンホールトイレの設置

被害状況及び水洗トイレの使用の可否等の状況を判断し、マンホールトイレを設置する。

(6) 仮設トイレの設置・管理

① 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

② 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

(7) 仮設トイレの調達

本町が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

① 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

② 県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

(8) 仮設トイレの撤去

本町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

## 第8節 文教・保育対策

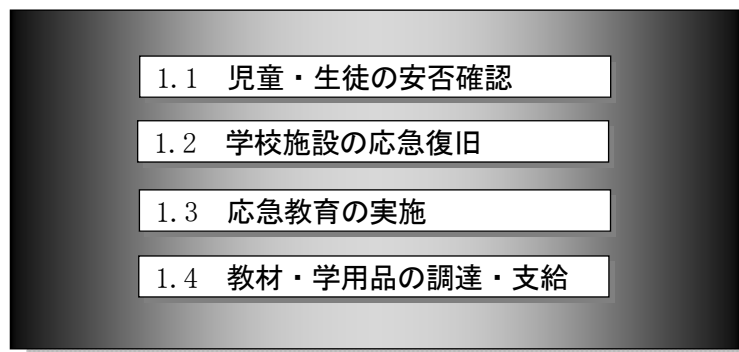
災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び私立学校設置者、並びに「避難支援班」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

教育福祉対策の計画を以下に示す。



### 第1 応急教育

地震災害時には、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。



#### 1.1 児童・生徒の安否確認【応急教育班】

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

##### (1) 勤務時間内で地震が発生した場合

##### ① 児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握するよう努める。

「応急教育班」は、集まった情報を整理して「情報班」へ報告する。

**② 児童・生徒等の避難**

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

**③ 児童等の下校**

児童等の下校については「応急教育班」の指示に従うものとするが、原則として保護者が迎えに来るまで学校で保護するものとする。そのため、保護者に連絡し児童等を迎えにくるよう依頼する。

**④ 臨時休業等の措置**

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により、その措置内容について保護者及び児童、生徒へ速やかに連絡する。「応急教育班」は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

**(2) 勤務時間外に地震が発生した場合**

**① 被害状況の把握**

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握するよう努める。

**② 児童・生徒等の安全確認**

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

**③ 臨時休業等の措置**

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により、その措置内容について保護者及び児童、生徒へ速やかに連絡する。「応急教育班」は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

**1.2 学校施設の応急復旧【教育施設班】**

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

**(1) 学校の応急措置**

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

**(2) 避難所となった場合の措置**

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設利用は、体育館を優先的に使用するが、体育館だけではすべての避難者を収容できない場合、特別教室及び普通教室の使用については、避難者数などを勘案して使用する教室を判断する。

なお、学校が避難所となった場合の措置は、「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」による。

### (3) 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧は、以下の事項に留意して実施する。

#### ■施設の応急復旧

- ・ 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- ・ 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ・ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- ・ 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため次の方策を講ずる。  
近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。  
学校以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- ・ 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

## 1.3 応急教育の実施【応急教育班】

「応急教育班」は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

### (1) 応急教育の開始

校長は、応急教育の開始に当たっては、決定次第保護者及び児童、生徒等に速やかに周知徹底を図る。

### (2) 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- ・ 臨時休業
- ・ 合併授業
- ・ 分散授業
- ・ 短縮授業
- ・ 二部授業
- ・ 複式授業
- ・ 又は上記の併用授業

### (3) 教職員等の確保

「応急教育班」は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。



#### (4) 学校給食の措置

「応急教育班」は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

#### ■学校給食の一時中止条件

- ・避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- ・伝染病等の危険の発生が予想される場合
- ・災害により給食物資が入手困難な場合
- ・給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- ・その他給食の実施が適当でないと認められる場合

#### (5) その他、生活指導等

##### ① 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

##### ② 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

##### ③ 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

##### ④ その他

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

### 1.4 教材・学用品の調達・支給【応急教育班】

本部長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

#### (1) 支給の対象

教科書・学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに私立学校の児童及び生徒を含む）に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

#### (2) 支給の実施

##### ① 教科書、教材の支給

教科書については、本町が支給する。

なお、教科書や教材が学校によって異なる場合は、本部長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て、配達から配分まで実施する。

##### ② 文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、本町が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本町が県に請求できる。

(4) 支給の時期

教科書、文房具及び通学用品等の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

## 第2 応急保育

町立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

### 2.1 福祉施設の応急措置

### 2.2 保育所の応急保育

### 2.3 放課後児童クラブの措置

### 2.4 要保護児童の応急保育

## 2.1 福祉施設の応急措置【避難支援班】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

(1) 安否確認・所在の把握

地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者及び利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

(2) 施設の応急措置

施設管理者は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「避難支援班」に報告する。

(3) 要配慮者の受入れ

福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入りに努める。

#### (4) 被災福祉施設等への支援要請

被災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品、介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。

また、県や近隣市町村への要請は、「総括班」を通じて実施する。多数の被災者受け入れにより、水、食料、生活必需品、介護要員等の不足が生じる場合、前項に準じて支援を要請する。

#### (5) 福祉施設等への町の支援

「避難支援班」は、福祉施設などのライフラインの被災状況を「情報班」へ報告する。報告を受けた「情報班」は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。また、「避難支援班」は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずるとともに、県ボランティアセンターへの情報提供により不足する介護要員等の確保に努める。

## 2.2 保育所の応急保育【避難支援班（保育所）】

町立保育所長（民間保育園長及び幼稚園長を含む。）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

#### (1) 地震災害時の対応

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「情報班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

#### (2) 応急保育の実施

##### ■応急保育の実施内容

- ・ 所長は、保育所児童の被災状況を調査する。
- ・ 「避難支援班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ・ 所長は、応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童を保育所において保育する。
- ・ 保育所を避難所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、「避難支援班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- ・ 所長は、災害の推移を把握し、「避難支援班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

#### (3) 育児用品の確保

「避難支援班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

## 2.3 放課後児童クラブの措置【避難支援班】

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに「応急教育班」に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

## 2.4 要保護児童の応急保育【避難支援班】

「避難支援班」は、要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育の措置を講ずる。

### (1) 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

#### ① 避難所の責任者は、次の要保護児童について「避難支援班」へ通報する。

- 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- 保護者の疾患等により発生する要保護児童

#### ② 町民の通報による把握

#### ③ 広報等による保護者のいない児童の発見

「避難支援班」は、「本部事務局」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

### (2) 親族等への情報提供

「避難支援班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

### (3) 要保護児童の保護と支援

「避難支援班」は、保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講ずる。

#### ① 保護者のいない児童の保護

- 親族による受け入れの可能性を打診する
- 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- 児童相談所と連携し里親への委託保護

#### ② 支援等の措置

- 母子福祉資金の貸付
- 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

#### (4) 児童のメンタルケア

「避難支援班」は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

### 第3 文化財の保護対策

「教育施設班」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

#### 3.1 情報の収集・伝達

#### 3.2 収蔵・保管施設の応急対策

#### 3.3 文化財の応急対策

### 3.1 情報の収集・伝達【教育施設班】

「教育施設班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

### 3.2 収蔵・保管施設の応急対策【教育施設班】

「教育施設班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

### 3.3 文化財の応急対策【教育施設班】

「教育施設班」は、国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

■文化財への対策

- 国、県指定文化財の管理者又は所有者は、「教育施設班」に報告するとともに県教育委員会に報告し、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 町指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が「教育施設班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、管理者又は所有者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

## 第9節 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の開設などの対策を実施する。

### 帰宅困難者対策

#### 第1 帰宅困難者対策

本町において帰宅困難者が発生した場合には、鉄道事業者や学校、企業等とも連携を図り、次の対策を適切に実施する。

#### 第1 帰宅困難者対策

1.1 一時滞在施設の開設・飲料水・食料の備蓄

1.2 帰宅困難者への情報提供

1.3 帰宅支援

1.4 一時滞在施設の閉鎖

##### 1.1 一時滞在施設の開設・飲料水・食料の備蓄【総括班、避難支援班】

地震の発生により、鉄道等の運行が停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を開設する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設においては、受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には本町の備蓄倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

## 1.2 帰宅困難者への情報提供【情報班、広報班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や埼玉県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

### ■帰宅困難者に伝える情報例

種類	内容
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

### ■帰宅困難者対策の内容例

実施機関	項目	対策内容
埼玉県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>・危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>・駅前的大型ビジョンによる情報提供</li> <li>・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>
町	誘導情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供</li> <li>・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導</li> <li>・緊急速報エリアメールによる情報提供</li> <li>・町ホームページによる情報提供</li> </ul>
東日本旅客鉄道(株) 埼玉新都市交通(株)	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> <li>・利用者の保護、待機場所の提供</li> <li>・一時滞在施設の開設、運営</li> <li>・帰宅困難者への飲料水、食料の提供</li> <li>・本町や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内</li> </ul>
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル（171・web171）</li> <li>・特設公衆電話の設置等</li> </ul>
各携帯事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言板</li> </ul>



実施機関	項目	対策内容
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (埼玉県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

### 1.3 帰宅支援 【総括班】

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。  
また、多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

#### ■関係機関の帰宅支援

実施機関	項目	対策内容
埼玉県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配付	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
埼玉新都市交通（株）	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

### 1.4 一時滞在施設の閉鎖 【総括班】

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

本町は、閉鎖にあたっては一時滞在施設の管理者と調整をする。管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

## 第4章 震災復旧・復興対策計画

災害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

### 第4章 震災復旧・復興対策計画

#### 第1節 公共施設の復旧・復興計画

#### 第2節 民生安定のための措置

#### 第3節 激甚災害の指定

## 第1節 公共施設の復旧・復興計画

地震災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

### 公共施設の 復旧・復興計画

#### 第1 復旧・復興計画の方針

#### 第2 復旧・復興計画の推進

### 第1 復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども、障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

#### 1.1 復旧・復興の基本方針

#### 1.2 計画への住民の意向反映

#### 1.3 財政支援の検討

#### 1.4 計画推進のための職員の派遣の要請

### 1.1 復旧・復興の基本方針【企画課、DX推進・新庁舎整備室、関係各課】

本町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

#### (1) 迅速な意思決定等

地震発生後、本町の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

#### (2) 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

#### (3) 各種データの整備保全

復旧・復興の備えとして、戸籍、住民基本台帳、福祉・医療、税、保険、教育、地籍、建築物、権利関係、施設・地下埋設物等情報及び測量図、情報図面等の各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備する。

#### (4) 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

### 1.2 計画への住民の意向反映【企画課、関係各課】

被災地の復旧・復興は、本町が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

#### (1) 町民ニーズの把握

町民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

#### (2) 復興計画への反映

災害に強いまちづくりを踏まえた復興計画は町民の利害関係に大きく影響することから、町民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

### 1.3 財政支援の検討【企画課】

本町の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

#### 1.4 計画推進のための職員の派遣の要請【企画課、関係各課】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2 復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

### 2.1 復旧事業実施体制

### 2.2 復旧事業計画の作成

### 2.3 復興計画の作成

#### 2.1 復旧事業実施体制【各課共通】

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、本町は、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

#### 2.2 復旧事業計画の作成【各課共通】

本町は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

(1) 災害の再発防止

本町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図る。

(2) 緊急査定の実施

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧事業期間の短縮

本町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(4) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

① 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

■財政援助根拠法令

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・水道法

(6) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、本町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う

2.3 復興計画の作成【企画課】

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(1) 震災復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

(2) 震災復興方針の策定

関係者で構成される「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、その内容を町民に公表する。

(3) 震災復興計画の策定

震災復興計画に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

■市街地復興計画のための行政上の手続きの実施

建築基準法第84条建築制限区域の指定	県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。
被災市街地復興特別措置法上の手続	本町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

■震災復興事業の実施

専管部署又はプロジェクトチームの設置	本町は、震災復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。
震災復興事業の実施	本町は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

## 第2節 民生安定のための措置

大規模な地震により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

### 民生安定のための措置

#### 第1 罹災証明書の発行

#### 第2 被災者の生活確保

#### 第3 義援金品の配布

#### 第4 地域経済の復旧支援

### 第1 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。

（災害対策基本法 第90条の2）

#### 1.1 罹災証明書発行の概要

#### 1.2 罹災証明書発行の流れ

#### 1.3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

#### 1.4 被災者台帳の作成

#### 1.5 事前対策



## 1.1 罹災証明書発行の概要【総括班、上尾市消防本部】

### (1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う罹災届出証明で対応する。

- ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- ② 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

### (2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「総括班（危機管理課）」が担当する。ただし、火災による罹災証明は、上尾市消防本部が行う。

### (3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の町長又は上尾市消防本部が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

### (4) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

### (5) 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、所定の様式による（資料編参照）。

### (6) 被害家屋の判定基準（上記(1)①に係わるもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（資料編参照）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

## 1.2 罹災証明書発行の流れ【総括班、情報班、建築班】

### (1) 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「情報班（税務課）」及び「建築班（都市計画課）」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

#### ① 被害地域の航空写真の撮影準備

#### ② 事前調査の実施

調査計画を検討するため「情報班」に収集された被災家屋情報を参考に本町における被害の全体状況を把握する。

#### ③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

#### ④ 調査員の確保

- ・町職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・「調査班」の編成と調査地区割りの検討

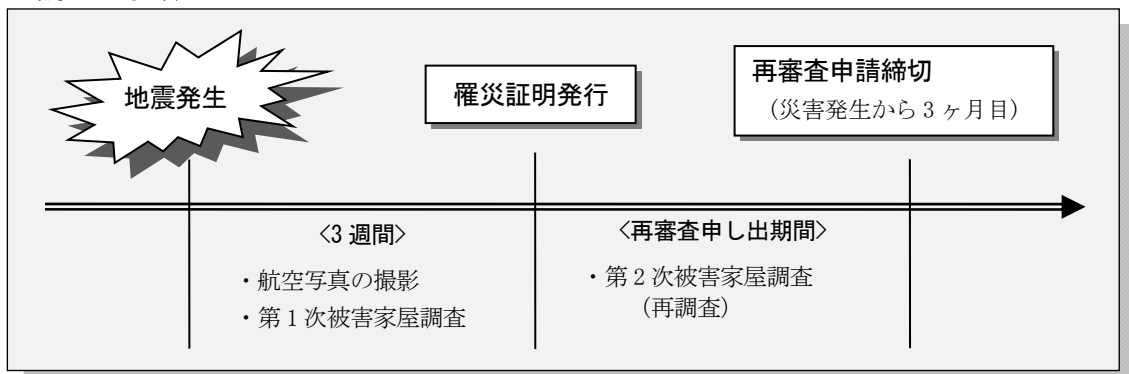
### ⑤ 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬用車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

## (2) 被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### ■調査の手順



### ■調査方法

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後2週間以内に撮影した被災地の航空写真(1/4,000~1/5,000)を入手する(適当な航空写真がない場合には町独自で関係業者に撮影を依頼する)。
第1次被害家屋調査	被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第2次被害家屋調査	第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。

### ■「調査班」の編成

- ・2人1組で調査を実施する。
- ・調査員は、本町職員及びボランティア調査員(民間建築士等)とする。
- ・必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

## (3) 罹災台帳の作成

被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、町長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

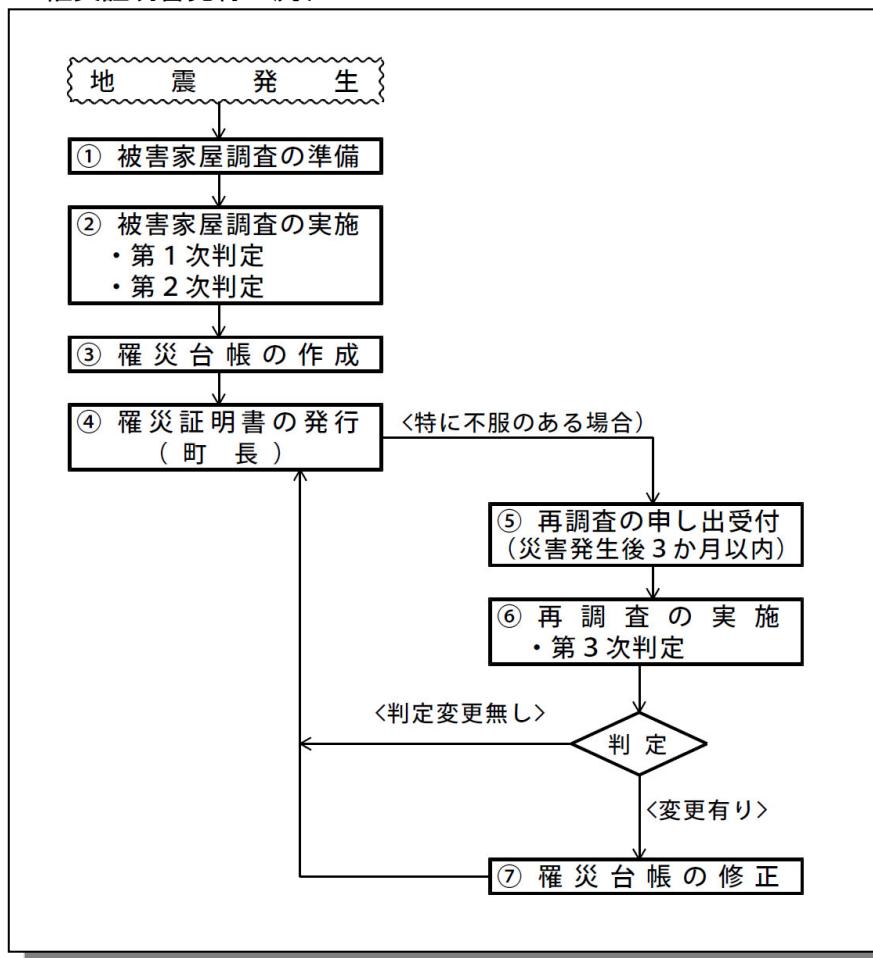
(5) 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査班」内に判定委員会（町長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

■罹災証明書発行の流れ



1.3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置【広報班、住民相談班】

「広報班（秘書広報課）」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、「総括班」は、罹災証明書に関する相談窓口を町役場に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

#### 1.4 被災者台帳の作成【関係各班】

本町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。なお、被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳を利用する。

##### ■被災者台帳の記載（記録）内容

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ その他（内閣府令で定める事項）

#### 1.5 事前対策【税務課、都市計画課】

罹災証明書発行及び被災者台帳作成の事前対策は次のとおりである。

##### (1) 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

##### (2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

##### (3) 他都市の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

##### (4) 調査携帯物品等の備蓄

日頃から「税務課」及び「都市計画課」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

##### (5) 被災者支援業務の標準化

本町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

## 第2 被災者の生活確保

地震により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

- 2.1 生活相談
- 2.2 災害弔慰金、災害見舞金の支給
- 2.3 災害援護資金の貸付
- 2.4 被災者生活再建支援制度
- 2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度
- 2.6 住宅の再建
- 2.7 職業の斡旋
- 2.8 租税等の減免及び徴収猶予等
- 2.9 生活保護

### 2.1 生活相談【住民相談班、関係各班】

被災者の生活再建を支援するため、町役場、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

#### (1) 町民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本町は、「町民サポートセンター（仮称）」を開設する。

町民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

##### ① 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

##### ② 各専門分野での相談

「住民相談班」は、関係各班と協力して、医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅などに関する専門的な相談の対応に努める。

本町だけの対応では相談内容に的確に対応できない場合には、国及び県の担当部局や必要に応じてライフライン関係者と連携し、専門家を派遣してもらえようとする。

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

④ 女性相談

女性相談員等が被災した女性のさまざまな不安や悩みの相談に応じる。

⑤ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報によって提供する。

⑥ その他

■留意事項

- ・被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
- ・必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
- ・要配慮者に対応する職員を専任で配置する。
- ・プライバシーを確保して相談できる環境を確保する。

(2) 尋ね人相談

① 相談窓口の開設

■相談窓口の開設に関する留意事項

項目	内容
正確な情報の把握	「本部事務局」は、発災直後から各部・各班はもとより、警察、消防、医療等関係機関、避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「住民相談班」に伝達する。
町民からの相談対応	「住民相談班」は、「本部事務局」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「町民サポートセンター」に移設する。

② 情報の提供

■情報の提供手段

- ・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
- ・臨時広報等の発行、避難所等への掲示
- ・SNS、ホームページの活用
- ・東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用(資料編参照)

2.2 災害弔慰金、災害見舞金の支給【避難支援班(社会福祉課)】

本町は、町民が自然災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。

死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害見舞金の支給の詳細については、資料編参照のこと。

### 2.3 災害援護資金の貸付【避難支援班（社会福祉課）】

本町は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付をもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

#### (1) 災害援護資金の貸付

本町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。  
なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

#### (2) 生活福祉資金に基づく災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

#### (3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸付ることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸付るものである。

### 2.4 被災者生活再建支援制度【総括班（危機管理課）】

#### (1) 制度の概要

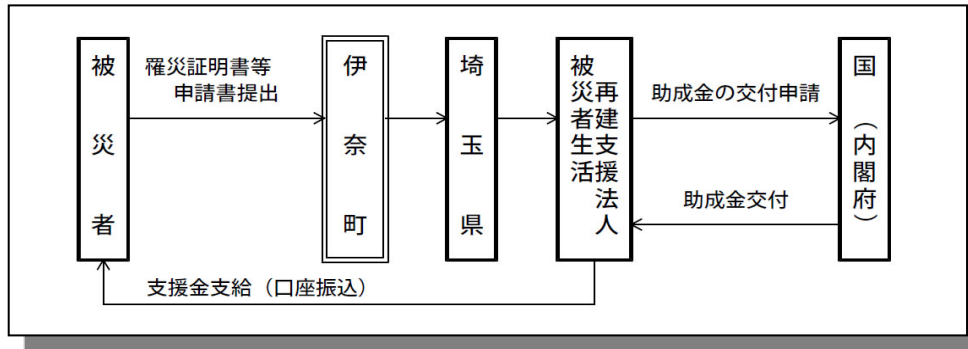
地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

なお、支援に関する詳細については、資料編参照のこと。

#### (2) 支援金の支給

「危機管理課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

■支援金の支給手続



2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【総括班（危機管理課）】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記2.4）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

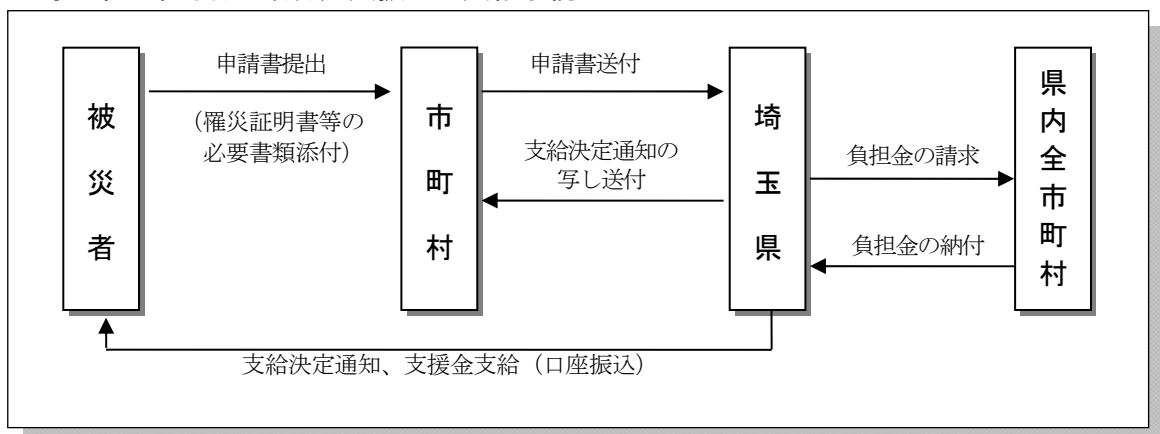
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

支援項目及び支給手続きは、以下のとおりである。

なお、支援内容の詳細については、資料編参照のこと。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



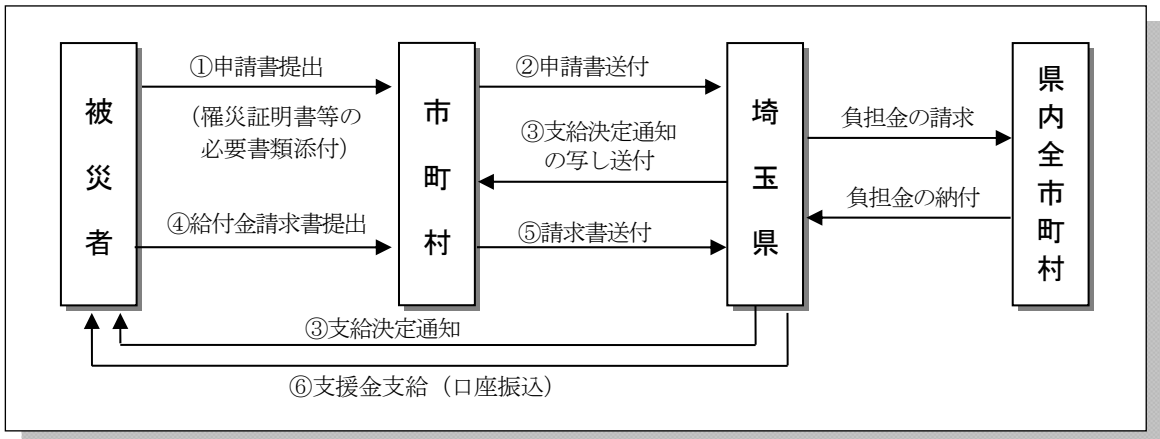
(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続き

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。



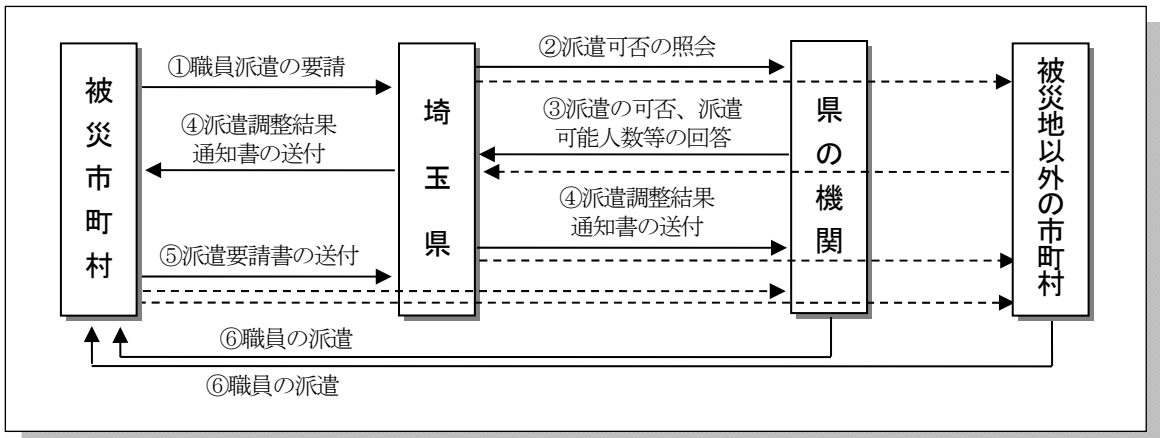
(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



2.6 住宅の再建【総括班（危機管理課）】

火災、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

災害復興住宅建設に基づく資金貸付の詳細については、資料編参照のこと。

(2) 災害復興住宅資金に基づく資金貸付

災害復興住宅に基づく資金貸付の詳細については、資料編参照のこと。

(3) 町及び県の措置

① 災害復興住宅資金

本町及び県は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、独立行政法人住宅金融支援機

構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

## ② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、町長は被災者の希望によって災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

## 2.7 職業の斡旋【地域支援班（元気まちづくり課）】

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋について、本町は、離職者の状況を把握し、国（大宮公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（大宮公共職業安定所）に要請する。

### (1) 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

#### ■公共職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

### (2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

#### ① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

#### ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給について被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

### (3) 被災事業主に関する対策

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、被害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

## 2.8 租税等の減免及び徴収猶予等【関係各課】

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下、「被災納税義務者等」という。）又は被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、減免及び徴収猶予等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

### (1) 町税の減免及び徴収猶予

町長は、被災納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### ① 期限の延長(町税条例 第18条の2より)

災害により、納税義務者等が期限内に申告しその他書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により延長する。

- 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、被災納税義務者等による申請により、町長はその理由の止んだ日から2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）において期限を延長する。

#### ② 減免

被災納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。また、災害により徴収を猶予した場合は、猶予期間に対応した延滞金について減免措置を講ずる。

##### ■税の減免

税区分	減免内容
町民税 (町税条例 第51条より)	被災納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税 (町税条例 第71条より)	固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。
特別土地保有税 (町税条例 第139条の3より)	土地の被災の程度に応じて減免を行う。

#### ③ 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき最初の猶予期間と合計し、2年を限度として延長する。

### (2) 国民健康保険税の減免及び徴収猶予

本町は、地震災害により被災者の納付すべき国民健康保険税について、法令及び条例の規定に基づき、減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### ① 減免(町国民健康保険税条例 第20条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納期限までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき最初の猶予期間と合計し、2年を限度として延長する。

(3) 国民年金保険料の免除(国民年金法 第90条より)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、本町が内容審査の上、日本年金機構に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減免(町保育料の徴収に関する規則 第4条より)

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免(町介護保険条例 第10条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。  
なお、保険料の納期限までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予(町介護保険条例 第9条より)

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額の全部又は一部を、納期限から3か月又は6か月徴収を猶予することができる。

(6) 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予

① 減免(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第18条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。  
なお、保険料の納付期限(特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日)までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第17条より)

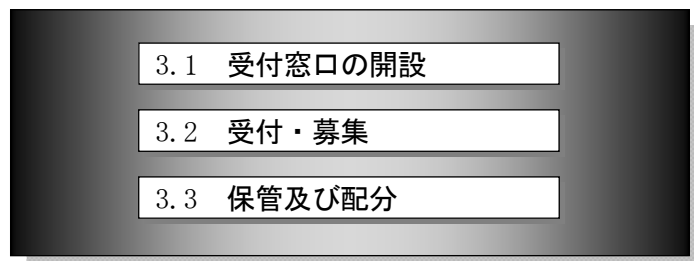
災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額の全部又は一部を、納期限から6か月を限度として徴収を猶予することができる。

## 2.9 生活保護【社会福祉課】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため本町及び県は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査協議の上、最低生活を保証する措置を講ずる。

## 第3 義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。また、町内に配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。



### 3.1 受付窓口の開設【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）】

本町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金の窓口は、「情報班（会計課）」が担当し、救援物資の窓口は、「避難支援班（社会福祉課）」が担当する。

### 3.2 受付・募集【避難支援班（社会福祉課）、情報班（会計課）、広報班（秘書広報課）】

#### (1) 義援金品の受付

##### ① 義援金品の受付

義援金品の受付は、「情報班（会計課）」及び「避難支援班（社会福祉課）」が行う。

受付は、原則として本町が開設した窓口及び銀行振込みとする。

##### ② 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

##### ③ 委員会への報告

「情報班（会計課）」及び「避難支援班（社会福祉課）」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

#### (2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「広報班（秘書広報課）」が本町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

### 3.3 保管及び配分【情報班（会計課）】

「情報班（会計課）」は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

#### ■義援金の保管及び配分

- ・ 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- ・ 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ・ 「情報班（会計課）」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、地区長又は自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- ・ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- ・ 被災者に対し、町の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- ・ 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- ・ 「情報班（会計課）」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

## 第4 地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講ずる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

#### 4.1 農林業関係融資

#### 4.2 中小企業関係融資

#### 4.1 農林業関係融資【地域支援班（アグリ推進課）】

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく資金融資

株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例 第3条に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済金の支払いができるように措置する。

農業災害補償に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

#### 4.2 中小企業関係融資【地域支援班（元気まちづくり課）】

被災した中小企業は、県制度融資の貸し付けを利用できる。

本制度は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県が資金需要の把握や資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置を実施し、県が国に対しても要望するものである。

本町は、被災した中小企業が本制度を活用できるよう、本制度の迅速かつ円滑な実施を県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編参照のこと。

##### ■ 中小企業関係融資

- ・ 被災中小企業に対する復興資金の貸付
- ・ 日本政策金融公庫 災害復旧貸付
- ・ 商工組合中央金庫の貸付

## 第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

### 激甚災害の指定

#### 第1 激甚災害指定手続き

#### 第1 激甚災害指定手続き

##### 1.1 激甚法による財政援助

##### 1.2 激甚災害指定の手続き

##### 1.3 激甚災害に関する調査

#### 1.1 激甚法による財政援助【関係各課】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

#### 1.2 激甚災害指定の手続き【関係各課】

本町及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

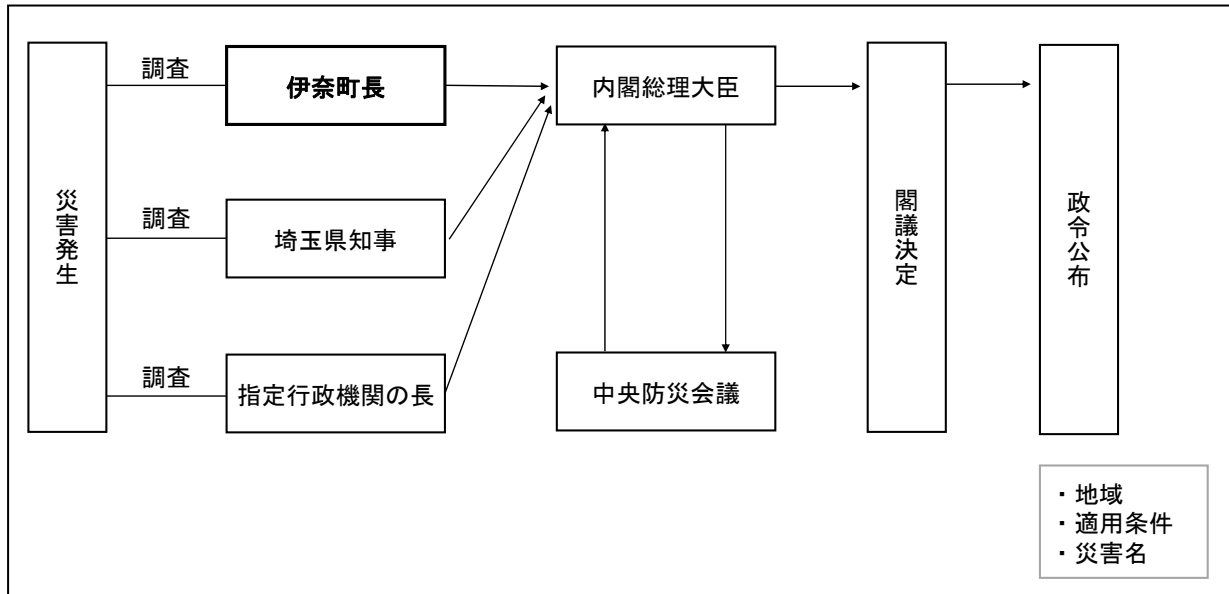
内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に



対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

激甚災害の指定手続及び財政援助措置の対象については、下図のとおりである。

■激甚災害の指定手続



■財政援助措置の対象（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

■財政援助措置の対象（農林水産業に関する特別の助成）

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

■財政援助措置の対象（中小企業に関する特別の助成）

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■財政援助措置の対象（その他の財政援助及び助成）

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・日本私学振興財団の業務の特例
- ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

1.3 激甚災害に関する調査【関係各課】

本町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707町村が推進地域に指定されている。本町は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

### 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

#### 第2節 地震発生後の対応

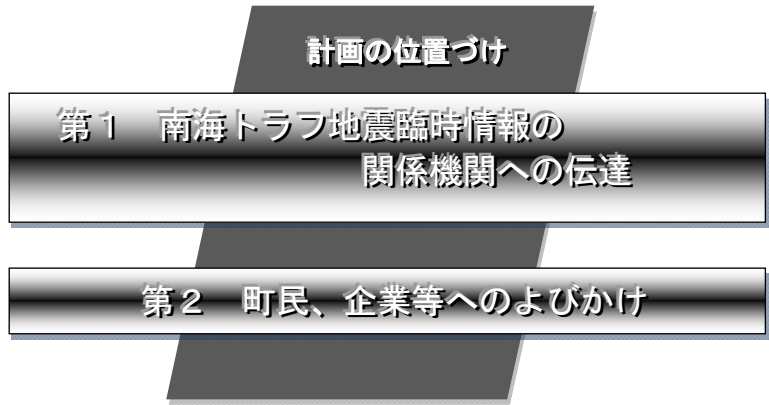
##### 《参考》

##### ◆ 推進地域の指定条件

- ① 地震の揺れによる被害については、震度6弱以上の地域
- ② 津波による被害については、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

# 第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

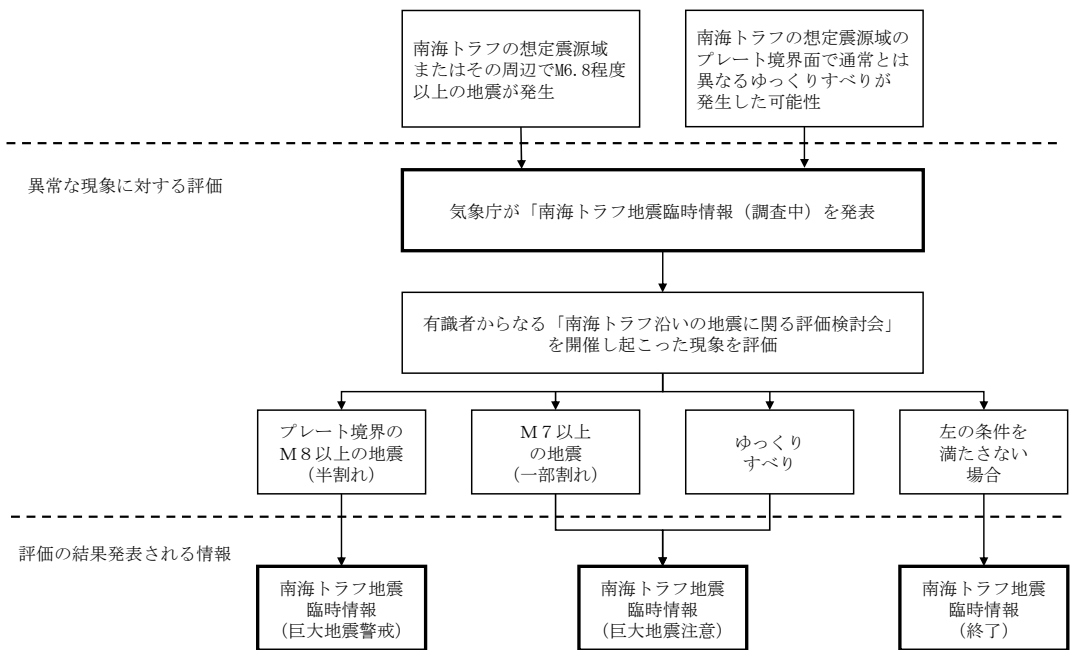
本町において「南海トラフ地震臨時発表情報に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的考え方や前提条件などを以下に示す。



## 第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

本町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から伝達された場合、直ちに庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

### ■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



## 第2 町民、企業等へのよびかけ

本町及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

### 2.1 町民の防災対応

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。  
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- (2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。  
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところできるだけ近づかない 等

### 2.2 企業等への対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

- (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認

## 第2節 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本町、県、及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

## 第6章 最悪事態（シビアコンディション）への 対応

### 第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

#### 第1節 シビアコンディションを設定する目的

#### 第2節 シビアコンディションへの対応

#### 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

### 第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本町の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、本町に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本町においては、地域防災計画が対象としている町域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本町域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本町はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

## 第2節 シビアコンディションへの対応

「第2編 震災対策計画 第1章～第5章」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

## 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に町民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本町もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

シビアコンディションの  
共有と取組の実施

第1 命を守るのは「自分」が基本

第2 支援者の犠牲はあってはならない

第3 火災から命を守る

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

第5 その時、道路は通れない

第6 首都機能の麻痺

第7 デマやチェーンメールは新たな災害

第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

第9 都心からの一斉帰宅は危険

第10 危険・不便な首都圏からの避難

第11 助かった命は守り通す

第12 食料が届かない

第13 災害の連鎖を防止せよ



## 第1 命を守るのは「自分」が基本 大震災では家具が凶器になります。

### ■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（伊奈町の場合、死者なし、負傷者1名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

### ■課題

- ・ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす
- ・ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

### ■対策の方向性（予防期）

- ・ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- ・ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- ・ 地震に備えた防災総点検を行う。

## 第2 支援者の犠牲はあってはならない

### ■ リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になる。同じ 3 県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は 1 名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要である。

### ■ 課題

- ・ 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2 次災害に巻き込まれることを防止する。
- ・ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

### ■ 対策の方向性

- ・ 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- ・ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- ・ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- ・ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

## 第3 火災から命を守る

### ■リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

#### 【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

#### 【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

### ■課題

- ・ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- ・ 消防機関の現場到達を早める。
- ・ 火災から逃げ遅れる人をなくす。

### ■対策の方向性

- ・ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- ・ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- ・ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- ・ 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

## 第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

### ■ リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

### ■ 課題

- ・ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- ・ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ・ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

### ■ 対策の方向性

- ・ 本町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、庁舎、関係施設等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される町庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- ・ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- ・ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ・ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- ・ 町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- ・ 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、町民及び他市町村の住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

## 第5 その時、道路は通れない

### ■ リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

### ■ 課題

- ・ 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- ・ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- ・ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

### ■ 対策の方向性

- ・ 緊急輸送道路と首都圏を結ぶ道路ネットワークの状況の把握体制を確立するとともに、町内の主道路網の整備を進める。
- ・ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- ・ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

## 第6 首都機能の麻痺

### ■リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

### ■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

### ■課題

- ・ 県内機能の停止。県による災害対応の遅れ。
- ・ 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。

### ■対策の方向性

- ・ 他機関との連携を確保し、県とともに都市機能の継続をサポートする。
- ・ 関係機関による後方支援の資源を確保し、県と協力して復旧・復興に努める。



## 第7 デマやチェーンメールは新たな災害

### ■ リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターや SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（2次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない2次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

### ■ 課題

- ・ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- ・ 政府、県、防災機関による正確な情報発信が不足する。
- ・ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

### ■ 対策の方向性

- ・ 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- ・ 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- ・ 政府や県・本町は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

## 第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

### ■リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

### ■課題

- ・ 町内の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- ・ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- ・ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

### ■対策の方向性

- ・ 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- ・ 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- ・ 他自治体や企業から医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- ・ 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- ・ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- ・ 町内の主要病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。



## 第9 都心からの一斉帰宅は危険

### ■ リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

### ■ 課題

- ・ 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- ・ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- ・ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

### ■ 対策の方向性

- ・ 近隣市町と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- ・ 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- ・ 本町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- ・ 徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- ・ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

## 第10 危険・不便な首都圏からの避難

### ■ リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

### ■ 課題

- ・ 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- ・ 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- ・ 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。

### ■ 対策の方向性

- ・ 近隣市町からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- ・ 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- ・ 近隣市町や県内より取得した被害情報や応援要請に基づき、受入調整を行う。
- ・ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- ・ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

## 第11 助かった命は守り通す

### ■リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

### ■課題

- ・ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- ・ 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- ・ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

### ■対策の方向性

- ・ 被災地外の自治体において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- ・ 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- ・ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- ・ 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

## 第12 食料が届かない

### ■ リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

### ■ 課題

- ・ 広域物資供給体制の整備
- ・ 広域緊急輸送体制の整備

### ■ 対策の方向性

- ・ 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- ・ 国や県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- ・ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- ・ 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

## 第13 災害の連鎖を防止せよ

### ■ リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

### ■ 課題

- ・ 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

### ■ 対策の方向性

- ・ 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- ・ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。